

平成19年度一般会計予算特別委員会会議録

平成19年7月2日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 18:43

○ 委員長

ただ今から平成19年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。「議案57号 平成19年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

6月29日に引き続き民生費、保育所費、公立保育所の運営検討委員会について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

おはようございます。

95ページ、民生費、保育所費、公立保育所の運営検討委員会の関係についてお尋ねをいたします。この公立保育所の運営検討委員会は今年3月策定の次世代育成支援対策行動計画、この計画との関係ではどういう位置付けになるのかお尋ねいたします。

○ 保育課長

昨年の8月から、次世代の育成施策推進委員会が、次世代育成支援対策行動計画の策定が進められたところでございます。その審議の過程の中で専門部会が設置されまして、保育行政を取り巻く国の動向と、本市の状況を把握する中で、飯塚市の公立保育所にかかる経費のあり方や、その機能と役割についての調査、分析が行われ、今後の保育行政にかかわる公立保育所のあり方、方向性についての提言書がまとめられました。この提言書の中で、公立保育所の役割、これにつきましては保育サービスの質と量の向上、それと統廃合も視野に入れた施設面の向上、これにつきましては施設および施設の向上と将来的な保育所の配置、それと民営化等の民間活力導入という方向性が示されました。これを受けまして、公立保育所運営検討委員会の今回作りまして、より具体的な実施計画や保育サービスについてご審議をいただくものでございます。

○ 川上委員

この次世代育成支援対策行動計画、33ページに保育サービスの充実というところがあります。この中で通常保育事業実施機関、平成19、20、21ということになってるんですが、この中で方向性、課題としては今言われたものと、順序少し違うようではございますけれども、公立保育所施設の老朽化問題、入所児童数の少ない保育所の運営方法、保育にかかわる経費のあり方等について次世代育成支援対策推進委員会の答申を元に方針を決定するとあるわけですね。それでこの方針決定はいつをめどにしておられるのかお尋ねします。

○ 保育課長

今後のスケジュールについてでございますけれども、6月4日に第1回運営検討委員会を開催いたしまして、その内容、概要説明を行っております。今後につきましては、現地視察等も含めまして5回を開催するというので8月までを1つの目標としておるところでございます。

○ 川上委員

今のお話だと、決定を8月末にするということですか。

○ 保育課長

1つの目標として、8月末を、その時期に答申を受けたいというふうに考えております。

○ 川上委員

この検討委員会の設置目的、もう少しすっきり分かるように説明していただけますか。それから構成メンバーについても合わせてお尋ねいたします。

○ 保育課長

先に委員の構成がどのような構成かというご質問に答えたいと思います。まず委員は5人で

構成されております。内訳につきましては学識経験者3名、この3名につきましては大学の準教授が1名、それから中小企業士、それから税理士等でございます。それと公募が1名、そのほか関係行政機関より1名となっております。

それと先ほど申し上げましたけれども、目的についてでございますけれども、これはこちらの方の提言書の方に載っております。この提言書の15ページの方に具体的に今後の公立保育所のあり方の提言書がここに上がっておるわけでございます。先ほど具体的に少し申し上げましたけれども、1点目が公立保育所の役割として、保育サービスの質と量の向上ということで大きな題目の中で上がっております。具体的にはそれぞれありまして、例えば保育方針、それとか今後の計画、それから保育所の懇談会の関係とか障がい児保育体験、各種研修の充実、それから食育の推進、それから在宅の家庭支援、それから相談機能や園の開放の充実、それとか障がい児加配とかそれぞれそういう公立保育所の役割、先ほど申し上げましたけれども、それと将来的な配置、それと民営化等の民間活力導入と。その3点の中で審議会にお願いをしておるといふ状況でございます。

○ 川上委員

それで設置の目的なんです、行動計画では答申を元に方針を決定しますと書いておるんですね。それを担当課で決めないで、こういう検討委員会を作るのはなぜかということをお聞きしましょう。

○ 児童社会福祉部長

先ほどから課長が経過説明いたしておりますけれども、改めまして本件の経過につきましては昨年の8月に次世代育成支援行動計画の推進委員会を設置いたしまして、平成16年度に1市4町でそれぞれの計画が策定されておりました。現実的には5冊の次世代の計画になっておったものですから、これを昨年の8月から一本化すると。合わせまして9月から今後公立保育所の内容的にいろいろ問題があるものですから、昨年の9月から専門部会を設置しまして、保育所の今後のあり方についての提言を受けております。その提言を受けた中で先ほど課長が申しておりますように、公立保育所の役割、統廃合も視野に入れた施設面の向上、民営化等の民間活力の導入という方向性が示されたところでございます。それを受けまして今年の6月4日、第1回目、先ほど課長が答弁いたしましたように、公立保育所運営委員会を設置いたしまして、8月末までをめどとして今後の公立保育所の具体的なあり方についての答申を受けたいというふうにご考えておるところでございます。

○ 川上委員

ですから、なぜその運営検討委員会を作るのかということなんです。課内で、現課の方で決めていくやり方だってあなた方今までしたわけだから、なぜ今度は検討委員会を作るのかと、簡潔に聞いております。

○ 児童社会福祉部長

委員ご指摘されておりますように、旧飯塚市で横田保育所を平成17年に民営化、民間委譲させていただいております。そのときには言われますように市の職員、それと大学の先生を入れた中での協議、検討をして民間移譲をしたわけでございますけれども、今回につきましては専門部会の答申を受けて改めて民間の専門家の方々、近畿大学の準教授、それと中小企業診断士、税理士等の専門家の皆さん方のご意見を聞いた中で今後の計画を立てたいと、広く専門家の意見を聞いた中で計画をたてるということで今回の処置になったというようなことでございます。

○ 川上委員

今の答弁お聞きしますと、旧飯塚市時代の横田保育所の民営化についてどうだったのかと反省するところもあるというふうにご聞かせましたけど、この検討委員会の設置そのものについて

は専門家のお話を、意見を聞きたいということのようですね。この5人の中で市民公募が1人ありますね。この方は専門家ですか。

○ 児童社会福祉部長

公募の委員1名につきましては、これたまたまということもちょっと表現おかしいかもしれませんが、この方は先ほど申しました次世代育成支援推進委員会の委員でもあり、保育所のあり方の専門部会の委員でもあった方であり、前回は公募で応募されている方がたまたま今回も応募されたということで、非常に内容的には精通されておるといふふうに私は判断いたしております。

○ 川上委員

この方も公募ではあるけれども、専門家に近いということですね。それでは市民の意見はどのように、いつ聞くのか。8月末までに答申を出してもらいたいという考え方なんですよ。そうすると今言ったような市民の意見だとかはいつ聞くのかとすることが知りたいわけですね。

○ 児童社会福祉部長

今回の計画の決定をする前に市民の意見を聞くのかという主旨のご質問かと思えます。

今回につきましては計画を決定する前に、直接的な計画の内容についてのご意見を聞くという予定は今のところはいたしておりません。しかしながら来年の1月1日の市報におきまして、今の計画では21年、再来年の21年の4月1日から、これは答申の結果がどうなるか分かりませんが、もし今後のスケジュールの観点で、もしも民間を移譲するというような答申が出た場合につきましては、1年3カ月前に保護者、住民の皆様方にはその内容等について十分説明したいと。その後には、個々の保護者の説明会とか、そういったことは開催させていただいた中で住民の皆さん方のご理解を求めていこうというふうに考えております。

○ 川上委員

今の質疑応答の中で、ずいぶん分かってきたと思えますのが、公立保育所の民営化というのが検討課題の1つではなくて、もう大前提でね、進んでおることですね。それで、実は旧飯塚市時代を第3次行財政改革で公立保育所、当時8つだったと思えますけども、そのうちの1つを民営化するということを行革で決めたんですね。それで合併の前年に6月ごろから短期間のうちに市立横田保育所民営化、強行したという状況ですよ。それで、ここからそれなりの教訓を引き出す必要があると思うんですね。この検討委員会が問題を組み立てていくなら。そうするとそれから2年経ったわけですね。2年と少し経ったんですが、どういうメリットがあったのかその辺のことは市としては少し整理してありますか。公立保育所運営検討委員会にどんな課題をどういう観点からやってくれという、検討してくれということが必要だと思うんですよ。その中の一番大きい一つが民営化ですから、横田ではこうだったと、こういうメリットもあった、デメリットもあったということが言わないといけないと思うんですけど、どういうメリットがあったか。

○ 児童社会福祉部長

今委員質問の件につきましては、今後公立保育所運営検討委員会の中に提案、事務局の方から提案、事務局の方からご説明をさせていただく内容になる部分であろうかというふうに、思っております。いずれにいたしましても、8月末に答申が出ました場合、市長に答申していただきまして、この結果につきましては所管の厚生文教委員会の方に報告をさせていただきたいというふうに考えております。具体的な内容につきましては、その答申の結果が出ました後に、こういった審議、協議を経た中で答申をいただいておりますというご説明をさせていただく時点で、ご答弁させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

あなた方は公立保育所民営化、前提にした運営検討委員会の予算上げてるんですよ。それなら実際にやった民営化でどういうメリットがあったのか、答えられないはずないでしょメリットを教えてください。

○ 児童社会福祉部長

横田保育所の民営化をした中での一応の試算、経費節減、特に人件費等が大きくなっていくかとは思っておりますけれども、定員が60名で、実績といたしましては単年度で6100万円の効果があったと、これは概算でございます。それとあと、じゃあ一番難しい問題になっていくんですけども、公立保育所の担うべき保育とは何なのかと、そこら辺のところは非常に難しい部分、私は判断があるかと思っております。6月30日の土曜日、一昨日午後1時から委員の方と9カ所、とりあえず1回目ということで9カ所の保育所を実際見ていただきました。なかなかそこら辺のところでの公私立保育所のそれぞれのサービスの内容を判断するということは非常に難しい問題があるかもしれないと思っております。しかしながら基本的に言えますことは、公立保育所の使命と申しますのは、特に今回の特別委員会、代表質問等でも出ておりますけれども、障がい児の問題、発達障がいとか、非常に保育所、幼稚園、学校現場でもこの問題は大きくなっております。そういったところについては公立が積極的に担うべきではないかと思うか。またそれともう1点、世代間交流とか異年齢児の交流事業とかそういった子育て、子どもが健やかに育っていく上においてそういったふうなサービスについては公立が担うべきではないかというふうに考えております。ほかまだいろいろありますけれども、ちょっと答弁が長くなるのもなんですから、ここら辺のところでご理解願いたいというふうに考えております。

○ 川上委員

保育内容上のメリットについては答えられませんでしたね。それで、今答弁されたメリットというのは財政的なことですよ。人件費が減りましたということですよ。でも考えてみたらいいと思うんですけども、職員は異動してるわけですから、民営化そのものによって人件費が浮くとかはないわけですよ。ですからあなた方が言う人件費が削減されたとかいうメリットも、これは直接民営化によるものではないというふうに思うんですね。

それから続けて公立保育所の役割論について、非常に狭い見解を示されたと思うんです。本市では公立保育所が15、民間、私立保育所が16ですね。この公立保育所と民間保育所によって、公的保育を担っているわけですよ。あなた方は15保育所、4子育て支援センターを抱えて課長以下嘱託職員、臨時職員含めて239名、大きい組織ですね。を持って仕事もされておるわけですが、そういう大事な仕事をしているわけです。その中ではこの公立保育所の役割というのは今課長が答弁されたような非常に狭い、小さなものやないですよ。公的保育を担う支柱ですよ。中心的柱と思うんですね。特別な一定部門については公的、公立保育所の役割があるよというようなことじゃないですよ。そこのところしっかり抑えないと課長が答弁されたような問題意識で事務局から提案とかいう形でこの公立保育所運営検討委員会進んでいくと、どんどん民営化されてしまいますよ。その辺は、1回だけ聞きましょう。どう思われますか。

○ 児童社会福祉部長

この予算特別委員会の中でいろいろと、内容的なものは今後検討委員会の委員の皆さん方の協議、論議を経た中での答申というふうにつながってくると思います。ただ私、川上委員のご提案聞く中で、もう官ありきと、公立が絶対いいよと。非常にありがたいご提案を私いただいております。私も保育課の職員、臨時含めまして、委員言われますように239人の職員抱えております。部長としての責任、非常に考えております。ただ、例えば一つだけ言わせていただきます。福岡県下の保育所の公立と私立の割合が現状どうなっておるか。定員数と箇所数、これいみじくも28市、今ございますけれども、その中でおおむね78%が私立です。

おおむねですね。約8割が私立、公立が2割という現状です。ただ私の言い方、こういった言い方したらまた質問に言われるかもしれませんけれども、数字ありきでしよるじゃないかと。私が言いたいのは今後の地方公共団体は行革も含めた中で、官でできるものは官でやりましょと、民でできるものは民にお願いいたしましょと。どうしても賃金ベース関係になったときに、公務員の給料は高いというのがこれ現実のところであります。そこら辺をトータル的に考えた中で住民福祉の向上について、私どもは今後も積極的に知恵を絞って汗かいた中で私は進めていかないかん、本当に重要な問題であるというふうに考えております。

○ 川上委員

国が言っている行財政改革、行革の押し付けは官でやれるものは官で、民でやれるものは民でとか、そんな生易しいこと言ってないじゃないですか。民でやれと。どうしても民でできないのは仕方がないから官でやれというのが、そういう言い方でしょ。

それから課長私に、私が官ありきだという言い方されたけど、さっき質問するとき言ったでしょ。公的保育の責任を公立保育所、それから民間私立保育所、両方で持っていくんだと。その中で公立保育所が果たさないといけない役割はなんなのかということが課長答弁、市の観点は非常に狭いと言ったわけです。いずれにしても今の公立保育所運営検討委員会というのは、民営化、前提論で進む、非常にそういう危険性があると思うんだけど、そもそも公立保育所運営検討委員会、本当に必要ですか。市民の意見は聞かない、ここは。専門家ばかりでやるというんでしょ。その中には行政機関も入ってるやないですか。本当に必要なんですか。お尋ねします。

○ 児童社会福祉部長

先ほどから答弁しておりますように、今回の運営委員会については、過去の経緯もございませう。昨年の、先ほども答弁いたしましたような内容で、経過を経た中で公立保育所の今後のあり方についての提言を受けて、それを尊重した中でなおかつ今度、人数は5人でございませうけれども、専門家によるところの具体的な計画をお願いしたいというところで進めておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

そもそも三位一体改革ですよ。だから国が公立保育所の運営補助を外して、その代わり交付税の中に入れるからねというふうに言ったんでしょ。交付税の中に入ってるなら何でもかんでも民営化とかいうこと考える必要ないでしょ。だからそのところのまやかしが先にあるんだから、それに追従して国の言いなりになって、民営化大前提でこういう検討委員会まで作って民営化を進める必要は全くないと私は思うわけです。この点についての質問を終わります。

○ 委員長

続いて102ページ民生費、扶助費、生活保護扶助費について川上委員の質疑をゆるします。

○ 川上委員

先ず、生活保護世帯が全国的に大きく増加しています。主な要因についてはどう受け止めているか。

○ 保護1課長

主な要因としては仕事が減っていると言うのが主な原因だろうと考えている。

○ 川上委員

あなた方は委員会の所管事務調査でそのところは丁寧に答弁されていますよ。平成8年から増加に転じていると言う分析してますよね。1996年とは1997年の橋本内閣のときに消費税を上げることを決めて乗りかかった景気対策に冷水をかけて、不況を深刻にした前年なんです。だから増え始めたのは97年からです。それでバブル崩壊後以上に長い間経済不況が続いたんでそれがいまだに影響していると思われるという説明をしてるじゃないですか。他にもも

ちろん高齢者とか障がい者のこととかもあるんだけど、中心的には働きたいのに仕事がないという事情が大きな背景としてあるわけです。ですから生活が出来ないという方々は憲法 25 条によって最低限度の生活を有する権利を有するわけですから、国はこれを保証しなければならんと。それで扶助費の関係もあるんですが、この間生活保護をめぐっては生活保護の申請希望者に申請書さえ渡さない違法な水際作戦が各地で発生し、北九州市では餓死者が出る。八女市では焼身自殺、痛ましい重大な事件が発生していますね。本市は申請書が窓口においてあります。これは生活保護を申請する権利を保障するためにそのようにしてるのかどうか確認します。

○ 保護 1 課長

議員ご指摘の通り申請書は保護課のカウンターの上においています。申請権に基づく申請書を受理いたしまして面談をさせていただいています。

○ 川上委員

国民の申請行為は口頭でもいいんですよ。口頭でも生活保護を申請すると言えば申請行為になるわけです。ですから担当はそれを受理しなければならんわけです。だけれども申請書がきちんと置いてあって、それに書くという行為は非常に重要なんです。ですから私が飯塚市がそのようにずっとやってきていることについては大事なことだと思うわけです。国は来年度から生活扶助水準の引き下げを図っていますが、それに先立ってこの数年間の間に老齢加算を廃止し、母子加算も削減してますね。その理由について国はどのような理由を説明してるのかお訊ねします。

○ 保護 1 課長

老齢加算につきましては、平成 16 年度から段階的に削減されまして平成 18 年度に廃止されています。老齢加算は平成 15 年度には月額 1 6680 円であったものが平成 16 年度には 8800 円、17 年度は 3420 円に減額され、平成 18 年度には廃止されています。母子加算の削減につきましては平成 17 年度に 16 歳から 18 歳の児童を養育する家庭を対象に段階的に始まり平成 19 年度は 0 になっています。平成 16 年度は 21640 円だったものが平成 17 年度 14430 円、平成 18 年度 7210 円、平成 19 年度には廃止になっています。15 歳以下の児童を養育する家庭も段階的に廃止の方向に進んでいます。平成 19 年度から始まり平成 21 年度には全廃される予定です。平成 18 年度に 21640 円であったものが平成 19 年度 14430 円、20 年度は 7210 円となる見込みで、平成 21 年度に廃止される予定でございます。ただし国は母子世帯の自立を支援するために就労している母子世帯や、職業訓練を受けている母子世帯につきましては現行の加算に代わる給付として一人親世帯就労促進費が平成 19 年度から創設されています。金額は就労している場合は月額 1 万円、職業訓練を受けている場合は月額 5 千円となっています。この見直しにつきましては社会保障審議会生活保護制度のあり方に関する専門委員会において生活保護基準の妥当性について検討がされています。老齢加算の廃止の理由は老齢加算は 70 歳以上の方が対象ですが消費実態において 60 歳の方と 70 歳の方の消費支出額を比較すると 70 歳以上の方の消費支出額が少ないことから、70 歳以上の方について現行の老齢加算に相当するだけの特別な事情があるとはいえないこと。70 歳以上の方の消費支出額と被保護高齢者世帯の基準額を比較すると生活保護基準額のほうが高いことと言うことが理由でございます。母子加算廃止の理由は、母子加算については加算を含めた保護基準は中位の母子世帯の消費水準と比較しても高く、生活保護を受けている母子世帯と生活保護を受けていない母子世帯との公平を図るためということでございます。

○ 川上委員

それでは高齢加算、母子加算廃止削減、そういう理由をつけて国はやってるんだけど、一言で言えばこのくらいは削っても高齢者も母子世帯も困らないと、がんばれるということだと思うんです、一言で言うと。実際に何年もかけて廃止されてきてるわけですが、現実には国が言

うとおりそういう高齢者世帯、それから母子世帯、本当に大丈夫なのか、どういう影響が出ているのか、保護課のほうで把握してるところを聞かせてください。

○ 保護 1 課長

老齢加算、それから母子加算が廃止になりまして、保護者の方の生活ですが、やはり 1 ヶ月の生活費が減額されたことで以前よりも節約をしなくてはならないと思います。

○ 川上委員

老齢单身の方ですね、どのくらいですか 7 万円足らずでしょ。この加算をもらって、が、16000 円あったのが無くなるわけですから、比重としては大変大きいですよ。ですから高齢の方は私の皆さん方のように全般的に把握できるわけじゃないですけども、食費とか水高熱とかいろんな形で節約をするんだけど、いろんな意味での交際費、外に出かけていくのを一番削ってますね。それから冠婚葬祭大変苦しいですね。一番お年寄りが元気を維持するためにいろんなことが必要だけど他との交わりというのが大事じゃないですか。そういうものが非常にしにくくなってる、これは全国的にも言われていることです。で、場合によっては、借金をしてしまうと、生活保護の方で多重債務と言う場合もありますね。こういう状況を政府の政策によって生み出されてるわけですよ。今言ったような話は聞いたことが無いですか。

○ 保護 1 課長

いろいろ新聞やテレビなどで聞くことはございます。

○ 川上委員

飯塚では把握しておらんという答弁ですかね。そういうことはないと思うんです、私が聞いているのは飯塚の話ですから、私が聞いてあなた方が聞いていないはずは無い。ですから今答弁があったよりももっと何十倍も深刻な事態があるわけですよ。それで市長にお聞きするんですが国に対して来年度の生活保護水準の切り下げをやめるように意見を述べて、特にこの老齢加算と母子加算については復活するように要望するお考えはありませんか。是非お願いしたいと思うんですが。

○ 児童社会福祉部長

老齢加算と母子加算をもとに戻すように国に対して強く要望すべきではないのかという観点でのご質問かと思っています。この生活保護制度も昭和 25 年に制度が出来てもう 50 年以上経過しているなかで、保護制度そのものの問題点と言うのは出てきているのではなからうかと、それで加算の廃止だけと言うことではございませんで、全国市長会等を通じまして生活保護制度の抜本的改革についての要望は今年の春の市長会等を通じて国に要望したしておるところでございましてご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

じゃあ、先ず老齢加算と母子加算について申し上げますとね、旧飯塚市議会では平成 15 年の 12 月議会で全会一致でこれは困るということで意見書を国に出したんです。その後議会での質問に対する答弁でも、旧飯塚市長は議会決議を紹介して全体として生活保護の水準を維持するべきだという答弁があつたわけですよ。いつ態度が変わったんですか。

○ 児童社会福祉部長

老齢加算と母子加算の廃止をもとに戻すようにという要望は一切しないと言うことは私は言っていない。あくまでも生活保護制度全体で見たときにですね、先ほど課長が答弁しましたように、母子加算につきましては 21640 円の加算額が段階的に減額されて平成 21 年には廃止になると、しかしながら一方では被保護者の就労意欲を高めるためにですね、一人親世帯就労促進費、または職業訓練を受ける場合の助成制度、そういった制度そのものを見直した中で、この生活保護の内容を充実強化していくという方向性が出ていますので、確かに平成 15 年 12 月議会で母子加算と老齢加算の継続を求める意見書が旧飯塚市議会でも可決されまして関係大臣

等に送付された事実は私も十分認識しています。全く否定するものではありませんので、こういった加算の部分も包含した中で先ほども言ってますように生活保護制度の抜本的改革について現在国に全国市長会等を通じて要望させていただいているという状況ですのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

この、私は旧飯塚市議会のことであってもね、今の執行部はその意見書の精神は尊重しなければならぬと思うわけですよ。全くしないとは言っていないとかいうようなことではなくて尊重すべきと私は思うんです。部長はね、生活保護の抜本的改善か、国に求めていくというふうに言われるんだけど、どういう方向で求めていくかが大事なんです。昭和 25 年以来の話もされましたけどね、生活保護がずっとそのままという状況の中で社会情勢、経済情勢は低所得者を直撃でしょ、今までは中層と思っていた方もそうではなくなってるわけですよ。生活保護も 100 万を超えて急速に増えてるわけですよ、こういう状況の中で餓死者とか自殺する人とか増えてきてるわけですね。保護が受けられない、保護から自立を強要されたということですね。そういうときにどういう生活保護改革が必要かということなんです。これについてはあまり長くないように短く言いますけど。昨年 10 月に日本弁護士連合会が決議を採択してるわけですよ。貧困の連鎖を断ち切り全ての人の尊厳に値する生存を実現することを求める決議、で、この中でイの一番に生活保護が当然ながら上げられてるわけですね。その第一が生活保護の切り下げをやめ、基礎年金額の引き上げや生活保護法の積極的適用などにより社会保障の充実を求めることとってるんです。第二は生活保護の申請が権利であることを確認し福祉事務所窓口での申請件を侵害するような運用を直ちに是正すること、第三は法改正の提言で、1 点目は法律の名称変更、保有資産の要件緩和、資産調査の軽減、教育扶助の範囲の拡大、苦情相談を受ける第三者機関の設置、補足率等の貧困調査の義務付けなど現行の生活保護法をより積極的に生存権を保障する、内実をもつ生存権保障法制に改正することとこのように言ってるわけですよ。ですから、改革というならこの方向ですよ、この言葉抜きに生活保護の抜本的改革というなら安部内閣言ってるのとほとんど同じですよ、生活保護を切り捨て国民を苦しめてきた内閣がやってきたこととほとんど一緒ですよ。ですから、市長が国に対して生活保護の抜本的改善を求めるといふのであれば、憲法 25 条、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、この立場に立ち返って生活保護切り下げではなく、充実の方向でこそ見直すべきである。この立場を鮮明にしなければならないと思うわけですよ。その辺いかがですか。

○ 児童社会福祉部長

憲法の 25 条に基づくとところの生存権の基本的なご指摘をいただいています。答弁が若干長くなるかも知れませんが、具体的な事例をあげた中で、過去本会議委員会等でこういったところの答弁はまずしていないと思います。前段として憲法 25 条に基づいた中で、生活保護第一条では国が生活に困窮する全ての国民に対しその困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。この制度は地方自治法の 2 条で第一号法定受託事務ですよ、国の本来の事務ということになっています。生活扶助の開始、執行につきましては申請を受けまして申請者が、生活に困窮されている方がその利用する資産や能力等を活用しても、なお最低限の生活を営むことが出来ない場合に生活保護が適用されています。しかしながら生活保護法の 60 条で被保護者の生活上の義務としまして被保護者は常に能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持向上に努めなければならないと規定されています。保護課としましては被保護者の理解を得まして人権を尊重した中でですね、適正な生活指導、就労指導をおこない、適正な生活保護制度の運営に努めておるところであります。以上は基本的なところで、被保護者の義務で勤労の義務とか、節約の義務があるというところは初めてやったと思います。それと実際の扶助費の金額について

若干説明させていただきます。70歳以上の独居老人の場合に66000円弱ということは先ほど委員のほうから言っていたいただきましたけども、これこのところは去年も説明してると思いますが、国民年金が40年間かけ続けて月額66000円、70歳の独居老人の場合で月額65870円と130円生活保護が安うございます。しかしながら衣食住、衣と食です、借家の場合は別途31600円の住宅扶助もあります、医療費介護扶助これ全て生活保護制度で見えています。次に母子世帯、お母さんと子ども2人の世帯の場合がですね、現在月額が161530円です、衣と食です。住は別です、教育費も別です、医療費も別です。私は何も基準額が適正かどうかということは私の立場ではいえませんが、しかし住民の皆さん方も十分こら辺の実態は認識していただきたいという思いを込めて私は説明させていただいています。それと母子については先ほど課長も言いましたような就労促進費の創設で月額1万円、就職訓練については月額5千円の新しい制度が出来ています。じゃあ高齢者はどうなのかと、66000円の生活費で非常にきついと、これひとつの例えですが、介護の自立の方が入られる養護老人ホーム愛生苑あたりですが、ここ十分入れます。特別養護老人ホーム、老人保健福祉施設、老健ですねグループホーム、これ全て生活扶助で対応できるだけの、国は扶助費は執行いたしております。そういったことでもございますけども、基本的には委員もご指摘のとおり日本の社会保障制度全般についての見直しというのが必要な時期に、まさに来てるのではないかと、年金問題等につきましても非常に大きな問題になっています、そういうところを認識した中でですね、今後につきましては何度も言えますように生活保護制度全般についての抜本的な見直しを国に求めていきたいと、都道府県市町村等と連携をとった中で対応していきたいというふうに考えておりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。

○ 川上委員

いろいろ言われたわけだけど、言われたことに答えておかないと、私のほうが答えるのはおかしいけど、言っておかないといけないけど、今の答弁の特徴はこの間小泉内閣以降広がっている貧困と格差の深刻さ、これに目が向いていない。そういう状況の中で最後の命綱、セーフティーネットとしての生活保護の制度の役割がよく分かっと思うわけです。それで先ほどから生活保護を受けてある方の問題をずっと聞きましたね、加算も切られていく、こういう中でこの方々の生活は国が、ここが最低限だと決めた物を、国が自ら切り下げて言ってるわけですよ。じゃあ健康で文化的な最低限度とはどこなのかと、無いじゃないですかそこが。そしてそれを引き下げるのにあなたが答弁したことから言えば、完全にモラルハザード、実務能力も失って解散しよ・・・共産党は解散には反対だけでも社会保険庁、こういうところの年金と比べてね、もっとそちらが低いからそこまではいいんじゃないかみたいなね、そういう国民の中に分断を持ち込むような、下があるぞ下があるぞというようなことを、生活保護を責任を持つ福祉事務所長が言っているのか。私はそのことを指摘しておきます。私が聞いたのはそのことじゃないんですよ。国に抜本的改善を求めるのであれば、憲法25条の精神で生活保護水準を下げるんじゃなくて充実の方向でこそ見直せと、このように国にいけないのかと、事務を受けてる側としてね、言っているじゃないですか。そのことを聞いてるんですよ。答弁することがあったら答弁してください。

○ 児童社会福祉部長

委員が言われること私も十分わかるわけですが私何も国に対してこの制度のことについて、何も要望しないとは言ってません。全体的な問題点いろいろある中でですね、内容的には特にボーダーライン層の問題等々ございます。委員が言われるような内容も含んだ中での要望を今後とも続けてまいりたいと思っておりますのでご理解のほどよろしくお願いたします。

○ 原田委員

生活保護扶助費についてですが、高邁な川上委員の説は今聞いていましたけど、北九州市で

は確かに受付拒否ということで餓死者が出たことは私は聞いています。しかしながら飯塚市は実態といたしまして車に乗るわパチンコに行くわと非常に普通の方より暮らし向きがいいんじゃないかと、言い方が極端かも知れませんがそういった者も多々見受けられるわけでありまして。こういったいわゆる不正受給ということに関して今現在どのように受け止めているかお訊ねします。

○ 児童社会福祉部長

今被保護者の不正受給というご指摘受けています。保護課ですね、件数的には約 4000 件、被保護者が 6000 人、ケースワーカー 49 人、担当係長が 7 名の中で対応しています。日々の生活指導それと就労指導、これについてはケースワーカー一懸命やっています。ただある部分 24 時間体制での指導というのは現実不可能です。出来ましたらですね、休憩後でございましてそういった問題があったときに具体的な住所とお名前、教えていただきましたら早急にリアルタイムでぜひとも対応させていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願います。

○ 原田委員

リアルタイムで対応ということ聞いてますけど、大体その地域に行けば殆ど知ってあるんですよ。ただ民生委員の方に言いつらいとか、いわゆるチクったというような気持ちでなかなか言えないのが実状だろうと思うんです。昨年ですね秋田の大仙市というところに行きました、ここも合併いたしました人口 10 万人の市が出来ています。視察に行きましたときに財務表といますかいわゆる財務状況を飯塚市と比較して出してたんですが、第一声で言われたことが飯塚市さんはなんでこんなに扶助費が多いんですかと、うちは旧産炭地でということですが、産炭地でももう何年になられますかということになりますと、そのあとちょっとこちらも説明がしづらいと、正直そういった部分はございました。ちなみに大仙市が 50 億で飯塚市が 160 億、当時齊藤市長が非常事態宣言ということで 53 億のマイナスであると新聞等でも報道された後でした、単純に考えましたら 3 分の 2 になれば 53 億なんてのは解消するわけですよ。そう思いましたところに、先ほど聞きましたときに母子で 161530 円これ衣食だけですよ、そうするといろんな教育費だの国民健康保険だの所得税だのこれらを入れると 20 数万円の給与がないと手取りはこのくらいにならないんですよ。この現実を見て私はこれでひょっとして・・・だからよく聞くのが偽装離婚してあって実際は一緒に住んでいる、これ皆さん方も聞いたことあると思うんです。そうしますと本当に困っている方々のための生活保護がいわゆる現状では保護 2 世だの保護 3 世だのという言葉がどんどん作られています。ひょっとしたら保護 4 世という言葉も出るかも知れない、こういったことに対してですね、今リアルタイムでとう部長に答弁でございましたけど、リアルタイムで、はい 2 軒先のあそこよ、とかいうことが現実には言われますでしょうか、そこらへんのことをですね・・・もしそこらへんのが判明したとき、どういった対応をされるのか、また現実に即した、リアルタイムに言ってきてくださいってなかなか言えるもんじゃないでしょ。だからどうというような、民生委員さんとの連携を強めるとかそういう手立てを考えてあるのかどうかお訊ねをいたします。

○ 児童社会福祉部長

もうしわけありません、予算特別委員会ですけど、議員が言いにくいということをおっしゃるんですか、一市民が言いにくいということですか。私が思うのがですよ、今はそげな時代じゃないと思いますよ。行政マンも説明責任ありますよ、住民もですよ、と思うばいとか、あそこがしよるかもしれんばいち、ちゃんと指摘されるんであればそれだけの根拠をもってきっちりお願いしたいと思います。わたしがリアルタイムというのはすぐ対応するちいうことです。現実問題我々捜査権もってませんよ、基本的人権があります、しかし心を込めて個別のケースごとには保護課職員一丸となって、私は対応させていただいているつもりです。それと財源の

問題で申しましたら基本的には全て飯塚市の予算で言えば去年が 92 億です今年が 93 億になっています、財源的には全て税金ですよ、4 分の 3 が国の負担金、4 分の 1 は交付税措置をされてるということでございます。そういったところでケースワーカー一人が 1 億 9 千万円の税金を使っています。私は職員にはお願いしています、飯塚市の職員で年間 1 億 9 千万円の予算を使うことが出来る重み、それだけのすごい仕事をやってるんだよと、住民から納得されるだけの生活指導・訪問指導を一所懸命やってくれという気持ちで対応させていただいていますのでよろしく願いいたします。

○ 原田委員

今の答弁の中でいきますと、冒頭に、証拠があるんやったら出せっていうような言い方としかたれなかったんです。そういうもんじゃなくて例えばケースワーカーならケースワーカーが全部回られてあるんでしょ、そういったときにその地区の民生委員さんとかと連携を取ってあるのかどうかということをおはたずねてたんです。そのあたりはどうなんですか、ちょっと質問とのあれがずれてますよ。

○ 児童社会福祉部長

民生児童委員さんとの連携につきましては保護課の方が民生員児童員協議会の事務局も持たせていただいています。特に保護の申請がありました場合についてはすべて地域の民生委員さんに申請者の生活状況あたりのご意見はお伺いいたしております。それと具体的な、今後、支給開始後の生活指導等については非常に難しい部分が、民生委員さんにご負担をかける部分の難しいところは出てまいりますけども、少なくとも老人独居の方とか障がい児の方とか、要するに引きこもりの方などが居てあるもんですから、極力お願いいたしまして家庭訪問なり相談を受けてもらう、それを保護課のほうにつなぐ、また民生委員さんにおかれましては高齢者支援課なり、社会障がい者福祉課あたりにそういった情報提供をお願いした中で行政として対応できることは努力しておるといところが実態であります。

○ 原田委員

大体今のは分かりましたが、申請についてお訊ねいたします。かつては申請するときに例えば何ですか、診断書というのが飯塚病院と労災病院以外はだめですよというような時期があったと聞き及んでいます。今現在ではどこでもいいようになったという話も聞いたんです。そうなったときにもものすごく保護人員があがってきたという話も聞いてますが、そのあたり確認をさせてください。

○ 保護 1 課長

申請時に傷病で働けないのでということで保護の申請をされた方につきましては、保護申請以前に病院に掛かれておる方については掛かられているところの病院で病状把握、それから就労の可否などを主治医の先生に訊ねに行く訳ですが、病院に掛かっていない方につきましては飯塚病院、労災病院なんかの総合病院に一度健診で掛かっていただいてその後主治医の先生に病状把握それから就労の可否などについてお聞き、ケースワーカーが参っているところです。

○ 原田委員

質問の意図するところとずれてるんですね、私が言ってるのは昔は飯塚病院あるいは労災病院の診断書を持ってきてくれと、それ以外はだめですよと言ったのが今何でもいいという形になった。だからその時点で右肩上がりが増えたという話を聞いたんですがこれが本当かどうかを聞いてるんです。

○ 児童社会福祉部長

分かりにくい答弁になってますけど、飯塚病院と労災病院は指定医療機関ということになってます。今課長が言ってますように、特に就労可能かどうかと、稼働年齢層の場合はポイントはここです。仕事が本当に出来ないのかと、病気とか言うのは別問題になりますから。基本的

には指定医療機関のかかりつけ医が無いときには指定医療機関で必ずかかんなさいということを書いてます。今のところ現実的にちょっと難しいところがあるのが、かかりつけ医が実際おってあると、例えばこれが精神科医のケースとしましたときに、昔からよく知ってあるわけです、そこんところが強制的に町の開業医は駄目ですよというところまではやっていないと、ただある一定の経過を見た中での指定医療機関への健診命令というのは出しているというのが実状です。ただ過去は絶対そうやってたかどうかというのは申し訳ありません、把握できていませんので。

○ 森山委員

私個人的に親父がたまたま入院して、年金もらってるもんですから、1ヶ月64000円くらい払ってて、明細がくると55万くらい掛かってます。月にうちの親父だけで、うちの負担金が64000円いると、後の分は我々で負担してますねということになったんだけど。ただ、これも大変言い辛いし厳しいんですが、行政じゃなくて、指導する権利があるかないか分かりませんが、お医者さんが診察して薬局に行きますよね、生活保護の家、おじいちゃんやらおばあちゃんやらが行きますと、シッブ薬がこんなにあるわけ、そして痛くも無いどうも無いでも薬はどんどん出てる、明細書見ると440円とかね128点だから千いくら、僕の明細でもあたりまえ払うと1万何ぼ、僕は3割だけど、そういう医療的なものが大きいから生活保護についても先ほど母子家庭が16万何ぼで教育費が家賃がタダ、今度医療費がタダなんてことになる先ほど原田議員が言われるように月額所得の20何万の方が生活してあると思います。話が飛びますけどお聞きしたいのは、そういうものも含んだ中でこの前国民年金が66000円であると、しかしそれ以外に医療費も払う持ち家もあると、ぼちぼち私もきついし生活保護に変えていただいて医療費もナンもカンもみて、家賃は要らないんでそういうこともできるっちゃるか、多分出来ると思いますけども、なかなかプライドが許さん、おばちゃんうけていい今まで税金も払ってきてこれだけ国に貢献してきたんやきと言うけども。本当に悪いけど川上議員と意見ちょっと違うけど、飯塚の生活保護の方々が、我々社会的にいった中で基準を超えてますよ、僕らの考える生活よりも、生活保護の方がいい生活しよんしゃあですよ。みんな言う、生活保護もらったがいいねち、僕はそのくらい厚い手当てがしてあるんだという気持ちは分かります。しかしそれがね、なんとなく産炭地のあとにね、生活保護をもらうのが当たり前という考え方が非常に多いということよ、これを非常に、要するになって言いますか、生活保護をくいものにする人もいるし、例えば、話し飛びますけど、保護の申請行くときになんか入り口に人が固まってるよね、大きな声でワーワー言いながら、あっち達が民生委員なのかどうか分からん。生活保護もらった日に横に机かなんかひいて会費かなんか取りよる。生活保護から会費なんか取れるんですか大体、そういうのが目に見える。そして金融業が表で待ってお金払いよる。そういうのが見え見えなんよねこの筑豊というところは。だから我々がなんぼカッコよく学園都市がどうのこうの言ったって、そういう人間性が変わらんとこの問題は終わらんとするけど、問題、医者に対してそういう指導は出来るんですか、それとも検査できるんですか。

○ 児童社会福祉部長

医療費の適正執行という観点かと思えますけど、一応飯塚市の保護課としましては、嘱託医の方を3名お願いいたしております。レセプト検査も当然させていただいております。その中でのある部分、しんかい受診とか薬剤の使用料が適正なのかとかいうようなところは、させていただいております。不適正な部分があれば、当然主治医の方にもお願いいたしますし、被保護者の人にも指導をさせていただいております。そこらへんのところは、件数はすくのございますけど、飯塚医師会の方からも逆に相談があるケースがございます。こういったケースについては、保護課の方からも被保護者に指導してもらえんかというようなケースも、まれですけどあります。ただ、出来る限りの医療扶助費の適正執行については努めさせていただいておる

というところでございます。

○ 森山委員

私は確信があったから、その用紙も持っておるんですけど、非常に老人の方とかそういう方については、なかなか明細書もらっても見ないんですよ。わたしは、たまたま見たものだから。普通、医薬管理料というのは、44点から45点、多くて120点くらいですよ、ずっと調べるとね。一年間トータルで資料持ってますけど。ときたま、5百何10点とか出てくるわけよ。これミスですかと言ったら、ミスじゃないと言うわけですよ。分かります。だからそういうことがあって、医者の方も一週間分のシッ薬でいいのに、28日分やるもんだから、こんなに持って帰ってるよ。俺は、おやじからもらうもん、買わなくていいから。あるおばあちゃんのところに行ったら、あんた持って帰らんねといいんしゃる。だからそのところも、よく考えてやっていただくと一週間なら一週間分でいいのに、持っていけというような感じだもんね。僕も国民健康保険の委員長してますけど、その中で医療費というのはものすごく出てきてますよ。そういうのを少しずつ削れば、みんな行くところ行くところ住民税は上がったは、これは上がったはということで、批判をうけごうごうですが、それは仕方ございませんということで誤ってるけど、そういうのを一つ一つチェックしていかないと、自分たちが医者に行ったとき必ずそれチェックしてみてください。少しずつ違うと思うよ。そこんともひとつ管理していただきたいなと思いますし、生活保護のあり方についてももう少し分かりやすい、この部分、この部分には年金で生活してるけども、そしきつかったら、おばあちゃん、これに切り替えて国民年金止めてこっちはせんですかというぐらいの、逆にする分についてはやぶさかではないと思うけれども、以外とさっき言われる違う人が家が、窓口は違う、横開けたら中はスッポンポンでから、お互い夫婦が生活してて、そういうのが忠隈とかありますよ、はっきり言って。しかし、そういうところあって、夫婦で別居してて二人で一緒に生活保護もらってるというかたちもあります。しかし、今現在はそういうのを調査してないということでございますけど、今から先はこういう問題が、この予算委員会、決算委員会であんまり生活保護の意見があまり出なかったけど、今後は社会情勢が、我々よりも生活保護者の方が大変すばらしいとは言いませんけど、いい形の中で生活してあるんじゃないかというのが余談の中で出てきます。余談が本気になってきてます。そういうことも考えていただいて、医療の問題、生活保護を受けられる方々の問題、苦しんでおられるおばあちゃんたちについても前向きにやっていただきたいなと思っております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:14

再開 11:25

委員会を再開いたします。

次に第3款民生費について質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

他に質疑はないようですから、第3款民生費についての質疑を終結いたします。

次に、第4款衛生費及び第5款労働費、103ページから118ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております103ページ衛生費、保健センター予算と体制について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

103ページ、衛生費、保健衛生総務費、保健センター予算と体制についてお尋ねいたします。問題意識は行財政改革との関係で影響をお聞きしたいんですが、まず最初に予算と体制そのものがどうなっているかお尋ねします。

○ 健康増進課長

1 項衛生費、1 目保健衛生総務費、2 目予防費、3 目健康づくり推進費、この3つの目が保健センターにおいて所管している事業にかかる予算でございます。中身といたしましては総務費の方では救急医療体制の共同運営費なり、各種予防接種、また母子保健法および老人保健法に基づきます健康診査また健康相談等を行うものでございます。体制といたしましては、飯塚保健センター、穂波保健センター、庄内保健福祉総合センターハーモニーの方に保健師を在駐いたしております。この3つの施設を中心に事業展開いたしております。ちなみに職員につきましては、現在保健師15名、所長も含めてでございます。栄養士2名、運動指導員2名、事務職2名の21名ならびに臨時職員等で事業を行っております。

○ 川上委員

そこで今回の行財政改革ですね。行財政改革の名の下にいろんな削減が行われておるのではないかと思うわけですが、どういう状況になっておるかお尋ねします。

○ 健康増進課長

事業につきましては、先ほど申しました健康づくり事業ならびに公衆衛生の事業、基本的に18年度の事業を継続した形の中で事業そのものについてはもちろん名称等変わっている部分もありますけれども、基本的には継続して実施しているというふうに認識しております。

○ 川上委員

予算と体制について昨年並みを維持しておるといふ答弁ですか。

○ 健康増進課長

はい、そうでございます。

○ 川上委員

健康をめぐる情勢というのは、いろいろ難しい状況も生まれてきていると思うんですけども、保健活動への影響はどうですか。

○ 健康増進課長

いろんな、保健センターのほうで事業を取り組んでおります。健康づくりといった部分、もちろん各種予防接種とか、そういったものにつきましては随時そういう対象年齢等でやっていくわけですが、健康づくりの方のいろんな各種教室、こういったものに住民の方の興味があると申しますか、非常にそういった教室への参加が増えておると申しますか、そういったものに対する問い合わせというか、そういったものも非常に多くなっているような傾向にはございますし、検診等につきましても、昨年よりも多いというような部分が見受けられます。

○ 川上委員

乳がん検査のことなどもあるんですけども、特にお尋ねしたいのは、例えばウォーキングの指導回数が地域によって減ってるところがありませんか。

○ 健康増進課長

ウォーキング教室につきましては、18年度につきましては飯塚、庄内、筑穂の3カ所で開催いたしております。延べ約470人程度の参加があつておるといふことでございます。19年度につきましてはこのウォーキング教室に類するものといたしまして、メタボリックシンドローム解消教室といったものを開催する予定でございます。時期につきましては年明けて2月か3月ごろ。具体的なプログラムは今のところまだ未定でございますけれども、基本的に同じようなものを実施する予定にいたしております。

○ 川上委員

今の答弁はウォーキング教室を減らして、メタボリックシンドロームの教室を増やすという意味ですか。

○ 健康増進課長

ウォーキング教室という名前での事業は行いませんけれども、メタボリックシンドローム解消教室の中で、このウォーキングに関する基礎知識なり学習等を含めまして、今メタボリックといったものが大きな話題になっております。このことをウォーキングも含めました中で皆さんにその部分を教室を開きまして、生活習慣の見直しをやっていただくといったような趣旨で行う予定でございます。

○ 川上委員

ちょっと申し訳ないですね、こういうところで時間とらせて。

去年は飯塚、筑穂、庄内でウォーキング教室を行って、述べ470人が参加したということでしたね。今年はこのをしないで、しないのか。で、メタボリックシンドローム教室というのは新規の事業なのか、ちょっとその辺が分かりにくいので。

○ 健康増進課長

ウォーキング教室という事業は行いません。で、メタボリックシンドローム解消教室は新規の事業でございます。

○ 川上委員

メタボリックシンドローム教室というのはどこでどういう具合に進めるんですか。目標があるかどうか分かりませんが、ウォーキング教室470人、前年は参加されたということなんですが、それを上回るような規模の取り組みですか。

○ 健康増進課長

計画といたしましては、イイヅカコミュニティセンター、穂波福祉総合センター、サンシャインかいたの3会場を予定いたしております。先ほど申しましたように、食事面、運動面などの生活習慣を見直しをいただくといったような目的のために2月から3月ごろに予定をいたしております。なお各会場5回1クールとして実施する予定にいたしております。

○ 川上委員

じゃあ完全にウォーキング教室は別物で、ウォーキング教室は廃止したという受け止めでいいですか。

○ 健康増進課長

はい、そうでございます。

○ 川上委員

理由は何でしょうか。

○ 健康増進課長

先ほどから申しておりますこのメタボリックシンドローム教室の中で、基本的にウォーキングに関することも、皆様に啓発するといったことでございます。

○ 川上委員

このウォーキング教室、かなり親しまれてたんですね。私がお話聞いてみると。それが私が聞いている範囲ではなくなったとは聞いてませんでした。回数が非常に少なくなって、自分たちでやってくれというふうに言われて、それで人数が足りなくなったんだというように言われましたというふうに、非常に残念そうでした。メタボリックの方がどういうことになるのかまだ分かりませんが、健康づくりという点ではウォーキングというのは非常に重要だと思うんですね。そういうふうに皆さんの、参加者の声も聞いてまた復活ということも考えて見られてはどうかと思います。これは以上で質問を終わります。

○ 委員長

続いて111ページ衛生費、清掃総務費、環境保全協議会について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

111 ページ衛生費、清掃総務費の環境保全協議会委員報酬が、上から二行目にあります。この環境保全協議会については、どういう経過で設置されているものかお尋ねします。

○ 環境整備課長

目尾団地下処分場がございますけど、これにつきましては旧相田清掃工場のオーバーホール時に処理出来なかったゴミを昭和46年から51年にかけて埋め立てたものでございます。以後、平成7年に入りまして、衛生処理場及び終末処理場の悪臭に対する慰謝料請求事件が提訴され、7回の口頭弁論が開催されております。また、平成8年5月に入りますと本件訴訟の申請中止の申請がなされ、原因裁定申請書が受理され、その後責任裁定、原因裁定事件として公害等調整委員会に引き継がれ、以後8回の責任裁定、原因裁定事件の審問が行われまして、公害等調整委員会の調停案に基づく調停条項により、公害防止協定を平成12年10月に地域の住民団体と締結したものでございます。今、お尋ねの協議会につきましては、その締結したものとしまして、その実施、確認、報告等を行うために、環境保全協議会を設置しているところでございます。

○ 川上委員

どういうメンバーで構成してて、活動状況はどうかお尋ねします。

○ 環境整備課長

先ほど申し上げました、地域の住民団体と公害防止協定を結んでおります。その住民団体と言いますのは、目尾地域を中心といたしまして9つの自治会組織と契約を交わしたわけですが、それぞれの自治会から代表者を募りまして環境保全協議会の委員として委嘱しておるところでございます。また、その他に学識経験者といたしまして、本市の顧問弁護士であります井上弁護士、それから嘉穂保健所の環境長であります野村氏、それから行政の方から市民環境部長というところが入りまして、全体といたしまして12名の委員組織といたしまして環境保全協議会が成り立っております。また、活動といたしましては、先ほど言いましたように実施、確認、報告というところを年1回開催し行っておるところでございます。

○ 川上委員

第2目尾の埋立地を第2目尾グラウンドにするという協定があるんですね。こちらの進行状況はどうですか。

○ 環境整備課長

進捗状況でございますが、処分場の公園化進捗状況でございます。平成12年度都市計画マスタープランに公園としての位置づけを決定し、地権者の同意を得て平成17年度土地の確定測量を実施いたしております。平成18年度以降住民と協議のうえ、実施計画の策定及び実施の予定をしておるところでございます。またゴミ堆肥化設備の進捗状況につきましては、平成16年度より申請人の推薦される生ゴミ堆肥化設備について協議中でございます。また、昨年度申請人 EMD の活用ということの話が出ておるところでございます。家庭廃油石鹸化設備につきましては、平成10年3月に竣工したクリーンセンター内リサイクルプラザ工房等にて建設し、現在有効に活用されているところでございます。

○ 川上委員

目尾第2グラウンドについては、測量まで終わってるんですね。昨年実施計画をしたんですか。

○ 環境整備課長

というふうに聞いておりますけど、私自身が具体的には確認できませんが。

○ 都市整備部長

目尾団地下の公園化でございますけど、17年に一応測量は完了しております。その後、生ゴミ処理関係と一緒にした協議になっておりますので、そのところで、現在のところ保留しているという状況で、実施計画まで至っておりません。

○ 川上委員

この土地は、所有者は誰ですか。

○ 都市整備部長

主に古河鉱業でございます。

○ 川上委員

これについての質問は終わります。

○ 委員長

続きまして、112ページ衛生費、清掃総務費、衛生施設組合及び環境施設組合の負担金について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

112ページですね、衛生費、清掃総務費に関連して、衛生施設組合及び環境施設組合の負担金についてお尋ねいたします。まず、双方あるわけですけど、負担金の額はどのように決まっておるのかお尋ねいたします。

○ 環境整備課長

合併後、それぞれの一部事務組合と構成団体との担当者協議を昨年度から行っております。その中で、施設の管理運営費等の見直しを図り経費削減を行うように両組合に要望いたしてきたところでございます。その結果といたしまして、飯塚市桂川町衛生施設組合の本年度計上いたしております交際費を除く負担金につきましては、前年度と比較しまして833万1千円の減額となっておりますし、またふくおか県央環境施設組合につきましても、同様に比較いたしますと1601万4千円の減額となっておりますので、一定の見直しが図られて、その結果として本年度の予算計上につながっていると考えております。

○ 川上委員

額は、分かりましたけど、負担割合についてはどういうふうになってますか。

○ 環境整備課長

飯塚市桂川町衛生施設組合におきます負担割合についてでございます。まず、議会総務に関する事務につきましては、均等割で100%、それからし尿、ゴミ、火葬に関する事務につきましては、実績割で100%、それから均等割で100%と申し上げましたが、その負担割合でございます。飯塚市が70%、桂川町が30%でございます。それから、ふくおか県央環境施設組合の負担割合でございます。均等割が40%、人口割が60%でございます。それで、し尿、それからゴミ等の経費につきましては、小竹町がし尿の方に入っておるわけですけど、議会及び総務に関する経費、それとし尿処理施設に関する経費につきましては、均等割が40%、人口割が60%でありまして、その均等割40%の部分につきましては嘉麻市が4分の1、飯塚市が2分の1、小竹町が4分の1でございます。それから、ゴミ処理施設及び最終処分場に関する経費につきましては、同じように均等割が40%、人口割が60%ございまして、その40%分につきましては、嘉麻市が3分の1、飯塚市が3分の2となっております。

○ 川上委員

そこで、ふくおか県央環境施設組合のゴミ処理に係る問題なんですが、RDFですね。これについては、福岡県にどういう要請をいつしたか、お尋ねします。

○ 環境整備課長

私も過去のところまでは、確認できておりませんが、平成17年からのRDFの処理費の価格改定の際に、委託契約で定められております運営協議会において、今までのRDFに対するいろんな諸問題について要望してきたというふうに確認いたしております。

○ 川上委員

自治体の負担金が軽減出来るように、福岡県が財政出動せよという要望をしたわけじゃない

んですか。

○ 環境整備課長

ご指摘のとおり、要望いたしております。

○ 川上委員

それに対する、福岡県の回答はどういう内容だったでしょうか。

○ 環境整備課長

資本金等につきましては、福岡県等が出資をしたと、一部負担をしたと聞いておりますけど、それぞれの組合の構成団体である自治体につきましては、それぞれで対処してくれということだったかと思っております。

○ 川上委員

飯塚市の要請に対しては、拒否をしたということですね。

○ 環境整備課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

それが平成17年ということのようですから、改めてももとの経過から言って福岡県がトラブルが発生したわけですから、負担をするのが当然だと思うわけです。そこは筋を通して、きちんと県に要望してもらいたいと思います。これは、要望にしておきたいと思います。

○ 委員長

続いて、118ページ労働費、失業対策費、三軒屋工場団地線道路新設工事について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

118ページ労働費、失業対策費、上から三段目にもあります。その下の方にもあります。それで、この三軒屋工場団地線道路新設工事なんですけど、1工区と2工区があるようですね、今年度、これは同時並行で260m造るということですか。

○ 土木建設課長

本年度の事業計画いたしておりますのは、1工区200m、2工区60mと二工区に分かれておりますけど、同時施工で行っていきたいと考えております。

○ 川上委員

そこで、ちょっとお尋ねしますが、そもそも特定地域開発就労事業、これは部落解放同盟とは、どういう関わりにありますか。

○ 土木建設課長

特定地域開発就労事業の就労者の用件でございますが、45歳から65歳までの中高年者を目的として、就職困窮されている方の就労の場所を与えるということで、事業が始まったわけでございます。現在のところ、部落解放同盟の方がかなりおられますけども、全員が全員というわけではございません。

○ 川上委員

部落解放同盟が就労を支持したり、あるいは就労を止めるようにとかいうような関係はないんですね。

○ 土木建設課長

そういうお話は、私は聞いておりません。

○ 川上委員

お話を聞いておるとか、そういうことじゃなくて、そういうシステムがあるのか無いのかと聞いておるんです。

○ 土木建設課長

そういう話はないと思います。

○ 川上委員

その話ではなくって、行政上の仕組みとしてあるのかないのかと聞いておるんです。

○ 土木建設課長

ございません。

○ 川上委員

それは、確認しますね。それで、この道路建設事業ですが、就労者は何人ですか。

○ 土木建設課長

現在のところ、39名でございます。

○ 川上委員

あなたが提出した資料によると、40人を設定と書いてありますね、39人と今言われましたが、これはどういう関係ですか。

○ 土木建設課長

平成19年に暫定事業に入りまして、旧特定地域開発就労事業を辞められる方の回答が3月31日まで有効でございました。その関係で、暫定予算等に若干辞められる方の余裕をもって計上させていただいておるところでございます。

○ 川上委員

今のは、分かりませんね。あなた方が提出した資料に、40人設定と書いてあるんですよ。提出資料の9ページに、暫定移行者40人設置と書いてあるでしょう。今、答弁は39人就労しておるといわけでしょう。1名足りないじゃないですか、どういうことですか。

○ 土木建設課長

本予算が3月以前に作成されましたものですから、辞められる方また暫定に残られる方の決定がなされなかったものでございます。

○ 川上委員

くどいですが、40人設置と書いているんですよ。これは間違いはないんですか。

○ 土木建設課長

間違いございません。

○ 川上委員

それで39人なんでしょう。あと1人はどうなるんですか。

○ 土木建設課長

先ほどもお答えを申し上げましたけれども、策定時が3月でございます。就労者の辞められる方、また暫定に残られる方の最後の決定が3月31日まで有効でございます。実質的に、3月25日ぐらいだったと思いますけど、辞めたいという方がおられました。それで以上のような結果になっております。

○ 川上委員

辞めたいという方は、何人ですか。

○ 土木建設課長

当初、設定したときから今の結果を見ると1名でございます。

○ 川上委員

ところが、4月議会であなたは私の質問に対して、暫定事業35名移行されると書いてあるわけですよ。数が難しいんですよ。ここのところは、どういうことになっておるんですか。

○ 土木建設課長

先ほども申し上げましたけど、予算作成時と就労者の退職の関係の時期が若干ずれております。決定するのが3月31日でございますから、人数の把握ができません。予定と

して40名として計上させてもらってるところでございます。4月の時点で、ご報告した飯塚市の就労者35名でございました。嘉麻市の方が今4名私どもの方に就労をされております。嘉麻市が4名でございましたものですから、嘉麻市自体での就労事業の実施が非常に困難という事で、飯塚市のほうに受け入れをしたものでございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:55

再開 12:58

委員会を再開いたします。

○ 土木建設課長

先ほどの質問者の人員の件でございますが、4月の臨時会の時点の時点では35名でございました。その後、嘉麻市より4名の受け入れの要請がありまして、現在、39名でございます。

○ 川上委員

嘉麻市より4名の受け入れ要請ということなんですが、これは職安を通じてきたのですか、それとも直接きたのですか、それとも部落解放同盟を経由してきたのですか。お尋ねいたします。

○ 土木建設課長

従前、3月にもそういうお話がありましたけど、それ以降お話はございませんでした。4月に入りまして、嘉麻市よりそういう4名の受け入れのお話がありまして、現在に至っております。

○ 川上委員

嘉麻市から要請があったということですね。

○ 土木建設課長

失礼いたしました。職安と嘉麻市と一緒に来られて要請がありました。

○ 川上委員

それは、分かりました。確認しておきます。それから、この三軒屋工場団地線、いつか完成するか、昨年の段階では決まっていないという答弁だったと思うんですね。2年目に入ったわけですが、完成予定決まりましたか。

○ 土木建設課長

本年度、暫定就労事業になりまして、事業用件が変わっております。就労者の方々の人数も変更がありまして、現在試算中であります。今、試算をやっておりますので、まだはっきりとした何年度に終わるということは、確定いたしておりません。

○ 川上委員

この道は、いつ出来るか分からないという答弁ですね。それから、完成すればどのくらいの交通量になると見込んでおるのですか、お尋ねします。

○ 土木建設課長

試算自体はいたしておりませんが、現県道口春稲築線の交通量と同じくらいの交通量があるのではなかろうかと考えております。

○ 川上委員

それは理屈上おかしいでしょう。もともと通っている道があつて、真ん中通す道を造るんでしょう。ですから、ここの道、閉鎖するんだったらそこを通るかもしれませんが、この道はあるわけだから、同じくらいの交通量になるわけないと思いますが、どうですか。

○ 土木建設課長

はっきりした数値は、先ほどもお答えしましたとおりに考慮いたしておりませんが、201

号のバイパスの完成が庄内仁保の交差点まで出来ておりますので、その関係もこれから随時調べていきたいと考えております。

○ 川上委員

多分私が見てる範囲では201号バイパスのことは、あまり関係ないと思います。この新設しようとしている道路については、つまり、どこに行こうとする車が通ると思いますか。

○ 土木建設課長

飯塚及び福岡方面、それから北九方面だろうと考えております。

○ 川上委員

それは今の道で十分なんです。ですから、今のやりとりから明らかにしたいと思うのは、完成予定が曖昧、それから完成してもどんな車がどのくらい通るかもあまり関心をもっていない、総事業費については、昨年5億円程度との見通し、これが説明がっております。こういう状況、全体を勘案しますとね、この事業については、就労事業ということを除けばですよ、就労効果ということを別にすれば、道路時自体については税金の無駄使いと言われても仕方ないんじゃないですか。どう思われますか。

○ 土木建設課長

本事業箇所は、旧庄内町の南西部に位置いたしております、炭鉱跡地を含む丘陵地でございます。炭鉱跡地解消及び地域の環境改善及び交通の改善などを目的とし、地域の活性化のためにも必要な道路だと考えておるところでございます。国道201号のバイパスが本年、庄内仁保の県道口春稲築線にまで、暫定幅員で開通しております。これに接続する県道、市道のネットワークの強化により、筑豊の負の遺産とも言えます炭鉱跡地を含む、本地域が活性化するものと考えております。

○ 川上委員

今の答弁は、本地域の活性化のために道路を造ろうというふうに言われましたね。この道路の周りの土地は、誰の持ち物でしたかね。三菱と麻生でしょ。そこの民有地の活性化のために、この道を造るんですか。

○ 土木建設課長

そこのボタ山跡地を、改修する目的もひとつにはございます。

○ 川上委員

なるほど、そうすると就労事業という目的以外に、あなたの今の答弁では、旧炭鉱資本の便宜のためにこの道を造ってるといことになりまして、そういうことで確認していいですか。

○ 土木建設課長

旧来、総合計画にもありました炭鉱跡地の解消が、本筑豊地域の課題でもありますので、これによってそれも解消したいと考えております。

○ 川上委員

部長、今の答弁確認していいですか。

○ 建設部長

先ほどから、課長が答弁しておりますように、この地区につきましては、負の財産であります炭鉱跡地でございます。ここに、活力ある土地へと変化させることが必要でありますので、この道、三軒屋工場団地線を新設いたしまして、荒廃しております広大な用地の開発を促進するという、これが起爆剤になると考えております。また、先ほど課長も言っておりましたように、アクセス道路であります201号も21年3月には庄内・田川バイパス全線、暫定2車線でございますが、開通いたします。京築方面との連絡も数段よくなりますことから、開発用地として価値があがるものと考えております。同時に、地域の活性化、先ほど申しましたように発展につながり、また荒廃しておるものがございますので、これも自然環境の保護にも効果が

出てくるものと考えております。

○ 川上委員

私は、大変な答弁を聞いたという気がするんですね。麻生と三菱の民有地の開発のために、この道を作るんだと、堂々と答弁されたわけですよね。合併して初めて言われたことやないかと思うんですよ。市長、そういう道造っていいんですか。

○ 建設部長

先ほど、ご答弁もうしあげましたとおりでございますけど、ここが開発されて、確かに企業の進出しやすい土地になってくるとは思いますけど、これは市といたしましてもここが開発されることによりまして、税収の増加、雇用の創出等も出来てきますので、そこへんを期待したいというふうを考えております。

○ 川上委員

適当なことを言ったら駄目ですよ。さっきから答弁で言ってるじゃないですか、あなた方自身が、この道はいつ出来るか分からないんだと、だから特定の企業のために、その企業の土地を買って道を作ってるんでしょう。民間がそこを開発したいというのだったら、自分で道造るべきですよ。そして市に寄付すればいいじゃないですか。これが普通のやり方ですよ。あなた方は、そういう意味では自ら認められたけど、麻生と三菱を特別扱いをしている、おかしい、そういう意味では、私は就労事業というのだけど、道という点で言えば税金の無駄使いだと思うわけです。あなた方は、そうではないんだと自信がなさそうに言うんだけど、無駄使いになるか無駄使いにならないか造ってみれば分かるというような態度では困るわけですよ、全部税金なんだから、それで4月議会で私は、こんな無駄使いの道路を作るよりも、就労者のみなさんには就労事業というのであれば、生活道路の改修や改善あるいは市民が求める草刈など生活環境整備に取り組みれば、市民のみなさんにも喜んでいただけるし、就労者もやりがいがある、その上市財政も助かるでしょう。このように提案しましたね。これに対して、建設部長は、厚生労働省職業安定局長の通達を紹介して、その他の条項があって制度上私の提案が可能であるとの見解を示されたと思うわけです。そういう意味では、後は政策判断なんですね。市長、この特定地域開発就労事業ということでは、飯塚リサーチパーク情報提供サービスセンターにおいて、既に2回も重大な失敗をしてますね。現在のところまで、これについてはまともな反省もない。今回の道路建設、同じくくりの事業ですよ。暫定事業までして無理して進めようとしてるんですね、駆け込みで、それが無駄な道路、税金の無駄使いということになったら飯塚市は大変なことになるんじゃないですか。市長、お考えを伺います。

○ 土木建設課長

ご諮問者のただ今の意見は、道路それからその他維持管理の部分に充てたらどうかというような質問に解釈をいたしております。特定地域開発就労事業の要件というものがございまして、本事業が全就労者の75%以上の人員を吸収するというようになっております。ご質問者の質問に対しましては、草刈、それから道路の維持補修等に充てたらどうかということでございますけど、草刈等においては人員が40%弱しか就労が見込めません。事業の採択要件を満たしませんので、本三軒屋工場団地線ということになっております。

○ 川上委員

草刈が40%だとかいうのは、よく分かりません。あなたが言っているだけです。私がさっきから聞いているのは、飯塚リサーチパークセンターで情報提供サービスセンター、2回も失敗して大変なことになっているわけでしょう。なおかつここで、同じような種類の事業で道が出来ました、無駄使いでしたということになったら大変じゃないかということを経理に聞いてるわけですよ。

○ 建設部長

質問者につきましては、事業のことも言われておりますが、この事業につきましては平成18年度に特開事業が終息いたしております。平成19年度から、暫定就労事業ということで、4年間実施されるようになっておりますが、暫定就労事業に就労を希望されました方は、先ほど課長が答弁しておりますように39名おられます。その年齢層は、中高齢者でございまして、この方々を半年間を一つの区切りとして、前期後期に分け安全に就労していただく必要がございます。その事業の内容につきましては、先ほど終息しました特開事業とあまり変化の無いもの、交通規制の影響が少ないもの、それから就労者の移動範囲が決まっているもの、そして事業効果の上がるもの等々を考慮しまして、選定いたしております。したがって、前期は一般車両の通行に関係の無い市民公園場内整備、そして後期には平成18年度に引き続き三軒屋工場団地線にて認可を受けるよう就労をしていただくよう計画しているところでございます。三軒屋工場団地線につきましては、先ほどからご答弁させていただいておりますように、付近の活性化を図るために、是非ともこの道は建設が必要であるというふうに考えております。

○ 川上委員

私は、市民公園場内整備工事1, 2工区、こういうことが出来るんでしょう。だから、道路じゃなくていいわけでしょう、さっき草刈が出来ないとかいろいろ言われましたけど、質問の意味が分かってない。例示的に言ったわけでしょう、生活道路の整備だとか、草刈とか、だからあなた方がこんな無駄使いの道を造るよりは、市民も喜ばれ就労者も貢献できると喜んでいただけるような事業を探すのが、あなた方の仕事でしょう。今、堂々と言われたが、三菱とか麻生とかの民間開発、そのために就労事業を使ってるってわけでしょう。異常ですよ。だから最後に指摘しますが、やっぱりこういう無駄使いをすぐに止めて、先ほどから言ってるような市民も喜ぶし、就労者もやりがいがある、市財政も助かる、そういう事業をあなた方の責任で考えて切り替えるべきですよ。草刈は、40%だから出来ないとかいろいろ逃げ回らないで、真剣に考えるべきじゃないですか。このことを指摘しておきます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 人見委員

ちょっと、2, 3お伺いをいたします。先ず、110ページの19節の負担金及び負担金補助及び交付金の中で、浄化槽の設置費の補助金についてですが、ここ数年設置の基数の推移はどのようになっておりますか。昨年よりも数字は減っておるようでございますので、その点いかがでしょうか。

○ 環境整備課長

お尋ねの浄化槽設置整備事業に関わる設置基数でございます。過去3年間くらいで、よろしいでしょうか。16年度は224基、17年度が230基、18年度が221基、19年度見込みといたしまして225基というふうにいたしております。

○ 人見委員

平成16年、17年については、合併前ですよね。それで、トータルしたらこの基数になるという解釈でいいんですかね。

○ 環境整備課長

そのとおりでございます。

○ 人見委員

合併後、昨年の221基の設置については、何らか旧1市4町で見た場合、普及促進の分布というのがどのようにあるのかについて、お答えできますか。

○ 環境整備課長

委員のご質問の内容は理解できますが、どういった分布ということでしょうか。

○ 人見委員

旧飯塚市で特段多いとか、旧穂波町で特段に設置が促進されたとか、こういうふうなことをお尋ねしてるんですが。

○ 環境整備課長

手元の資料といたしまして、それぞれの町、旧飯塚市ということで、設置基数を比較してみますと、人口比率にいたしまして、多少の旧飯塚市、旧穂波ということで全体の基数は違いがございますが、ここ3年間の推移を見てみますと、それなりの人口に比例した基数だと考えられます。

○ 人見委員

この浄化槽の設置促進については、この16年から18年、また本年の予定基数、ほとんど変わらずに推移してるような気がするんですね。これが、はたして遠賀川の水の浄化だとか、実際に生活する中における水洗化のことからして、本当にこのような推移が望ましいのか、よほど何か力を入れてもっと進めていくべきではないだろうかという気持があるもので、どうなんでしょうかとお尋ねしてるんで、このままの推移でいった場合に、遠賀川の環境浄化の効果が上がるのかどうかという観点から質問をしているが、今後の見通しはどのように考えておられますか。

○ 環境整備課長

言うまでも無く、旧4町、旧飯塚市、合併いたしまして、特に旧飯塚市における汚水処理計画との整合性、どういう方向で行くのかということも環境の立場、それから下水の立場ということで、見つめていくところが多々あると思いますけども、環境の立場から申し上げますと、まだまだ汚水処理計画をたてたとしても、下水の普及に至らない場所というのは、旧産炭地、特に穂波町におきましても、そういった場所が多いです。それで、国の施策といたしまして、補助金それから県の補助金を出して推進しているところがございますし、私どもといたしましても、更なる啓発等を実施いたしまして、将来に渡って下水道の未整備はありえるわけですから、今まで以上に推奨していきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

今後、推進を進めていく上で課題になる点、私の経験からすると自己負担が出てくる、そうした意味で中止をすとか、農業の集落排水の関係ではどうだろうかとか、促進はしたいけどそのネックとなってる部分がどういうものなのか、どのように考えておられるのか。

○ 環境整備課長

ご指摘のとおり、設置者からいたしますと手厚い補助が出れば推進は、進んでいくだろうとは考えますけど、市の財政等ともからんできますし、相対的に今後判断していくことだろうと考えます。

○ 人見委員

香春町のPFIの導入だとか、当然ご存知だと思うんですが、そのあたりの研究だとか、全体的に住民負担を極力抑えるかたちの手法というのが、有り得るのか有り得ないのか。

○ 環境整備課長

その点につきましては、認識いたしております。ただ、それにつきましてもまだまだ問題等もあるように聞いておりますし、今後私たち環境といたしましての検討課題というふうに考えております。

○ 人見委員

進まない面における、いくつかの課題だとか手法について今後具体的に検討なり協議というのが、進ませようと何か計画なり思いがあるのか、そのあたり聞かせてください。

○ 環境整備課長

当然、その点も視野に入れて検討していくということでございます。

○ 人見委員

特段、そうした協議会だとか仕組みは考えられるだろうと思いますが、具体的に何か考えておられますか。

○ 環境整備課長

今のところ、それに限って具体的な協議会とかいうものを立ち上げるとかいう考えはございません。ただ、定期的に合併浄化槽の協議会等もございますので、そういったものも考え合わせた中で、今ご指摘の施設についても飯塚市の一つの選択肢として検討してまいりたいと思います。

○ 人見委員

是非、その手前としては当然ながら処理計画の見直し作成が基本になろうかと思うんですね。そうした中で、しっかりとした協議会等を生かすなり何か格段に進んでいく手法をとっていく必要があるのではないかと、どっか遠賀川の水質の話が大きな記事になってたように思います。どのように考えてみても、この地形は変えられないわけで、今後の水の浄化という観点、環境という面から見ても取り組むべきものは、懸命に取り組む必要があるだろうと思いますし、そのための障害は出来るだけ除かれる方向での検討協議というのは、必ず必要だろうと思いますので、是非そうした方向で進めていただきたいということで、最後もう一度その当りの決意を聞かせてください。

○ 環境整備課長

先ほどから申し上げましているように、新飯塚市となしましてそれぞれの自然環境等の違いがあります。ただ、穂波をはじめとして全ての川は遠賀川につないでいくわけですから、今ご質問者の言われるとおり、水を浄化するという基本的な姿勢は、飯塚市としても貫くべきだと思っております。その中で合併いたしまして、先ほど言いましたように、上下水道のあり方等も旧町の方に広がっていく部分があるだろうと思いますが、地形的に見て合併浄化槽、それからご指摘の施設等についてもあわせて多角的に検討していくということだろうと考えております。

○ 人見委員

なかなか公共事業が進めにくい中で、こうした話というのは地域経済の活性化にも、一面寄与する部分ではないだろうかと、下水道がどこまで寄与していくのか、今まさにそうした岐路に国の方も立っているようですね、いち早く促進を願いたいと思っております。次に、同じページの病院費について若干お伺いします。この潁田病院分、それから飯塚市立病院分の補助金についてですが、それぞれ補助の中身、どういう目的で一般会計から繰り出されておるのかお聞かせ願いたいと思います。

○ 財政課長

先ず、潁田病院の件でございますが、本年度1億67万7千円を計上させていただいております。これは例年どおりでございますが、操出基準に基づきまして算定した額を補助するようにいたしております。ちなみに、操出基準につきましては、救急医療の確保に要する経費、高度医療の要する経費、保健衛生行政事務に要する経費、不採算地区病院の運営に要する経費というような項目に分かれておまして、それぞれで算出した額を補助するようにしております。続きまして、市立病院の件でございますが、全体事業費といたしまして、3億円を予定いたしております。この3億円につきましては、今後協議の中で減額されるということで、確定の額ではございませんが、その4分の1が合併特例債の対象になるということで、4分の1を一般会計が地方債として起こしまして、7500万円を病院会計に繰り出すものでございます。

○ 人見委員

7月に入りました。いよいよ来年の4月に移行するんですが、潁田病院の点に関しましては、

先ず累積の赤字が本年度末でいくらになるのかと言う点ではいかがでしょうか。

○ 財政課長

本年度予算計上させていただいておりますが、18年度末の欠損金で4億2400万円を計上させていただいております。なお、この額につきましては、減価償却とかそういうものを含んでおりますので、実質の財源不足ではありませんので、この中で今後19年度の病院運営の中で、この額を出来るだけ少なくしていただくような努力をしていただくようお願いしております。

○ 人見委員

そうした中で、今、颯田病院の明年4月からに向けてどの程度まで移譲先と協議が進んでおるのか、その点についてはいかがですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:32

再開 13:32

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

颯田病院につきましては、来年の4月1日から民間譲渡というお話でございます。飯塚市のほうが基本方針を定めておまして、この基本方針に沿って、今は先方の博愛会の方と協議を進めているところでございます。その協議の進捗状況と言いますか、当初飯塚市が考えたとおりのスケジュールの中で、進めさせていただいておりますので、そういうことでご理解のほどをよろしく願います。

○ 人見委員

しっかり特別会計ということですから、所管の中で審議はなされるんだろうと思います。スムーズに移行されることを望んでおきたいと思います。飯塚市立病院については、今説明のあったような中で進んで、金銭的なそうした準備もなされておるんだろうと思いますが、これは正式に契約は終わってるんですか。

○ 企画調整部長

予算をこうして計上させていただいております、市立病院事業会計の方で、これからの作業としまして、8月一杯までには価格がある程度決定すると思います。本年の10月か11月ぐらいに価格が決定しまして、労働者健康福祉機構と譲渡契約というふうなスケジュールになってまいります。

○ 人見委員

これについても、特に財団法人地域医療振興協会とのすり合わせ等というか、来年4月に向けての準備も平行して多分進んでおるんだろうと思いますが、颯田病院と同じようにどういうふうな状況なのかの概略で結構ですが、お示しをください。

○ 企画調整部長

これにつきましては、所管の委員会の方に指定管理者の指定議案を上程させていただいております。ここで、可決していただきますならば、当初の基本方針どおりに地域医療振興協会と飯塚市が協定書を締結します。その協定書に沿って、来年の4月1日から市立病院として開設しまして、この地域医療振興協会が病院の管理運営を行っていくということございまして、これにつきましても当初スケジュールどおりにいってるということだけ、ここでご報告させていただきます。

○ 人見委員

先日の新聞報道によると、特にじん肺に関しては重要課題だということが、ずっと特別委員

会等でも指摘をされてきておったわけですが、いなくなったと、じん肺の先生は、どうなんですか。

○ 企画調整部長

今は、筑豊労災病院にじん肺の専門医が一人おられました。この方が、6月一杯までで退職なさってますけど、7月からは非常勤嘱託というかたちで、今は勤務していただいております。治療関係につきましては、だいたい今までどおりと同じようなかたちで、来年の3月一杯までは非常勤の医師として勤務していただくようなかたちになっております。市としましても、このじん肺患者の専門医の確保のために、今は地域医療振興協会の方に常勤医師の確保について要請を行っているところでございます。

○ 人見委員

こうした準備段階に入っておるわけですから、しっかりと当初、今日に至るまでの経過を踏まえて、関係者の不安が増大するようなことがないように、安心して移行ができればという思いで、聞かせていただきました。後1点、112ページの施設組合の負担金について、特にゴミ処理の関係の件なんですけど、ゴミの収集方法の変化等で合併後ですね、桂苑ですかね、桂川のほうから指摘もあっているように聞いてるんですけど、今後そのあたりの調整はどのように図っていくか、現実二つの清掃工場を持っているんですけど、そのあたりの考え方について市の考え方を聞いておきたいと思っております。

○ 環境整備課長

この件につきましては、合併後様々なところでご質問等いただいた件でございます。それで、現在の結果で言いますと合併協議の中で、私どもも参加いたしておりましたけど、確かに旧町におきまして缶、ビンに分けて分別しておったということから、新市になりましては分別という方向について私どもの方から打ち出しをして、協議を図ったというところはございます。ただ、それぞれの施設におきまして処理形態、いわゆる缶ビンを合わせ持って処理をしているところ、今言われております桂苑におきましては、それを委託というかたちで行っておるとか、いろんな点について違いがございました。合併協議では、例えばゴミ袋を分けるのか分けないのか、じゃあその施設に合わせまして、例えば旧穂波町、旧筑穂町においては、ゴミ袋を二つ用意するのか、いろんなことから現在の一緒の形態になっております。今後、ゴミ収集の委託、直営、いろんな問題を含めまして多角的にこれも先ほどのお話ともクロスするかと思っておりますが、いろんな諸問題を抱えておりますので、多角的に今から検討していく、また検討段階に今入っております。その中で、広く環境の立場から言いますと、処理は同じであっても啓発、それから今まで以上に市民の心に根ざした環境に対する思いを膨らませるところでは、やはり旧穂波、筑穂町が行っておったような分別は有り得るんだろうと、その他旧飯塚市が行ってございました7分別というものもございまして、それに近づけながら缶ビンに分けるかということも、今後検討していくところだろうと思っております。

○ 人見委員

一面、缶とビンの分別の有り様が、啓発を重視するのか採算を重視するのかという、缶ビンの話だけで事足りる話ではないように私は思うんですけど、本体的に桂川町まで含めた現状の処理区域、人口、そして搬出されてくるゴミの処理にあたって二箇所の清掃工場が本当に必要なかどうかという、ある意味では対極に立たないと結論が出ない、両方股さき状態で話が推移していく話のようにしか私は思えない部分があるんですね。そうしたものは、担当課が今後どのように考えていかれるのか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○ 後藤委員

人見委員は、この桂苑の議会議員だと思うんですけど、その中でこういう質問をされたほう

が、負担金についての質問からちょっと外れてるような気がしますので、そこらへんの取扱いについては、その中でお聞きできるんじゃないかと思えますけど、委員長のほうでお取り計らいをお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:45

再開 13:46

委員会を再開いたします。

○ 環境整備課長

特に飯塚市・桂川町衛生施設組合の中中でも桂苑というのが、三施設の中でも一番早く老朽化が進んでおります。そのことと、それぞれ三施設の処理形態、それからゴミあたりの収集の形態、それぞれ違いがございます。その辺を今後どのように捉えていくかというのは、もう少し時間をかけながら、検証すべきところはしたいと考えておりますが、それと併せて、やはり何と言ってもゴミの分別収集という方向は、飯塚市として今後とも更に進めていかななくてはならないし、またその事によって、資源化を図りながらゴミを減量していくという中で、先ほどご質問のゴミと缶、ビンをどうするかというものは、将来的には私は7分別以上の更なる分別が必要だというふうに考えております。

○ 人見委員

今、飯塚市は何分別ですかね。

○ 環境整備課長

7分別でございます。ただ、施設ごとで旧町時代の分別のままという状況もございます。

○ 人見委員

もう1点、大きく考えるべき点があるっちゃんないかという点については、最後にいかがですか。

○ 環境整備課長

ご指摘のとおり、対極的な飯塚市全体として施設のあり方、または施設そのものを例えばどこに新たに作るのか、既存の施設で対応していくのか、そういったことも含めまして、大きな問題でありますので、今後十分な検証、検討が必要かと思っております。

○ 人見委員

最後になりますが、ご指摘も受けておりますのでね、あまり深い話は遠慮しますけども、飯塚市と桂川町と、そして一部事務組合がある。ここの、しっかりとした協議が必要な部分が大いにあるのではないかというような気がします。と言いますのも、合併の協議の中で、施設組合はある意味では枠の外の話に置かれてた、状況としては、そういう気が僕はあったように思います。従って、飯塚市の考え方、桂川町の考え方、なおかつ現実に業務にあたっていおる組合の存在、このあたりをやっぱりきちんと意志の疎通を図っていくべきだろうと、このように思いますので、その点最後にお聞かせ願って、質問を終わりたいと思います。

○ 環境整備課長

私ども合併後、また合併協議の最中からゴミ、し尿の問題については、難問、課題、いろいろあるというふうに認識しておりました。今、ご質問者が言われますように、既にそういったことの思いから、合併後すぐさま環境担当部署ということで、桂川町も含めた、一部事務組合の事務局も含めたところで、定期的な協議を重ねてまいっております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

他に質疑はないようですから、第4款衛生費及び第5款労働費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 13:50

再開 14:00

委員会を再開いたします。資料要求のありました資料について、準備ができていますので、その資料を事務局に配布させます。

次に、第6款農林水産業費及び第7款商工費119ページから135ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております122ページ農林水産業費、中山間地域等直接支払事業について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

122ページ農林水産業費、農業振興費に関連して、中山間地域等直接支払事業費があります。この事業の、実施状況を先ず伺います。

○ 農林課長

平成17年度の福岡県内の実施状況では、集落690、参加者数1万1千名、面積6500ha、交付金額8億4400万円でございます。飯塚市が占める割合は、1.3%でございます。その飯塚市に1.3%について説明いたします。旧筑穂地域におきましては5集落、対象面積が10万305㎡、参加者数が22名、旧飯塚市におきましては、蓮台寺他4集落、対象面積が10万4591㎡、参加者数が32名、旧穂波町では舍利蔵地区以外2集落、合計面積が35万46㎡、参加者数が50名、旧庄内地区におきましては、山倉地区で対象面積が6万8441㎡、参加者数17名、合計14集落、対象面積が62万3383㎡、参加者数121名、交付金額が1116万9439円であります。

○ 川上委員

14集落、62万平米で121人、1千万ということで穎田がないんですね。それで、長年取り組まれた事業なんです、この事業の効果をどのように考えておられるかお尋ねします。

○ 農林課長

成果について説明いたします。上流部に位置することから、中山間地域の農業農村が持つ水源関与、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止などの多面的機能をとって下流地の土地住民をはじめとした市民の生命、財産を守るという防波堤あるいは都市の里山といえる役割を果たしていますが、近年では農業生産条件が不利な地域であることから、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中であります。対応策として、多面的機能を維持管理を目的とした制度事業であります。地域にとっては、貢献していると思います。

○ 川上委員

せっかく14集落あるわけですから、少し具体的にこういう成果があるんだというようなものはないですか。

○ 農林課長

集落全体での水路、農道等の管理、農業機械や施設の共同利用、転作作物の団地化等の土地利用調整、農業収益を上げるための取り組みにつきましては、非常に効果があがっていると見受けられます。

○ 川上委員

例えば、穂波の舍利蔵と言われましたね。ここが、舍利蔵他2集落で35万㎡、50人というお答えだったんですね。そのうち、舍利蔵でもいいんですが、特徴的なところはないですか。

○ 農林課長

中山間地域でございますので、特に特徴と言ったところはないと思いますが。

○ 川上委員

実は、私先月はじめに穂波のふれあいバスに乗りまして、体験しようツアーというのに同行したんですが、舍利蔵の方まで回りました。高田、本谷、舍利蔵とずっと回ってきたんですね。私が見たところが対象の中にあっただろうと思うわけです。もし、この直接支払事業が無ければ、その緑、田植えをちょうどする頃でしたね、そういう田植えをする姿も見れなかったのではないかと思うんだけど、そういう意味で実績というか、行政効果というか、生々しいお話を聞きたいなと思って質問しておるんですよね。答弁できませんか。

○ 農林課長

中山間地域補助金によりまして、地域の効果がどう上がっているかという質問であります、担い手不足の解消、それから農地、水路、農道の維持管理等につきましては、非常に地域の保全がなされていると見受けられるところであります。

○ 川上委員

放っておけば、中山間地域62haが原野に戻っていたかもしれないわけですよね。それが、こういう事業が取り組まれることによって、ちゃんと水田として維持されて、様々な効果を生んでおる。私は、この62haというのは、極めて大きいと思うんですね。今後は、平地部でも同様の条件があるところには、国の責任で広げていくべきではないかというふうに思うんですけども、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、126ページ水田の耕作状況について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

水田の耕作状況について、全体に関連しますので一括して聞きたいんですが、耕作状況はどのようになっていますか。

○ 農林課長

水田の耕作状況につきましては、別添で提出しております資料にありますように、飯塚市全体で平成18年度では推定面積2420haのうち、水稻の作付けが1470ha、その他の作付けが950haとなっており、水稻の作付け率としましては60.7%となっております。平成17年度、16年度におきましては、水稻の作付け率はそれぞれ61.9%となっており、3ヵ年の平均転作率は38.5%となっております。

○ 川上委員

世界中で食糧危機が叫ばれている中で、稲の生産能力が日本においては6割しか発揮できていないと、こんなことで本当にいいのかと思うんですね。それで、思いは同じだろうと思うんですが、水田を維持するために先ほど中山間地域直接支払事業のことも聞いたんですが、それを含めてどういう取り組みを今後強めていこうとされているのかお尋ねします。

○ 農林課長

現在、市の取り組みといたしましては、去年の秋の麦、また今年の先月ですが6月末をもって申請が終わりました今年度の米、大豆作付けに対する国の米政策開拓によります新制度が始まっております。この開拓は、品目横断的経営安定対策として地域における担い手の育成、担い手への農業集落集約が目標とされておりますが、本市の農業施策におきましても担い手育成が大変重要な課題と位置付けしております。今後は、認定農業者を中心に地域ごと、集落営農組織化を図り、地域を支える経営体として発展するよう誘導する考えであります。

○ 川上委員

水田を利用して大豆を作るとか、他のものをつくるとか勿論あるでしょう。しかし、私たちが原点に帰って重視しなければならないのは、水田で稲作をするということではないかと思うんですね。米が売れないではないかと、消費が伸びないということと言われるかもしれませんけ

ど、それが出来るように水田を維持するというのが大事と思うんですね。特に、わが国の農業は、大小多様な農家や各種の生産組織によって担われてきたのが実態ですね。先ほど認定農家のことも言われましたけども、認定農家のみなさん大変苦労されておられるわけですね。大規模だけを支援して、大多数を切り捨てるやり方では上手くいかないと思うんですよ。これは、国のことですよ。それで、続けたい人、やりたい人、全てを大事な担い手として位置付けて、農家経営、家族経営、なかなか今は大変と思いますけど、ここを支えていく。大きいところを応援して、がんばれというだけじゃなくって、日本の伝統的な家族経営、なかなか大変ですね。ここを支えていくということが大事じゃないかと。水田を守るという角度からも大事だし、仕事と雇用の場を支えるという点からも大事だと思うんですよ。そのへんについては、予算措置上の根本に関わることもかもしれませんが、どのようにお考えですか。

○ 農林課長

今、川上委員言われましたように、経済的な支援につきましては、担当課が違いますのでこの場で回答することが出来ませんが、経営的、それから技術的なものにつきましては、関係機関、いわゆる県の改良普及センター、JA 等協議しながら経営指導にあたっていきたいと考えております。

○ 川上委員

それと関連するんですけど、耕作放棄市がこれ以上広がらないように、農家や集落の自主的な協働も重視されておると思います。そして生産組織、農業生産法人、受託、委託組織などいろいろ考えておられると思うんですけど、本市で当面そういった発想で重視されている取り組みの例を紹介してください。

○ 農林課長

先ほど言いましたように、集落化につきましては、農林課の使用施策として考え取り組みを行っているところであります。また、6月末におきましては、伊川農組合、また庄司農組合が設立されている状況で、今後ますます増える傾向にあります。このような中で、今後市にかせられた職務は大変重大と認識しております。

○ 川上委員

そうですね、それで最近合併後特に雇用の確保といえどとにかく工業団地の造成と企業誘致、こういうふうに叫ばれる機会が多いんですが、合併して本市はやっぱり基本的には商都であり、農業地帯なんですね。この伝統的な力を発揮することが、当面の雇用の安定だとか、仕事確保と、それから将来的な様々なコミュニティづくりにも力になると私は思うわけです。

その中で特に青年の問題で、問題意識があるわけですが、近年増えつつある非農家や他産業からの農業への新規参入者、特に新規就農青年を重視して、その定着のために、例えば一定期間生活支援、それから資金、技術、農地、そういう総合的な支援体制を組んではどうかと思うんですね。また言うかということになるかもしれませんが、21億円の借金で工業団地、そこに成功すれば青年も来るかもしれませんがね。しかし発想をもう少し変えていけば、ずっとその人が一生飯塚で他を耕し、子どもを育て、まちを作っていく、そういう担い手になっていくことができる、そういう青年たちが育てられると思うんですよ。そのためには今我々も汗かかないかと思うわけですね。だからそういう、特に新規就農青年を作るということもあるし、そういう総合対策をできないですか。お考えを聞かせてください。

○ 経済部長

委員ご指摘のように今段階の世代がちょうど退職の時期で、地方によっては都会で働いていた方が農村地域に居を移して農業をやっていくとか、そういう地域も見られます。そういうことから合併後の飯塚市は農業が基幹産業の1つでもございますので、関係機関等と協議しながらそういう施策も今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○ 川上委員

市長はどうか、答弁があれば。

○ 市長

今部長の方からも答えましたけれども、本当に飯塚の飯をはじめ穂波の穂もはじめ、この地域はやはり農耕地域であったと。そういう流れの中にエネルギー革命の後におけるわがまちの生き方というのはもちろん今工業団地の誘致等もありますけれども、やはり緑豊かな環境の中にある筑豊という位置づけから、福岡からの衛星都市としての展開を考えたときに、また先ほど部長の方も言いましたけれども、団塊の世代が帰ってこれるような施策を考えたい。またこれから若い者がそこで働ける、そういう農業従事ができるというようなことも何かのお手伝いをするによって充実していくんじゃないかと思しますので、この件に関しましてははっきり考えながらやらせていただきたいと思いますので、この件に関しましてはしっかりとお願いいたします。

○ 委員長

次に、130ページ緑資源機構造林管理事業について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

130ページ農林水産業費、林業振興費に緑資源機構造林管理事業があります。そこで、これがどういう事業か始めに伺います。

○ 農林課長

緑資源機構との契約に基づきます造林事業につきましては、旧庄内町有林におきまして事業の取り組みがなされておりました。それを新市で継承して取り組んでいるところであります。事業の内容につきましては、植栽、下塞がり、枝打ち、間伐等の造林に関します一連の作業につきまして行政受託することにより市有林の管理に勤めているところであります。なお、補助率100%の全額補助事業であります。

○ 川上委員

市有林は庄内、どこにどのくらいありますか、面積は。

○ 農林課長

庄内町の市有林につきましては、筒野、高倉、多田、庄内元吉、綱分の5箇所であります。面積につきましては、合計81.23ヘクタールであります。

○ 川上委員

補助率100%といわれました。緑資源機構造林管理事業、どうしてこの機構は100%補助でこういうことをするのか。機構の名前を、組織の名前を事業の名前につけているんですね。どうしてこういう事業名になっているのかもおたずねします。

○ 農林課長

緑資源気候の概要についてご説明いたします。緑資源機構とは農林水産省所管の特別行政法人で、業務内容は農林業の振興を図る整備事業を行っています。具体的には造林や林道整備、農地開発の整備事業等であります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:23

再 開 14:28

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 農林課長

失礼しました、緑資源機構が市有地を借地しまして、緑資源気候の名において植栽をいたします。そして以後、材木が売れたときに当初契約により額の割合に応じて売り上げを分けると

いう契約です。

○ 川上委員

わかりました。ちょうど調べてみましたら特殊法人与整理合理化計画平成13年12月19日閣議決定、というのがあるんですね。これは労災病院の再編化を打ち出すときと同じ内容ですよ。そのとき筑豊労災病院はまだ名前が挙がっておらなかったんですけどね。ほぼ2年後の10月1日にこの緑資源機構というのは発足しているんですね。それで、あれだけの大事件になっていったんですが、そのお金が一部飯塚市も流れてきておるということを確認してこの質問を終わります。

○ 委員長

続いて133ページ中小企業融資資金（災害特例措置）利子補給金について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

133ページ商工費、商工業振興費なんですけど、上から3番目3行目あたりに中小始業融資資金（災害特例措置）利子補給金があります。この特例制度についてまず説明を求めます。

○ 商工観光課長

中小企業融資資金の災害特例措置は平成15年7月19日の水害復旧資金として被災中小企業者の方々へ災害特例融資を行いました。その融資返済の際に生じる利子1.5%を飯塚市、金融機関がそれぞれ0.5%ずつ負担し支援することにより被災中小企業者の方々の利子の負担を軽減し融資を利用しやすくすることを目的に創設したものであります。

○ 川上委員

それからまもなく4年になるわけですけども、災害特例融資の返済状況、特徴をうかがいます。

○ 商工観光課長

中小企業制度融資年度別資金別利用状況ということで資料の提出をさせていただいておりますけれども、平成15年に29億8402万8000円ございましたものが、現在18億9639万9000円でございます。

○ 川上委員

この4年間景気回復もままならず、地元の商工業者は大変苦戦されていると思うんですね。事故の発生はありますか。

○ 商工観光課長

平成17年度に災害特例10件、平成18年度に10件、合わせて20件がっております。

○ 川上委員

62ページに代位弁済発生状況表があります。ここで平成17年度に10件、平成18年度に10件と書いてあるんですけど、このことですね。それで、それぞれの事情はあったと思うんですけどもやっぱりおしなべて大変苦勞されておると思うんですよ。それで何らかの形で追加支援を検討できないのかと思うんですね。お考えを聞かせてください。

○ 経済部長

ご存知のように7.19災害の時にはいま課長が答弁しておりますように災害特例ということで0.5%、それから保障料率が0というような利用しやすい融資制度を設けました。現在景気がまだまだ回復せずに課長が答弁いたしましたように合計20件の損失補てんが出ております。ただ、特例措置を持ちましたけど、それ以上の特例措置は到底現時点では考えられません。それとどうしても返済に困ってある方はなかなか相談に来ずにいきなり損失補てんの請求が来ているというような状況でございますので、保証協会とか金融機関と協議しながら、たとえば返済をちょっと延ばすとかそういうようなことも考えられますので、そういうことを今後検討し

てまいりたいし、現在も検討しているところでもあります。

○ 委員長

続いて中小企業資金融資預託金について、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

同じく商工費関連ですが、中小企業資金融資預託金について関連して伺います。申し込み件数に対する貸付件数、先ほどの委員会要求資料 60 ページ、61 ページ見ますと平成 15 年度が災害特例融資を除いて申し込み件数 17 件に対して貸付件数が 14 なんです。平成 16 年度を見ますと、同じく 13 件に対して 10 件、平成 17 年度は 3 件に対して 2 件、1 市 4 町合併の新市発足の平成 18 年度は 5 件に対して 3 件、合併による規模拡大を考えれば年々急激に減少経過、後がないぐらいなんです。そこで相談件数もないのかな、と思うんですね。お尋ねいたします。

○ 商工観光課長

まず相談件数の件ですけれども、件数的には把握はしておりませんが、商工観光課のほうには随時相談のほうはあっております。

○ 川上委員

こういう状況ですから、やはり藁をもすがる思いで商工課に来るんだけれども、意外にハードルが高い。借り切れないとか、借りられないという方が多いということですね。それで制度の趣旨は地元の商工業を助けると、金融面からサポートするというのが制度の趣旨でしょう。だから、これは貸付件数は多いほうがいいのか少ないほうがいいのか、というと多いほうがいいわけですよ。ところが、最近のところは 2 件とかそういう数字なんです。そうしてみると、この制度の趣旨が活かされておるのか。機能不全に陥っているんじゃないか、ということになるんですよ。絵に描いた餅になっているんじゃないかと、地元の商工業者の皆さんにとっては。その辺はどうお考えですか。

○ 商工観光課長

中小企業の融資の目的につきましては今委員さん言われましたように、市内の中小企業に対して必要な資金を融資し、もって中小企業の振興育成と経営基盤の安定を図ることが目的でございますけれども、先ほどから話が出ておりますように、平成 15 年度の災害融資に多数の方が申し込まれており、現在その返済を行っている最中でありまして現在新たな融資の申し込みが少ないのではないかと考えております。

○ 川上委員

それも確かにあるのではないかなと思うんですね。今原因を言われたんだけど、私は評価を聞いたんですね。制度はあるけども利用者は少ない、と。絵に描いた餅じゃないのかということ聞いたんですよ。原因は言われました、なぜそうなっているのかというのはひとつはね。評価はどう思われますか。仕方がないですか、このままで。

○ 経済部長

ただいま課長が答弁したのが 1 つと、それからいろいろ相談にお見えになりますけど、市のほうの融資金額では少ないというような元気のある企業もございます。そういう方につきましては県の資金とか国の資金とか、商工会議所のほうで取り扱っておりますので、そちらにご紹介してもらっていただいている方もございます。ただ、どうしても、委員あとで質問が出るかと思いますが、税の完納証明書とかいろんなハードルが高いのはたぶんそこだと思います。われわれもいろいろ検討はいたしましたけれども、やはりなんといっても原資が税金でございますので、税金を払っていただいた方に貸すというのが条件にしておりますので、そのところで利用が少ないのかな、と。いろいろ困ってある方については相談にお見えになっても融資の申し込みをせずに入っているというような状況もはっきり言って結構多いと思います。

○ 川上委員

部長が言われるとおりでと思うんですね。やっぱりそこですよ。今みたいな時代にきちんと税を100%ずつ払っていくのはなかなか大変ですよ。だからといって税を払っていませんというのを宣伝するのも業者としては苦しいですね。そのまま倒れるかもしれません。融資が止まったら。それで、本当に苦しい人が借りられない制度になっているのが現状と思うんですよ。それで、政策判断なんですね。内容的には大水害のときの災害特例融資の時のように税の完納証明のことなど、大幅に条件緩和できないのかと思うんですね。もともとこういう時代ですから、大水害でも大変な被害だったんですけれども、現在地元の中小業者のおかれている経営の苦難も本当に大変だと思うんです。地元の中小業者あつての飯塚しだと思うんです。大きい企業誘致には助成金といって事実上税金を免除してきている。地元の中小業者は長い間飯塚市の経済を支え、税金も払ってきた。これほど経営危機のときに、0、減免ということもあるんでしょうけれども、市が融資資金の貸付状況を緩和して経営を助け、本市の商工業振興を支えるのが当然じゃないかと思うんですよね。ですから、ここは普通のときじゃないと。大変なときなんだという認識で政策的な決断が必要だと思うんですが、市長、どうでしょうか。お考えを聞かせてください。

○ 経済部長

先ほど答弁いたしましたように、原資が税金ですので、なかなか難しいと思います。ただ、財務当局とか、いろいろ関係部署とも十分協議しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

この件につきましては、私、ずっとお願いし続けようと思っておりますので、よろしく願いします。質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:44

再 開 14:44

○ 副委員長

委員会を再開いたします。

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

134ページ商工費、観光費、観光基本計画策定委託料ならびに135ページ商工費、観光費、飯塚観光協会補助金、この2点についてお話をお伺いさせていただきたいと思っております。先ず、観光基本計画についてなんですが、先般の一般質問の中で基本的に行政側の方で計画をするよというお話がございました。この話の中で、この委託料を見ても指定管理になっている箇所等もございますよね。そういった分の取扱いも含めて全て考えるということによろしいでしょうか。

○ 商工観光課長

観光基本計画につきましては、市内全域の観光スポットについて考えをまとめたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 江口委員

この話等の中で、伝右衛門邸についてはアンケートをとっているというお話がありました。あのときにお聞きして感じたのは、サンプル数が少ないという点を感じておりました。せっかくアンケートをとる、お客様のほうから、来ていただいた方々のほうから書いていただくわけですね。そのアンケートについてなんですが、もし差し支えなければ、住所等をお書きくださ

いとかいう項目等ございますでしょうか。

○ 商工観光課長

現在のアンケートの様式の中には、そのようなものはありません。

○ 江口委員

サンプル数が少なかったわけですが、これは来られた方全てにお渡しして書いていただこうとして、結果、少なかったのか。それともお渡ししたのが一部なのか、そのところ教えていただけますか。

○ 商工観光課長

アンケートにつきましては、任意でお願いをしておりますので、受付の時に渡すということではございません。

○ 江口委員

折角アンケートをされるわけです。そして、あれだけの方が来られているわけです。そのアンケートの中に、よくいろんな所でアンケートをされるときに、よろしければ住所、氏名等を書いてくださいってところがあるのは、その後でアプローチが出来るように、これこれこういうイベントを次やりますと、是非もういっぺん来て頂けませんかというものを書くためにもアンケートをするケースが多いんですね。そして、そのアンケートには例えば懸賞みたいなものが付いているとかですねいうふうなかたちがあるんだと思っております。是非、そういったことも含めて考えないと、二度も三度も来て頂こうとしたら忘れないでいてというアクションが必要だと思っているんです。そういった部分も含めて、きちんとやっていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○ 商工観光課長

アンケートを提出されました個人情報等の関係等もございますので、ただ今言われましたように今後のいろいろな連絡関係もございますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○ 江口委員

そして、その基本計画の実行にかんしては、やはり官だけではやれない部分が本当に多い、観光産業として成り立つためには民の力に負うところが大きいわけですが、そこで鍵になるのが飯塚の観光協会だと思っております。観光協会の現状がどうなのかと、あわせて本来持つべき機能としては、どういったものがあるのかお聞かせください。

○ 商工観光課長

4月に臨時議会の中でも答弁させていただきましたが、現在の飯塚観光協会は飯塚納涼花火大会、飯塚山笠、飯塚どんたく宿場祭等の実行委員会に対しまして、飯塚市から交付される補助金を交付するなどの事務補助が主な業務であります。今年度、観光基本計画の策定とあわせ観光協会の充実強化を行う計画であります。先の臨時議会の質問から事務局長等のご意見も伺っておりますので、今後関係機関等と十分協議をしながら観光宣伝活動、観光客の流客促進、観光物産の振興、観光情報の収集と発信、観光イベントの企画と実施など実効性のある観光協会の確立を目指して進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 江口委員

観光の情報の発信等というお話があったかと思えます。飯塚の観光スポットなりを知りたいと言われたときに、お客様なり旅行会社なりはどういった手段をとられると今思っておられますでしょうか。

○ 商工観光課長

市のホームページ、それから観光パンフレット等で情報を収集されているというように思っております。

○ 江口委員

そうですね、市役所に聞くことを考える、それとよくあるパターンは観光協会に聞くことを考えるわけですね。その問い合わせをしようとした場合、市の方は通常勤務の範囲内でされるわけですが、観光協会の方の対応としてはどういったかたちになりますか。そういった問い合わせに対応できる時間等をお聞かせください。

○ 商工観光課長

現在のところ、観光協会につきましては、市と同じ状況でございますけど、今後は観光協会の充実とあわせて土曜、日曜の開設も検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 江口委員

やはり、通常の月曜日から金曜日の昼間にだけ人は観光に行こうと思うわけではないです。土日で、ちょっと時間が空いたのでどっか行こうかなと思いつかべた、その時に問い合わせをしたときに、きちんと答えられるかかどうか、またそれといったんこの飯塚に降り立った、その時に観光案内をするスポットがあるかどうか。駅には、残念ながらその機能はありません。バスセンターもそうですよね。そういったものもあわせて検討していただきたいと思うわけですが、そのあたりはどうでしょうか。

○ 商工観光課長

現在は、JR新飯塚駅等とは連携を図りながら、飯塚の観光のスポット等については分かるようにはさせていただいておりますが、今後はそういうものも含めてボランティアガイド、現在はボランティアガイドの養成等も行っておりますけど、そういうものを充実することによってそういうところにつきましては、対応していきたいと考えております。

○ 経済部長

先ほどから、課長が答弁しておりますように、観光協会の充実を図ってまいりたいと考えております。その中で、観光案内所的なものを市内のJRの駅とか、バスセンターとか、アイタウンとか、そういうところに土日には必ず開かれるような観光案内所的なものも設置していこうというような考えをもっておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 江口委員

窓口の設置に関して新規に人を置くというのは、厳しい部分もわかります。ただ、そこでJRさんをお願いをする。また西鉄さんをお願いをする。交流プラザをお願いをするなどがあるかと思えます。その中で、どこに連絡をしたらもっと詳しいところを教えてくれるよという部分、そこについては是非検討していただきたい。今でしたら、伝右衛門低また他の指定管理の施設等で、土日開けている施設がございますよね。そしたら、そういったところが駅からの問い合わせに答えられる部分も含めて考えられると思います。そういったことも併せて考えていただきたい。あと、観光協会自体が、きちんと強くないと上手くいかない部分が非常に多いと思っています。今、伝右衛門低7万人以上のお客様が来て頂いておりますが、あの周りを考えると食堂が無いというお話も指摘はよく聞かれるところです。先日、行ってみたら、あそこで家の軒先を借りて、露店みたいなかちで始められているところもございますよね。是非、そういった部分に対して、市として並びに観光協会として、どのように支援、利害調整の部分を図るか、そういった部分を早くやらないと無秩序にそれが進んでしまって、逆に来たお客様に向かって不愉快な思いをさせてしまうといったことがあるかと思えます。あのあたりの道案内の看板、あれは多分職員の方が手作りで作られたような形だと思います。大きなベニア板に大型のプロッターか何かで印字市多分を貼り付けているかと思えます。都市計画の予算の中では、サイン工事というのが入っております。その部分もあわせてやっていただかないと、来たはいいんだけど、案内がよく分からない。また、そこに立っておられる方々の対応、い

ろんな問題があろうかと思えます。是非、その点についてきちっとやっていただきたい。ボランティアの方々も、あれだけ来ると疲れる部分があります。疲れてきて、なおその中でもトラブルがあると聞いております。その点についてきちんとした対応をお願いしたいと要望して、この質問を終わります。

○ 副委員長

暫時休憩します。

休 憩 14:55

再 開 14:55

○ 委員長

委員会を再開いたします。

次に、第8款土木費及び第9款消防費、135ページから160ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております140ページ土木費、道路橋梁新設改良費、危険踏切の改良について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

140ページ土木費、道路橋梁新設改良費に関連して、危険踏切の改良についてお尋ねしたいと思えます。JR九州篠栗線天道踏切の改良を求める請願が、本市議会で採択された経過があります。その後、市の方でどういう取り組みをされたかお尋ねいたします。

○ 土木建設課長

本市には、全体で53箇所の踏切があります。現在、取り組みをいたしておりますのは、合併協議引継ぎ事項及び本年議員請願が採択された大将陣の踏切です。この踏切は、市道天道天神森線より踏切を渡り、市道天道堀池線を通り県道瀬戸飯塚線へ通じる生活道路であります。現況は、踏切及び車道の幅員が狭く、更に路線がJR線路と平行で車は鋭角に曲がる必要があります。昨年も、トラックによる事故が発生し、多くの市民の皆様にご迷惑をかけました。このようなことを解決するため、踏切と県道瀬戸飯塚線を結ぶように地元の要望をあり、これに向けて地権者協議を進めているところであります。現在、1地権者相続人8名のうち4名との協議を進めているところであります。今後とも、地元の要望に沿うように進めて参りたいと考えております。

○ 川上委員

時間がかかっているようですが、積極的な取り組みというふうを感じるわけであります。もう一つ非常に危険だと判断し、議会でも私が取り上げてきた踏切があります。愛宕踏切です。この踏切については、2005年11月JR九州が飯塚市の要求や地元のみなさん、それから共産党も一緒でしたが、度重なる交渉の中で一部改良しました。脱輪防止のコンクリートを改善し、左右50cmと30cmずつ進入幅を広げたんですね。併せて80cmくらいです。そうして、かつ脱輪防止用にポールを5本立てたんですね。そういう改善だったんですが、この程度かと私も思っておったんですが、実はこの踏切は過去数年間の間に二度も三度も軽乗用車が、脱輪して近所の方がそれに気づいて、抱えて難を逃れたということがあった所なんですね。私も聞いて、大変驚きました。つまり、交通事故というよりは鉄道事故がいつ起きるか分からないというふうに言ってよい、過言でない踏切だったんです。この一部改良した後、私もずっと調査で行ったわけではないのですが、ご近所の方に聞いてみると、ほぼこの1年半の間は、脱輪事故は聞いていないと言われるんですね。わずかなことでも、そういう改善が出来るのかと思いました。もともと2001年には、この踏切の本格的改良、拡幅を求めて地元町内会から市に要望書が出されております。抜本改善ですね。今日まで、時間が経過していますが、どういう状況になっておるか説明をしてください。

○ 土木管理課長

愛宕踏切につきまして、説明いたします。この踏切は、平成13年5月16日に踏切の拡幅要望等を受けておりますが、合併により踏切数が25箇所から53箇所が増加したため、市内全域の踏切箇所を、再度土木建設課及び土木管理課等で検証し直しているところでございます。そこで、愛宕踏切の改修については、土木管理課では現在の道路の幅の中で、踏切との段差解消のために舗装のすり付け等を行い、車両等がスムーズに通行できるように検討しております。施工方法としましては、現在JRと再三にわたり協議を重ねているところでございます。

○ 川上委員

今年度、何らかの改善のための予算が計上されているかとお尋ねしようと思ったんですが、実施予定ということで努力されているようです。そこで、抜本改善の方法なんですが、国土交通省は昨年来、全国的に開かずの踏切、それからボトルネックになっている踏切については、国、地方自治体そして直接的には事業者と連携をとって5ヵ年計画で改善をするという方針を出しているんですね。その第1次の対象踏切には、飯塚からは入ってないと思います。愛宕も入っておりませんでした。福岡県が、国、JRとの関係もあるんでしょうけど、危険踏切の調査を行っておるのではないかと思うんですが、状況を把握されていますか。

○ 土木建設課長

本年、国土交通省は全国約36000箇所の踏切調査を実施し、このうち開かずの踏切は589箇所との報告でした。また、国土交通省九州地方整備局は、九州7県の踏切約4500箇所の調査を行いました。これによると、遮断機の下がったままの開かずの踏切など、緊急対策の必要な踏切は100箇所で、このうち福岡県は65箇所あるとの報告でございます。今後は、道路管理者や鉄道事業者と協議し対策を進めていくことであります。なお、県内の緊急対策の必要な踏切の内訳は、開かずの踏切3箇所、ボトルネック踏切49箇所、歩道の狭い踏切22箇所でございます。合計が合わないのは、踏切の中に重複箇所があるためでございます。本報告の中には、市内の踏切は含まれておりませんが、大将陣の踏切等につきまして、現在進めているところでございます。

○ 川上委員

他にもあるんですが、是非全体を国、県、それからJR九州に飯塚市としては、こういうところが危険だという認識を持っているということで、全体を示してもらいたいと思うんですね。特に、愛宕踏切については極端なボトルネックになっておるわけですね。そして、あそこは尼崎線と同じように、ちょうどアールのかかったところにボトルネックの踏切という、二重に難所になっているんですよ。JRとの関係でいうと、計画協議は進んでおるんですね。JR九州が難題を飯塚市に突きつけて来たのを飯塚市の側としては、かなりクリアーしてきておるんですね。状況としては、実施協議に入れる段階まで来ておるといふふうに合併前に聞いておりました。それで、是非、予算のことも当然あるんですけども、JR九州に予算上の責任も求めながら、踏切改善を要求する根拠はあると思います。それで、協議再開を行う考えがないかお尋ねします。

○ 建設部長

質問者が言われますように、この踏切での車両の事故というのは、重大な鉄道事故を引き起こしますので、市といたしましてもJRとは当然協議が必要になってまいります。それと、もう一つは昨今の厳しい財政事情を考えますと、国、県に対しまして事業に対する補助金制度がないかなども模索しまして、前向きな調査なりをしていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○ 後藤委員

今、川上委員から一つ中で指摘があったのは、立岩の踏切なんですけど、飯塚高校へのところなんですけどね、あそこは4線路あるんですね。車が、離合できないんですよ。待っておか

ないと駄目という踏切でもあるし、高校生の通学路ですね、これにもなってるんですけど、こちら辺も、これは要望で終わりますけど、川上委員が言われましたけど、あそこほど幅員を広くしなければいかん踏切はないんじゃないかと、あともう一つ菰田のほうも計画だけ、実施計画は終わってまだそのままになっている城ヶ崎の踏切がありますけど、あそこも実施設計までやっていただいて、そのままです。もうかれこれ4年以上そのままですね。合併前からの話でずっとそのままになってます。その頃から予算がない、予算がないで終わらされていますが、そこも離合するのに、普通車同士は離合ききません、大きいのが来たら待っておかないといけません。そういう点もありますから、市の中に危険箇所とかいうのもありますから、よく把握して予算の部分をいろいろと今後計画していただきたいということを要望して終わります。

○ 委員長

次に、146ページ土木費、街路事業費、芳雄橋及び飯塚橋の改良工事について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

146ページ土木費、街路事業費に関連して、芳雄橋及び飯塚橋の改良工事について伺います。負担金が、計上されております。この負担金の考え方の基礎になるところを説明してください。

○ 都市計画課長

先ず、新飯塚花瀬線道路改良工事負担金につきましては、事業主体は国土交通省でありまして、芳雄橋本体の工事は遠賀川床上浸水対策特別緊急事業としまして、平成16年度から平成20年度を完成目標としまして着手されております事業でございます。市といたしましては、道路法第52条及び地方財政法第27条を根拠といたしまして、事業の負担金を支出しておるところでございます。その割合につきましては、河川事業費以外の道路事業費をそれぞれ、国が6分の3、県が6分の2、市が6分の1となっております。平成19年度の事業費は5億7600万円で、市の負担額としましてはその6分の1の金額9600万円でございます。次に、目尾忠隈線道路改良工事負担金につきましては、国からの補助事業を福岡県が事業主体となりまして、遠賀川床上浸水対策特別緊急事業としまして、平成16年度から平成20年度を完成目標として、着手されております事業でございます。市といたしましては、これも道路法第52条及び地方財政法第27条を根拠といたしまして、事業の負担金を支出しておるところでございます。その割合につきましては、河川事業以外の道路事業費をそれぞれ、国が6分の3、県が6分の2、市が6分の1、また県単独費分につきましては、県が4分の3、市が4分の1で、平成19年度の事業費は6億2800万円で、そのうち補助対象事業費は6億1800万円で、市の負担額は6分の1の1億300万円でございます。また、県単独費分は1000万円でありまして、市負担額はそのうちの4分の1の250万円で、市の負担額の合計は、1億550万円でございます。

○ 川上委員

合わせると2億くらいということですね。それで、この事業に対する市民意見の反映というのは、どういう取り組みになっておりますでしょうか。

○ 都市計画課長

先ず、芳雄橋の路線からでございますが、これは芳雄橋及び中之島の景観についての意見交換会というのが、学識者、商工会議所、その他市民団体、行政からは国土交通省、飯塚土木、飯塚市と総勢20名以上で平成16年から平成18年の間に都合12回の意見交換会が行われまして、そこで要望等を取り入れまして現在の計画で実施されているところでございます。それに、飯塚橋の路線でございますが、これは飯塚土木事務所と飯塚市が事務局となりまして、やはり学識経験者、商工会議所、商業団、女性ネットワーク、地元住民、行政から4名ほどの

総勢12名で意見交換会をもちまして、第1回目が平成19年3月に会が行われておりまして、今月の9日に第2回目の意見の交換会と、その中から住民の意見をすいあげていくということでございます。

○ 委員長

続いて、146ページ土木費、街路事業費、新飯塚駅前広場管理について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

続きまして、146ページの新飯塚駅前広場管理について伺います。これは管理費負担金、説明を求めます。

○ 都市計画課長

お尋ねの新飯塚駅西口駅前広場の管理につきましては、平成16年9月15日に飯塚市と九州旅客鉄道株式会社とで管理運営に関する協定を締結しているところでございます。その管理負担割合といたしましては、駅前広場全体面積4800平方メートルのうち市が約4050平方メートル、九州旅客鉄道株式会社が750平方メートルでありまして、土地所有面積割合は市が約84.4%で、九州旅客鉄道株式会社が約15.6%となっております。その割合を元に管理費用負担額を決定しているところでございます。管理業務の年間見積金額は50万円でありまして、市の負担額は42万2000円となっております。

○ 川上委員

あそこの広場については市民があそこで憩うというか、使えるような感じではないですね。あそこの広場は1回しか使ってないでしょ。あそこの完成式かなんかしたときに。市長が行かれた後は使ってないんですよ。それでJRとの約束事というのがあるのかもしれないけれども、市が使えるものであれば、もう少しあの広場は使えるようにお金をかけないでね、改善できないかというふうにも思うし、それから年間50万円の管理費がかかるというんだけど、本市が面積割合とはいえ、そのうち42万2000円を負担し、あの大企業のJRが7万8千円しか負担しないと。自分の駅舎の目の前。ということは納得いかないんですね。これは再協議というわけにはいきませんか。

○ 都市計画課長

契約締結の件もございしますが、あのポイントといたしますのは市の重要な交通の結節点でございまして、その意味からしますと管理費は出してもやむを得ないと。場所の重要性からいきますとそういう判断をいたしております。

○ 川上委員

確かにそういう考え方もあるかもしれませんが、だいたいあの新飯塚駅の西口と東口、二十数億円投入しておるわけでしょ。エレベーターも市道認定して作って、維持管理も市がしてるわけでしょ。ちょっとJR九州に気を遣いすぎというか税金の使いすぎやないかと思うんですね。だからよくよく検討していく必要があるんじゃないかと。私はこの管理費についてはそういう約束があるのかもしれないけれども、再協議をしたほうがいいんじゃないかというふうに感想を持っています。この質問を終わります。

○ 委員長

続いて、149ページ土木費、公園費、公園等のトイレ管理について上野委員の質疑を許します。

○ 上野委員

149ページ、土木費、公園費の13節、委託料、各公園清掃等委託料、公園等管理委託料についてご質問をいたします。公衆トイレ、汚いですよね。特に子どもたちが使用する頻度の高いと思われる公園のトイレの管理、これ今現状どうなってるんでしょうか。

○ 都市計画課長

本市の公園内の便所でございますが、本庁管理分が95カ所、各4支所の分が合計で17カ所ございまして、総合公園、運動公園、地区公園、緑道等、市で直接管理しております便所が、都市施設管理公社、シルバー人材センターに委託しまして定期的に管理清掃を行っております。水洗式になっておりますものは週に2、3回、回数の少ないところでも10日に1回の清掃を行っております。くみ取り式のところは15日に1回程度の割合で行っております。また規模の小さな街区公園等につきましては、公園内清掃、ごみの片付け、便所清掃は地元管理としてお願いしているところがございますが、点検のため市の方で年に1回の清掃は行っているところがございます。しかしながら公園のトイレは不特定な要素が多く、公衆トイレとしての利用も多いことから、すぐに汚されやすく、常にきれいな状態を保てないというのが現状でございます。

○ 上野委員

今後どういうふうに管理をされていくおつもりなのかお聞かせください。

○ 都市計画課長

今後とも公園利用者が快適に利用できる便所になりますように地元と協働して清掃のお願いをしていきたいと考えておるところでございます。

○ 上野委員

お願いをされるといっても、管理していただいている地域のところも高齢化が非常に進んでいる地区もあるというふうに聞きおよんでいるんです。より現実性のある方策を考えていただいて、観光に力を入れて、今から多くの方々が訪れるわけですので、観光都市として恥ずかしくない程度の管理はしなければならないのではないかなんかと思ってるんですが、最後にお聞きしますけど、今後の管理を考えていく上で、場合によっては取り壊しも考えなくてはならない箇所もあるのではなかろうかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○ 都市計画課長

利用頻度の少ない、また老朽化しましたものにつきましては、地元の意見をお聞きしながら対応していきたいと考えております。ちなみに昨年度そういうことで1カ所取り壊しをいたしました。費用としましては20万円ちょっとかかりましたけれども、危ないといえますか、見かけも悪いというところは、住民の方の了解を取りました上で対処していきたいと。今後トイレの清掃につきましては、委員さん言われますとおり、とにかく努力をいたしまして、外部からみえたお客様に不快な感じを与えないように努力してまいりたいと思っております。

○ 委員長

続いて、152ページ土木費、住宅管理費、市営住宅の維持管理改良について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

152ページ土木費、住宅管理費の委託料に市営住宅補修委託料があり、次の153ページに工事請負費の中に各所改修工事、各所維持修繕工事があります。予算ですから金額が書いてないんですが、私はこの維持修繕改良の予算が足りるのだろうかという心配をするわけです。そこで、先ず市営住宅管理戸数と住宅の老朽化の現状をお尋ねいたします。

○ 住宅課長

住宅の管理戸数は、19年3月31日現在では、4476戸となっております。この中に占めます既に老朽化いたしました住宅につきましては、1251戸ございます。これについては、随時計画に基づきまして、建替えを行っていきたくて考えております。

○ 川上委員

耐震性の問題も含めて、建替えをしようというものもあると思うのですが、建替えまで待て

なくて当面急いで改善しなければならないという住宅も沢山ありますね。白幡とか相田とかも見るわけですけど、颯田の中央団地だとか相当急いで改善しないといけない面があるかと思うんですね。当面、急いで対応しなければならんということについては、どういう手当をしようというふうにお考えですか。

○ 住宅課長

先ほど申しましたように、耐用年数の過ぎたものにつきましては、随時予算化して建替えを行ってまいります。その進捗状況と合わせまして1251戸ということは、当然完全に建替えが出来るものではございませんので、委員が言われましたように合わせて改善事業も進めさせていただきたいと思っております。建替えの進捗状況に応じて行います事業の中には、この九州地方は特に台風災害がひどく、また地震等の災害も多くあるわけですが、そういう際の屋根瓦の吹替え等に始まる雨漏対策、それとリク屋根となっております部分については、老朽化によってひび割れ等がありまして、そういう防水対策をいたしております。また、外壁等特に二階建ての簡易準耐火造り、ブロック造りですけど、その二階のひさしの部分が特に剥落、全体の壁もいたしておりますが、そういう壁の剥落の補修、それにまた古くなった流し台、それにサッシ関係、そういうことを中心にいたしまして改善事業を進めております。当然、緊急度の高い箇所から改善を行っておりますが、その他にも個別の以前からお話に出ておりましたトイレの問題等不良箇所につきましては、個別の改善要望についても調査いたしまして緊急順位等検討しながら対応してまいりたいというふう考えております。

○ 川上委員

この維持修繕改修、追加資料で委員会要求資料の69ページに市営住宅補修状況一覧という資料が出されています。これを見ますと、各所維持修繕工事が5280万、それから各町改修工事が4215万合わせて9500万程度なんですね。この額が多いか少ないかということなんですが、市営住宅の現状を見るとこの額は随分不足しているんじゃないかというふうに思われます。予算書の中では、合わせた額はよく分かりませんが、この9500万より増えてますか、お尋ねします。

○ 住宅課長

この表にあがっておるのは、一修繕の部分でございます。これ以外に、建設費の方にも改善事業があがっております。これが18年度の実績ベースで、5019万ほど支出しておりますので、何万円とか数千円の小さな修繕が沢山ありますけど、改善と言われる部分におきましては、この9500万の部分と改善事業の5000万ほどが別にあがっております。

○ 川上委員

その額は、本市の行財政改革によって減額で予算計上されてはいませんか。

○ 住宅課長

予算的には、当然必要な額でありますので、行革でこの金額を実績ベースですので、削るようなかたちではしておりません。要望額に見合ったかたちで、予算化されております。

○ 川上委員

例年並みだということだと思うんですが、それでも足りないですね、現状から見れば、ですから人が人らしく生きていくうえでは、住宅の問題というのは基本になる場所ですから、手当をするために必要な予算を投入できるように考えていく必要があるだろうと思っております。

○ 委員長

続いて、154ページ土木費、住宅建設費、市営住宅建替え事業について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

続いて、市営住宅の建替え事業に関してですが、合併前にそれぞれの旧自治体で建替えの計

画があったところ、無かったところがあると思うんですが、合併後建替えのスケジュールですね、組み直しておられると思いますが、長期スケジュールはどういう方向を向いていますか。

○ 住宅課長

建替えにつきましては、国の方から示されておりますストック総合活用計画というものを策定しなさいということで、旧飯塚市の段階でも作っておりますし、また各旧4町につきましてはマスタープラン等で同様の計画はたてております。新市になりましたら、18年度から27年度までの10年間を経過期間といたしまして、建替え計画をいたしております。この中には、先ほど申しましたように、全体の3割を占めます老朽化1251戸の建替えを中心に、老朽化しておるもの、またこれまでの事業、旧市町で行ってございました事業の継続部分、またその中で建替えの際に必要であります仮住居の確保が容易にできるもの、そして老朽化のひどいものを中心に計画をたてております。

○ 川上委員

今年度、建替え関係の計画は予算書で見えるわけですが、今後10年間の問題で言えば、昨年度からの10年間で言えば1251戸が建替え目標ということですね。とこれで、合併前の過去10年間の建替え事業については、どういう目標を出して、どの程度実現出来たのかお尋ねします。

○ 住宅課長

過去の10年間におきましては、当然その旧市町によりましてそれぞれの老朽化のひどいものを中心に建替えを行ってきたわけですが、過去10年間全体で369戸の建替えを行っております。過去の状況は以上です。

○ 川上委員

目標は、わかりませんか。

○ 住宅課長

目標については、数値を把握しておりません。

○ 川上委員

国は、1998年に公営住宅ストック計画を出して、今後は新規の住宅を作らないと、管理戸数は増やさないという政策を打ち出したんですよね。ですから、地方自治体に対してもそういう補助金は出てこないわけです。それでは、建替えのほうはどうかというと、これもなかなか進んでいない。これは、369が10年間の実績と言われましたけど、目標を超えていることはないと思うんですよ。どうしてなかなか建替えが進まないのですか。

○ 住宅課長

建替えの進まない用件は、当然旧市町での過去の実績で申しますと予算措置等にもだいたい45%ほど補助がありますけど、55%は単費でございます。そういう中の予算措置、また一番重要なことは、入居者、地元の下承を得たうえでないと建替えが行えないという部分がございます。当然、建替えを行いますと、新しい住宅になりますので、家賃等も経過措置的なものもありますが、上がっていくということで公営住宅法に示されておりますように、低所得者ということが対象でございますので、出来るだけそういう部分につきましては、なかなか合意が得られない部分が多々ありまして、予算があれば建替えが行えるという状況ではございませんので、入居者の十分な合意を得ましたうえで進めておるということで、目標と大分違ったかたちの結果が出ておるんだろうと思っております。

○ 川上委員

基本的には、国がしかるべき予算を付けない、地方を応援しないということだろうと思うんですが、私たちも考えたほうがいいと思うのが、公営住宅は基本的には低所得者のための福祉増進のために造るんだけれども、幅が広いと思うんですよね。社会的には、老若男女というか

大人から子どもまで女性、男性いろんな方々が住む必要があるし、同時に経済的にも勿論低所得の方は入りますけど、幅を持たせた範囲でそれなりの収入がある方なども、高齢者ばかりだとか、そういうわけじゃなくて若い中堅の働き盛りの方なども、その住宅にいないとコミュニティが出来ないですね。ですから、そういう工夫もしながら建替えをする必要があると思うんですが、これがずるずる遅れていくとどうということになるのかというふうに思うんですよ。それで、危険家屋というわけにはいきませんが、非常に老朽化が進んだところに、何所帯、何人くらいが今お住まいなのか、そういう把握がありますか。

○ 住宅課長

今、委員から求められました数字については、手持ちにありません。

○ 川上委員

それは、いいです。それで、いずれにしても多くの市民が地震が来れば危険と、快適とはいにくい所にお住まいという状況があらうと思いますので、先ほど言いました当面急ぐべき修繕と建替えと合わせて努力をお願いしたいし、国の方にもしかるべき機会を通じて、強く要求していく必要があると思います。以上述べて、この質問を終わります。

○ 委員長

続いて、160ページ消防費、災害対策費、自主防災組織の育成コミュニティ助成金について上野委員の質疑を許します。

○ 上野委員

160ページ消防費、災害対策費、自主防災組織の育成コミュニティ助成金についてお聞きをいたします。この財源は宝くじ助成ということですが、内容について教えてください。

○ 総務課長

自主防災組織育成コミュニティ助成金の内容と今後の取り組みについて簡単にご説明いたします。ここに計上しております予算は、福岡県消防防災安全課が所管する地域安全安心ステーション整備モデル事業に係る助成金でございます。本事業は財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により実施されておるもので、住民パワーを生かしました防災防犯活動などに幅広く対応する地域のコミュニティ活動に対しまして、防災しきだい等の整備につきまして、一団体あたり100万円を上限として助成されるものでございます。なお、平成19年度は鯉田地区の地域安全推進隊の助成申請に基づきまして、防災教育講習会用の映写機や災害発生の際のボート、テントまた避難所に設置する発電機の整備費用等を助成金として支出しようとするものでございます。同額の交付金、歳入予算を計上しております。今後も、本事業を有効に活用しまして、防災防犯などの地域コミュニティ活動を支援するとともに、自主防災防犯組織の組織化にもつなげてまいりたいと考えております。

○ 上野委員

名称のとおり、より確かな自主防災とコミュニティの確立のきっかけになるのではないかなというふうに思う助成金でありますので、是非全市的に市民の方々に分かりやすいように告知を推進していただきますように要望して終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

141ページ及び146ページだと思いますが、一つは飯塚山田線の道路改良工事負担金、それからもう一つは鯉田中線の道路改良工事負担金、特に山田線の場合は芳雄の踏切からいっこうになかなか姿が見えてこないというか、踏切で渋滞し、すっきりいかない道路状況をどこまで本年の進捗は予定されておるのか、以後の見通しはどのようになっておるのか教えていただきたいと思います。鯉田中線におきましても、聞けば当初の200号バイパスとの結節のあ

り方等も当初の計画から変更になっているような話も聞きますし、鯉田中線におきましても本年の進捗はどのような状況にあるのか、そして今後の全線開通に向かっての見通しはどのようなになっているのか併せてお聞かせください。

○ 国県道対策室長

先ず、飯塚山田線でございますけど、本箇所は幅員狭小のうえJRとの平面交差が2箇所あり、朝夕をはじめ委員言われますように、交通混雑が著しく道路整備を図ること、これにより解消するものであります。今年度予定されておりますのは道路改良工事、それから物件補償、それから用地買収等がございます。一応、完了予定は平成22年度を予定いたしております。もう一点の鯉田中線でございますけれども、このことにつきましては今現在幸袋地区、それから川島工区、それから鯉田地区等で物件補償あるいは用地買収等を始めております。なお、川島工区につきましては、改良住宅等の計画を地元にお示ししながら事業を進めておるところでございます。

○ 人見委員

飯塚山田線の平成22年の完工ということですが、大きな障害になっている問題等は、この飯塚山田線には無く、順調に進んでいく見通しですか。

○ 国県道対策室長

質問者の言われます大きな問題というのは、私が想像しますに道路のところにブロックがありましたけど、それは平成18年度に一応撤去解消いたしております。

○ 人見委員

物件補償だとか、そういうふうな中では大きな障害と言うのは現行ありませんか。

○ 国県道対策室長

若干の問題があるのは、セブンイレブンのところがございますけど、若干交差点の位置が正十字にならないで、今は警察協議をやっているというところが、県の土木の方から聞いております。

○ 人見委員

そのことは、物件の補償だとかそうした点での絡みというのは無いということですか。

○ 国県道対策室長

その部分とは、ちょっと物件補償とは違います。

○ 人見委員

鯉田中線の改良住宅の件については、もうすでにお示しされておられて、その方向に向かっているんでしょう。

○ 国県道対策室長

住宅課と一緒に地元の関係者あたりの方、あるいは代表者の方あたりに住宅建設に関わります事前の調査、例えば地質調査とかボウリングとか諸々の工事が予定されておりますので、そういったことを地元の方にお示ししながら、そして全体の住宅部会とかそういったところで、意見を聞きながら慎重に進めているところでありまして。

○ 人見委員

それとこの鯉田中線で、200号との結節点の様子が変わったように聞いてるんですけど、当初この福間線の関係からして、当初の計画と現在たてられている結節のあり方、このあたりは変更があったのかなかったのか、あったとしたらいつ変更があったのか。

○ 国県道対策室長

質問者の言われているところの部分については、私ちょっと承知していない部分がございますので、またよく調べまして質問者へのご回答に代えさせていただきたいと思いますが、すいません。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

他に質疑はないようですので、第8款土木費及び第9款消防費について質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 16 : 01

再 開 16 : 10

委員会を再開いたします。

次に、第10款教育費160ページから197ページまでの質疑を許します。始めに質疑通告されております161ページ教育費、語学指導員報酬、外国人講師委託料について佐藤委員の質疑を許します。

○ 佐藤委員

第10款教育費1項教育総務費161ページに語学指導員報酬とあります。また、170ページに外国人講師委託料とありますが、どのような違いがあるか教えてください。

○ 学校教育課長

先ず、大きくは語学指導員は、中学校で行われます英語科の授業で英語の教員と一緒になりまして、英語教育を指導する外国人講師の方を言います。一般的にALTと呼ばれている方ですが、外国青年招致事業により、日本で語学等の指導を行う外国青年のことでございます。現在4名のALTを飯塚市内で招致し、市内12の中学校におきまして英語指導を行っているものでございます。一方、外国人講師は旧穂波町で実施されていた外国人講師による英語活動を拡大したもので、現在飯塚市内の22の小学校で3年生以上の全学級におきまして、年間19時間の英語活動の授業を行う外国人講師の方でございます。

○ 佐藤委員

財政難の折、よくがんばって予算を確保いただき、子どもたちのコミュニケーション能力や人間関係能力向上のために、この語学指導員や外国人講師の授業を続けていってほしいと思っております。ところで、外国人講師を派遣する業者を選定する際には、どのようにして決めたのかお聞かせください。

○ 学校教育課長

外国人講師を派遣してもらいます業者の選定につきましては、登録してある指名業者が2社ございましたので、契約課を通しまして2社による指名競争入札の結果、落札業者を決定させていただきました。

○ 佐藤委員

わかりました。この小中学生に英語教育や英語活動を行うための外国人講師による英語の授業は、単に子どもたちに外国語に対する興味、関心の向上を図るだけでなく、今の国際化に十分対応できる子どもたちの育成におおいに役立つ事業だと思っております。従って、小学生の時に、外国人の方とも臆することなく接することができ、英語に慣れ親しんでもらい、中学生では国際感覚に高揚させ、英語を日常的に使用できるよう取り組んでいただきたいと思っております。

○ 委員長

次に、162ページ教育費、事務局費、小中学校間ネットワークシステムとは何か、またその目的はについて原田委員の質疑を許します。

○ 原田委員

162ページですね。委託料の中にあります小中学校間のネットワークシステムとは何か、

またその目的を先ずお尋ねします。

○ 教育部総務課長

小中学校間ネットワークシステムとは、合併前の旧市町単位の小中学校34校のネットワークを一つに再構築しまして、サポート、機器の設置及び保守等を委託し、運営しているものでございます。合併前の34校の小中学校インターネット環境の格差を解消し、教育現場のIT推進を目的とし、地域差のないネットワークを構築したものでございます。本システムにつきましては、アアウトソーシングいたしまして、サーバー等をトライバレーセンターに設置しております。具体的には、小中学校34校、教育研究所とトライバレーセンターを情報回線で結びまして、各学校、教育研究所間の情報共有を図るシステムでございます。システムの機能といたしましては、ファイルの共有、ホームページの作成補助、セキュリティを備えたインターネット接続、インターネットフィルタリング等でございます。また、ウィルスのセキュリティ対策等だけではなく、迅速な障害発生に対応するため一時的な障害につきましては、リモート支援を導入しており、学校に行くことなくセンターからの操作による障害の解消を図っております。設置の目的でございますが、本システムの導入の目的でございますが、ただ今答弁いたしましたように市立小学校34校におけます情報基盤の均一的な整備、ファイルの共有機能を利用することによる学校間の情報の共有を行い、例えば先進的な取り組みを行っている学校の事例等を他の学校でも活用することが可能で、市立の小中学校の教育の質の向上を図ることにあります。なお、本委託料には、システム管理のほか学校教職員を対象とした情報機器利活用の問い合わせに対するサポートも含まれております。

○ 原田委員

内容につきましては、だいたい理解をいたしました。それに関連になりますけど、教職員は個人所有のパソコンを学校現場で使って、そのパソコンを自宅に持ち帰って自宅で仕事しているということをよくお聞きするわけですが、その点セキュリティというのは、どんなふうになっているんでしょうか、大丈夫なんですか、対策等あればお示してください。

○ 教育部総務課長

飯塚市を含めまして、県内のほとんどの市立学校では教職員は個人パソコンを利用しております。ちなみに飯塚市におきましても、本年度各学校に2台ずつ配布することにはしていますが、全職員への配布ができていないのが現状でございます。ご質問のセキュリティの問題でございますが、トライバレーセンターネットワーク接続要綱に基づきまして、教職員個人のパソコンのネットワークにつきましては、IPアドレス等を発行し接続を許可しております。これに伴いまして、委託業者が随時ウィルス、スパイウェアの調査を実施し、ウィルスに感染したパソコンはネットワークに接続出来ないように処置しております。仮に、ウィルスに感染いたしましたとしても、学校間ネットワークとインターネット間はファイアーウォール組織内のPCネットワークの外部からの侵入を防ぐシステムでございますが、ありますので同ネットワークを通じて情報漏えいの心配はございません。ただし、パソコンにデータを保存したまま、パソコンを自宅に持ち帰り、インターネットに接続した場合は、情報漏えいする可能性もございます。勿論のこと、個人パソコンへのデータの保存は禁止いたしております。将来、市内全学校の教職員全員へパソコンが配布できましても、各種メディアにデータを保存し、自宅のパソコンで利用すれば情報漏えい等の可能性は残ります。いずれにいたしましても、教職員を含めまして、データの管理に携わります者の情報漏えいに対する高い認識は必要かと考えております。

○ 原田委員

先生方は、個人のパソコンを常時自分で学校教育の仕事に使うということですよ。そういうことだと思います。本年度は、各学校に2台配布ということになっておりますが、先ず今後の予定としてこれ以上に順次配布するという計画はあるんですか。

○ 教育部総務課長

先ほど答弁いたしましたように、本年度は各学校長と基本的には教頭先生ということで2台ということになっております。その他に、学校に備え付けておりますパソコン教室等に34台今年もリプレースで配置するようにしていますが、今のところ具体的に来年何台、その次何台というような計画はしておりませんが、将来的には全職員にいきわたるようなかたちでパソコンの配布は考えたいと思っております。

○ 原田委員

あくまでも、私物を学校の現場で使っているということですから、その方向で出来るだけいけばいいのではなかろうかということがあります。ただし、現状では私物ですから、あくまでも家に持って帰ると、持って帰れば私物として使うということも十分考えられます。今の段階であれば、個人レベルでの情報漏えいに対しての高い認識が必要ということですが、これに対して講習会とかそういったものを開催されましたでしょうか。

○ 教育部総務課長

特別に、学校の教職員全員を集めての講習会は実施いたしておりませんが、常に先ほど申しましたように、業者の方からウィルスに感染しましたよとご連絡がございますので、その都度こちらの方から指導申し上げますとともに、十分注意して使いますという一筆を入れてもらっているのが現状でございます。

○ 原田委員

ということは、事が起こってからの対応しか今のところ聞こえてこないんですね。ですから、やはりそういったものは全般的な、個人の認識に頼るしか現状ではないわけですから、そこらへんのことをどこかで認識させる必要があるかと思えます。是非、そういった方向で進んでいただければと思っております。

○ 委員長

続いて、165ページ教育費、人権同和教育費、社会人権同和教育担当者協議会について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

165ページ教育費、人権同和教育費に関連して、社会人権同和教育担当者協議会負担金が10万円予算計上されています。そこで、私はこの社会人権同和教育担当者協議会の活動状況を先日一部知る機会がありまして、この協議会が引き続き存続しなければならないのかと、設置を続けなければならないのかと、またここに税金を入れないといけないのかということについて問題意識を持ちましたので、質問をするわけです。まず、この協議会の目的、どういう構成になって、そういう活動をしているのか答弁を求めます。

○ 人権同和教育課長

嘉麻、飯塚、桂川地区社会人権同和教育啓発担当者協議会の規約によりますと、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期解決を目指し、担当者の資質の向上ならびに担当者の相互の連携と協調を図り、もって嘉麻、飯塚、桂川地区における社会人権同和教育及び啓発の促進発展に資することを目的としております。また、その主な活動内容でございますが、2市1町合同で毎年全戸配布を行っております啓発冊子「あたらしき明日をつくる」の編集作成や飯塚市コスモス大学や婦人会連合会の人権研修会の企画開催、社会人権同和教育指導員との合同研修会の企画開催や、人権同和教育啓発に関する団体と協力しての研修会の開催、人権同和教育啓発に関する事業の推進調査研究であります。

○ 川上委員

部落解放同盟とは、どういう連携をとっておるんですか。

○ 人権同和教育課長

運動団体とは、全く関係はございません。

○ 川上委員

あなた方は、行政の補完を果たしていただくということで、部落解放同盟に多額の補助金を渡しているわけですよ。この社会人権同和教育にあたって、解放同盟とあなた方が連携をとっていないはずがない。答弁求めます。

○ 人権同和教育課長

全く関係はございません。

○ 川上委員

関係がないというのは、連携をとっていないという答弁ですか。

○ 人権同和教育課長

そのとおりであります。

○ 川上委員

じゃあそれを確認しておきましょう。それでは、先ほど全戸配布している新しい飯塚を取材もするんでしょう。そして編集するんだっていうことでしたが、これは印刷費はどうなっていますか。予算書の中には、どこに現れていますか。

○ 人権同和教育課長

消耗品の中に、内訳で156万円を計上しております。ページ数が164ページの需用費の中の消耗品費506万6千円の中に156万円計上させていただいております。

○ 川上委員

あたらしい飯塚、156万円この中に入っておるということですね。先日、担当者が取材のために出張しましたね。確認します。

○ 人権同和教育課長

5月31日と6月1日において出張いたしております。

○ 川上委員

行き先と目的、それから行程、かいつまんで答弁求めます。

○ 人権同和教育課長

本年度の研修先につきましては、福岡県立花町と熊本県大和町に行っております。ご存知のように、立花町では今なお悪質な連続ハガキ差別事件が起きていますので、同部の担当者で作成していきますあたらしき明日をつくるの啓発のテーマにするための取材であります。熊本県大和町につきましては、先進地と言うよりも、開かれた隣保館活動をされてありまして、地区のお年寄りや近隣の一人暮らしの高齢者で、おたっしや会と名付けて、合同で和紙やフェルトで花や壁飾りを作り、その作品に子どもたちが作った人権標語を付けて、町で主催いたします人権を考える町民の集いなどで啓発物品として配布されております。町をあげての人権に対する取り組みについて研修してまいっております。

○ 川上委員

立花町のハガキ差別事件というのは、よく分かりませんが、31日と6月1日と一泊二日で行ったんですね。そして、当初熊本市で調査する予定があったのをとばしてますね。それは、当初どこに行く予定でしたか。

○ 人権同和教育課長

国際交流センターでございます。

○ 川上委員

それは、どうしてとばしたんですか。

○ 人権同和教育課長

立花町で、実際に差別にあっておられる当事者との取材が長引いたため、国際交流センター

の閉館時間に間に合わなかったためでございます。

○ 川上委員

そういう予定を変更してまで、立花の取材をしたわけですね。私もそれは調べてみました。立花のあなた方の言うハガキ差別事件というのは、差別と言うよりは人権問題なんですね。それで、これは既に刑事告発をしてるんでしょう。そういう事件なんですよ。あなた方が単純に差別事件だとかいうふうに分からない言葉で矮小化したらいかんと思うんですね、この問題は、だからこれはそういう問題があります。それから、大和町、これは3町合併で出来た新しい町なので、なじみが私も無かったんですが、開かれた隣保館活動ということで取材したんだということですが、これも立花と同じように取材した結果はあたらしき明日をつくるに掲載する予定ですか。

○ 人権同和教育課長

はい、掲載させていただきたいと考えております。

○ 川上委員

それでは、あなた方が開かれた隣保館活動と言っている大和町の隣保館、どういうことがあっているかという、あなた方がもらってきた資料があるじゃないですか、むこうの隣保館から、これ読ませていただきました。大和町立隣保館が嘉飯桂地区社会人権同和教育啓発担当者会議研修資料というのをむこうが作ってくれてるんですね。そして、もう一つくれた資料が、5月26日に行われた、矢部中学校体育館で行われた第12回5.23差別を無くす大和地区集会、これ隣保館活動の重要な内容になっているんですよ。あなた方これもらってきて、取材もしてきたと思うんだけど、こういうのも載せるんですか。5.23差別を無くす大和地区集会。

○ 人権同和教育課長

そういう5.23とか云々については載せませんが、先ほども申しましたように地区の高齢者と近隣にお住まいの一人暮らしの高齢者の方たちで作ってありますおたっしや会、そういう隣保館自体が地域の交流の場となっている。また、小学生等も含めました人権標語を作って、今なお福岡県でっております同和問題強調啓発月間等におきます啓発物品とか、そういう合同でまちをあげて人権啓発をやっておられるという部分についての掲載をさせていただこうと考えております。

○ 川上委員

そのくらいのことを載せるのであれば、税金使ってここまで行く必要ないですよ。本市にも隣保館活動しているところ沢山あるじゃないですか。もっと近いところもありますよ。おたっしやクラブ、それは大事かもしれないけど、それに近いことを、言葉は違ってみんなやっているわけですよ。なぜそこまで行くんですか、それを載せるためだけに、違うでしょう、あなた方は、5.23差別を無くす大和地区集会、こういう部落解放同盟と一体になった取り組みを先進例だと認識して、その調査のために行ったんでしょう、違うんですか。

○ 人権同和教育課長

違います。

○ 川上委員

違うかどうか、今から聞いていきましょう。じゃあ、5月23日差別を無くす大和地区集会というけど、5月23日って何の日ですか。

○ 人権同和教育課長

43年前になるかと思いますが、狭山事件で石川和男さんが不当逮捕された日だと認識しております。

○ 川上委員

ちょっと言葉にこだわり始めるとキリがないんだけど、行政の答弁だから正確にせないかん。

これは、不当逮捕ですか、行政の認識は。

○ 人権同和教育課長

不当逮捕だと認識しております。

○ 川上委員

裁判の結果と、あなた方の認識はどういう関係になりますか。

○ 人権同和教育課長

私、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○ 川上委員

じゃあ、不当逮捕というのは撤回ですか。

○ 人権同和教育課長

撤回は、いたしません。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 16:35

再 開 16:36

委員会を再開いたします。

○ 人権同和教育課長

大変、失礼いたしました。不当逮捕を取り下げまして、別件逮捕というかたちでさせていただきたいと思います。

○ 川上委員

それを部落解放同盟が、ずっと使ってる言葉ですよ、別件逮捕だとかいうのは。それで、これは裁判批判です、この集会は、そして特定の立場から、部落解放同盟の特定の認識、これを押し付けるそういう集会ですよ。そしてそれに子どもを動員してるじゃないですか。リボン登校の日は、本当の気持ちを出せる日、子どもたちにリボン登校させて、事実上の部落民宣言をさせる、そういう集会ですよ。そういうのを、あなた方は地元の部落解放同盟とは連携もとらずに熊本まで行って取材をしてきて、話をきいてきてるわけですよ。これが、社会人権同和教育担当者協議会の仕事です。そしてそれを、税金を使った、部落解放同盟の運動方針ですよ、これを税金を使ったあたらしき明日をつくる、これに載せて全戸配布するかもしれない、来年の1月くらいに出すんでしょ。こういうこと、許されるんですか。

○ 生涯学習部長

今回の研修の目的でございますけど、人権問題に関する研修につきましては、ご承知のように人権教育及び人権啓発の推進に関する法律にもうたわれておりますように、あらゆる場所、あらゆる機会を通じまして研修することが大事であるという認識のもとに、行政の責任のもとに、責務のもとに今回の研修を行っておりますので、そこらあたりのご理解をよろしく願います。

○ 川上委員

その法律には、特定団体の運動など偏ったものに基づいて啓発しなさいとか書いてないでしょう。そのことを言ってるんじゃないですか。それについての答弁を求めておるわけでしょう、どういう見解か。

○ 生涯学習部長

特定の団体云々ではなくて、行政の責務として今回の研修を行っておりますので、そこらあたりご理解いただきたいと思います。

○ 川上委員

今回の研修のことは聞いてないでしょう。あたらしき明日をつくるに、こういう特定団体の

運動方針、それをそのまま載せるようなことは、おかしいんじゃないかと聞いているんでしょう。

○ 生涯学習部長

先ほど、課長が申しましたように、資料としていただいておりますけども、その資料につきましてあたらしき明日をつくるの中には、載せるという答弁は先ほどはいたしておりませんので、そこらあたりご了解いただきたいと思います。

○ 川上委員

じゃあ、明確に答弁したらどうですか。あたらしき明日をつくるの中には、特定団体の運動の内容を載せるようなことはしないと、特に今度税金を使って取材に行ったけれども、この集会のことについては書かないんだと答弁してくださいよ。

○ 人権同和教育課長

集会のことについては掲載いたしません、隣保館活動については掲載をさせていただきたいと思います。先ほど、質問者があたらしき明日をつくるということで、ご質問がっております。これは、旧嘉飯山地区2市8町の頃から発行して、全戸配布してまいりましたが、人権同和教育の解消に向けた啓発冊子であります。企画編集を教育事務所指導のもと、社同段階で行い、様々な人権問題を取り上げ、市民啓発を呼びかけることを目的としております。近年の内容を申し上げますと、2002年発行の第40集では、大阪府府中市の人権施策を障がい者の人権問題を中心に紹介し、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の紹介や、同和教育、児童虐待などを取り上げております。2003年の第41集では、戦争と平和と命と人権のテーマで、広島県大久野島、通称毒ガス島でございますけども取り上げましたり、福岡県人権教育啓発基本指針の紹介や、女性の人権問題、障がい者に優しいまちづくりをご紹介します。また、2004年第42集では、ハンセン病元患者の人権問題について、熊本県菊池けい風苑での取材をもとに8ページにわたり取り上げ、また女性の人権問題、身体障がい者に優しい施設を紹介するなど、その内容は人権問題を多岐にわたって取り上げているものでございます。質問者が言われておりますように、同和教育だけを取り上げているものではございません。なお、2004年版につきましては、ここに1冊持ってきておりますが、最初に書いてあるのが、あらゆる人権問題が解決され全ての人が幸せでありますようにを表紙に持ってきております。

○ 川上委員

じゃあ、先ず確認しますが、今度のあたらしき明日をつくるには、この5.23差別を無くす大和地区集会だとか解放同盟の特定団体の見解を、偏った内容を載せることはしないということですね。それは、確認します。

○ 人権同和教育課長

それは、いたしません。

○ 川上委員

そういうことであれば、わざわざ何故ここに行ったのかということが、また逆に問われてくるわけですよ。それで、もう本当に人権問題をきちんと考えて飯塚市が、市民が求める必要な啓発をしようと思うならですよ、百歩ぐらい譲って、ならばこの担当者協議会いらなんでしょう。飯塚市が、責任をもって作ればいいじゃないですか。今度、大和に行こうなんていうのも嘉麻市から提案されて行ってるらしいじゃないですか。だから、こういう担当者協議会は無かったって、百歩譲って、あなた方が作ろうとしているものは作れんことはないわけですよ。むしろ、こういう嘉飯桂の担当者会議があることによって部落解放同盟の運動に限りなく接近していく。そして、油断すると変更した内容が税金を使った文書に載せられていく。そういう危険性が生まれるわけですよ。だから、私はこの10万円については予算を削除して、関係のと

ころにも申し入れて、社会人権同和教育担当者協議会は解散すると、そういう必要があるんじゃないかと思います。市長、どう思われますか。

○ 生涯学習部長

先ほど言いましたように、人権教育並びに啓発推進法に関します法律にうたわれております、あらゆる場所またあらゆる機会を通して啓発の必要性がきちんとうたわれております。それに基づきまして、行政の責務のもとに人権教育並びに啓発を行っておりますので、当然この広がりというのは必要だと感じておりますので、予算につきましても必要性を感じております。

○ 川上委員

一言だけ言って質問を終わりますけど、さっきから言ってるのは、あらゆる機会とあなた方言うんだけど、今ここで問題にしておるのは、あたらしき明日をつくることを言っておるわけでしょう。これに、特定の団体の運動とか見解を盛り込むような、指摘もしなければ載ってますよ、はっきり言って、そういうような危険を犯している協議会だと。だからあなたの言うあらゆるのなかには、非常に行政としては越えてはならないところを越えることを想定しているように聞こえる。極めて危険だと思いますね。このこと指摘して、この質問を終わります。

○ 委員長

続いて、166ページ教育費、小学校費、いじめ不登校対策について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

通告には、166ページとしておりましたけど、160ページに下から二段目ですが、いじめ不登校問題連絡協議会委員報酬というのがあります。それで、この構成目的、活動状況をお尋ねしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○ 学校教育課長

いじめ不登校問題連絡協議会につきましては、飯塚市教育委員会の諮問に応じ、いじめの根絶と防止及び不登校に対する具体的な対策の立案、推進及び啓発に関することなどを調査審議し、意見を答申する会でございます。委員といたしましては、市職員、小中学校校長代表者、養護教諭代表者、教職員代表者、PTA連合会代表者、主任児童委員、青少年健全会育成連絡協議会代表者、飯塚警察署職員、法務局職員、学識経験者の方で20名以内の委員で構成されております。昨年は、8月に1度開催をしておりますが、その後は開催が出来ておりません。

○ 川上委員

市立小中学校不登校の推移及びいじめ体罰等の発生件数について、本日提出された委員会要求資料25ページにあります。例えば、いじめの発生件数2番であるんですが、小中学校合計の欄を見ますと、平成15年から年毎に見ると17件、5件、9件そして18年は32件というふうに非常に急増しているわけですね。この1番には、不登校問題もあるわけですが、不登校問題といじめ問題の資料を見て、教育委員会はどうのように特徴されてあるか答弁を求めます。

○ 学校教育課長

まず、いじめ問題につきましては、昨年10月に発生いたしました福岡県筑前町立宮中学校2年生男子生徒が、いじめを苦に自殺した問題の後、飯塚教育委員会といたしましては、先ず緊急校長会を招集し、学校内で気になる児童生徒の総点検の指示と、その対応の指導を行いました。次に、いじめだけではなく不登校の月例報告というのがございますが、この月例報告以外にいじめに関する緊急実態調査を行いまして、子どもが発する小さなサインを見逃さず、解決に向けての取り組みの指導を実施いたしております。また、11月には各学校で早期発見、早期対応に取り組むために、各学校が日ごろ取り組んでおりますいじめ問題、あるいは不登校問題、そういったものを参考にするためにいじめ問題の対応資料集の作成に着手いたしまして、

12月に完成し1月には34校の生徒指導担当者を集め、この資料集を使っての研修会を開催いたしました。このいじめに関して、実態調査からは、いじめの内容としてひやかし、からかいとか暴力、言葉での脅かし等が非常に多くございまして、常日ごろからの学校内での早期発見と早期対応、それに家庭内と連携した取り組みを推進していくことで、かなり解消されるものと考えております。また、本年4月には校長の合宿研修会を開催いたしまして、昨年度つまり平成18年度の飯塚市のいじめ不登校の発生件数、あるいは内容そして課題等について報告いたしまして、年度当初から各学校で取り組んでいただくようお願いしてきたところでございます。

○ 川上委員

そういう状況なんでしょうけど、今回の予算の中でいじめ不登校対策で特別に重視した予算がありますか。

○ 学校教育課長

特には、ございません。

○ 川上委員

昨年の宮中の問題というのは、いじま問題というかいじめ自殺ですからね。自殺に追い込まれた事件です。子ども同士の関係、教師との関係、非常に深刻な問題があるんですね。それで、先ほど答弁聞いておりますと、その中からの最大の教訓、今後に生かす教訓として、どこにポイントがあたってるだろうかと思いつながら聞いたんです。そうしますと、早期発見と早期対策、それから家庭との連携というふうに言われたところが、最大のポイントかなというふうに思っていますね。その他のこともあります。これを行政として手を、特に今日は予算特別委員会ですから、そういう側面から手当をするという点でいうと、何が問題かという、子どもが先生の目の中に入る、そういう状況をつくらなければならないと思うんですね。そのためには、いろんな事が必要です。先生ひとりひとりが、いつも教頭とか校長先生を気にして、教室にいないとか、そういうことじゃいかんわけでしょう。そういうのもあるんですけど、基本的には少人数学級じゃないんですか。それから、養護の先生をきちんと確保して、あるいは音楽その他専科の先生も増やしていくとかね。先生の目が複数で子どもたちの心に通えるようにすると、とりわけ少人数学級だと思うんですね。私は、この少人数学級の力というのは、基礎学力をつけるだとかいうことと同時に、こういった問題に対応する上でも絶対必要と思うんですけど、そのへんどうお考えですか。

○ 学校教育課長

今、委員のご指摘のとおり、少人数学級というのは非常にきめ細かな教育指導が出来る学級があれば、当然そういう気になる児童生徒にも目が行き届くと思いますし、またひとりひとりの子どもたちに、きめ細かな指導や対応が出来ると考えております。

○ 川上委員

それは、今考えたのではなくて、ずっと考えておられたことだと思うんですね。そうすると、今度の予算で何かそれを具体化しようということで、検討されたことはないのか。実際的には、例えば颯田の教育特区でね、少人数学級を維持するための予算とかついているんですけど、それはよそには広げてないんですね。だから、問題意識は持ってるけど、予算にあらず、体制にあらずというところまで行ってない。けど、問題意識を持ったんだから、試算、こういうふうにならないかという試算とかされてないですか。低学年からこうしたらいくらかかるかだとかね、そういう検討していませんか。

○ 学校教育課長

予算的なものについては、何回か議会のほうで、あるいは予算員会で答弁したことがあるんですが、実際少人数学級というのは一応35人以下学級というふうにご考えております。それで、

飯塚市内の22校の小学校で、1, 2年生に仮に1学級の人数が35人以上で40人未満の学級を実態を調べたときに、飯塚市内の小学1年生及び2年生の学級で1クラスの人数が35人以上で40人未満の学級は、小学1年生で3学級ございます。それから、小学2年生で4小学校ございます。計7校ございまして、仮に1校に講師を1名追加して人件費といたしまして計算した場合に、一人当たり最大で398万8792円必要となってきます。これを22校の小学校に7名配置することによって、約2800万円の経費が必要になるというような試算的なことはやってみました。ただ、予算的にこれが可能でありませぬので、今各学校において予算的ではなく、事業を行っていく際に直接少人数学級じゃございませぬが、1学級を二分割して行う少人数授業だとか、分割授業あるいは二人の教員がチームを組んで行います授業、そういったもので工夫を行って、各学校では実践しておるところでございます。

○ 川上委員

先ず、言いたいことは、早期発見、早期対策、家庭との連携、これをやろうとすると35人学級で出来ましようかね。課長は、少人数学級というのは自分は認識していると言われたんだけど、30人以下でしょう少なくとも。だいたい20人とか25人でもいいんですよ。よその欧米の国を見てみますとね。だから、問題はここにたたないかん。早期発見、早期対応、家庭との連携がきちんと出来る少人数学級というのは、どれくらいかという、そういう問題意識たてないかんですよ。35人と試算されたんだから、2800万と、2800万の金は無いというふうに学校教育課長は言われるけど、教育長とか市長はそうは言わないかもしれませぬよ。何でもっと早く言わなかったかといわれるかもしれませぬよ。だから、こういう時代に試算をしたら、きちんと教育長でも市長でも伝わるようにして、手を打つことが大事じゃないですか。それと予算がないので、いろいろ校内の授業のときに応援が入るといようなことを考えてると言われましたけど、今日追加資料でいただいた委員会提出資料の4ページに、児童生徒支援加配配置校及び出張回数一覧というのがあります。この児童生徒支援加配というのは何かというと、学習指導上、生徒指導上及び進路指導上特別な注意が必要である児童生徒に対して、学校生活を円滑に営むための特別な指導が行われる学校に対して、各学校からの申請に基づき教員が配置されると書いてます。各校に1名ずつということなんですね。この中で、びっくりするような出張がありますよ。例えば、小学校、楽市、この先生は年間121回出張しているんですね。学校日数は今何日ですかね、200日もないでしょう。そういう状況の中で、121回出張しているんですよ。1日に2回行ったら2回とカウントするんですか、それは分かりませぬけど。いずれにしても大変な数ですよ。それから中学校では、穂波東、この先生は105回出張してますね。そして、共通して言えるのは、人権同和教育関係の研修出張というのが異常に多い。子どものために学校に配置しているのに、この先生方は同和教育関係の出張とかいうことで、学校にいないんですよ。実際は、こういう状況です。これで、早期発見、早期対応、家庭との連携とか、少人数学級もお金が無いとやってやらないと、折角県が配置した先生たちも外に出してると、なんかおかしいでしょう。だから、少人数学級も計画的にいくということではいかないとけないんでしょうけど、やっぱり計画的に急いで先生を配置して少人数学級にすると同時に、この児童生徒支援加配、この出張状況について、取り分け人権同和教育関係の出張ということについては見直したらどうですか。あなた方が、命令を出しているんでしょう。教育長が知らないで、出張しますか。答弁してください。

○ 教育長

学校の教職員の出張については、基本的には学校長の裁量事項になっておりますので、学校長が出張するかどうかというのは決定しております。今言われております、児童生徒支援加配教員の出張回数の問題につきましては、大きな課題であることは間違いないと思っております。日ごろから、十分に内容を精査して学校の教員の出張等については、指導するようについてい

ことも校長会等の中でも話はしておりますので、数がこういうふうが多いということについては、全く知らなかったわけではありません。そういうことで、今後必要でなかったら出張はないと思うんですけど、精査していくような指導は続けていきたいと思います。

○ 川上委員

これは直ちに調査も詳しくして、改善をする必要がある。子どものための先生が学校にいないんだから、これは指摘してこの質問は終わります。

○ 委員長

続いて、166ページ教育費、小学校費、老朽施設の改善について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

166ページ教育費、小学校費に関連して、老朽校舎施設の改善についてお尋ねをいたします。先ず、校舎の老朽化の現状は、どうなっておるのか。そしてまた、教育委員会の認識はどのようにもっておられるのかお尋ねします。

○ 教育部総務課長

市内小中学校合わせて34校ございますが、全部で153棟の校舎、体育館等がございます。そのうち昭和56年以前の旧建築基準法で建築されました棟が、103棟で全体の約67%を占めております。特に、昭和40年代、50年中ほどまでに建築されました校舎や体育館が多くなっております。昭和時代に建築されたものが多く、一部を除きまして老朽化が進んでいるというふうな認識は持っております。多くの教育施設が建築後20年から40年を経過しておりますので、当然のことながら経年劣化が進んでいると考えております。老朽化した校舎等につきましては、一部の小中学校におきましては、大規模改造や建替え事業を実施しまして、対応はしておりますが、市全体の現状といたしましては児童生徒が安心安全で快適な学校生活をおくる施設であるかと申しますと、決して古いからいけないということではありませんが、耐震のこともございますので全てが現状のままではいいとは思っておりません。

○ 川上委員

実は私、昨年1981年以前の新耐震基準を満たさない校舎に通っている子ども、つまり一日のうち3分の1くらいそういう施設のもとにおる子どもの数が何人だろうかということで、質疑したことがありますね。だって、9千人くらい子どもがいるじゃないですか。大変は数なんです。それは、子どもたちが来なくてもいいのに、来てるわけじゃないんですよ。学校だから来てるわけ。そういう施設に毎日、毎日子どもがいるわけですよ。地震にあわない可能性というのは最近少なくなりましたね。そういう危機認識をもつ必要があるだろうと私は思います。今の耐震のことだけ言いましたけど、次に学校現場から老朽校舎の問題でいろんな意見とか改善要望が出てと思うんですが、それはどういうルールで問題を把握し、改善するようになっておるのかお尋ねします。

○ 教育部総務課長

通常は、学校現場の方から修繕依頼書というのが、上がってまいっております。その修繕依頼書をもとに、昨年度の実績で申し上げますと18年度では約600件、学校現場から修繕依頼書があがってきております。そのうち、410件を外部業者に発注しまして、残りを直営の大工や用務員が修理いたしております。その他私どもが学校現場に出向きまして、修繕が必要な場所等を発見しましたら、直接総務課の方から修繕発注等をいたす場合もございます。その他に、学校安全点検の日を設けておりますので、その時に遊具の点検やその他の危険箇所の点検を行い、その分を教育総務課施設係のほうにあがってきて対応しているところでございます。

○ 川上委員

今、数字がありましたけど、例えば600件ほど改善要求が出て、委託・直営含めて基本的

に対応出来ておるといふことのようにですけど、それは学校の基本的要求をだいたいカバーしておると、心配ないと、そういう状況でしょうか。

○ 教育部総務課長

先ほど老朽化の件をお話ししましたが、一番最も古い幸袋小学校の体育館、講堂で昭和11年のものがございますが、その他にも30年代に建設された体育館等が、例えば菰田中学校でありますとか、穂波東中学校の体育館とかございますので、その他にもかなり20年から40年以上の経年を向かえておりますので、抜本的な修繕とか改善には至っていないものも含まれているということは十分認識しておりますので、全てがその予算内で改善改良が終わっているとは考えておりません。

○ 川上委員

ちょっと確認したかったんですが、幸袋小学校の講堂は建築いつって言われました。

○ 教育部総務課長

昭和11年でございます。

○ 川上委員

分かりました。それで、当面急がなければならないという対応についても、予算が不足しているということなんですが、長期的に3ヵ年とか5ヵ年とか、ちょっと遠いですが10ヵ年とか、そういう長期的なプランで施設改善、改造というのはたってますか。

○ 教育部総務課長

合併の関係もございまして、現在のところ具体的なスケジュール、計画等はたっていないのが現状でございますが、昨年から大規模地震等の対策といたしまして、今後10年間の予定で耐震診断、またそれに伴います耐震補強工事及び大規模改造を実施し、施設の安全確保と改善を行うことと考えております。それは、先ほどから言いますように56年以前の建物でございますので、56年以降に建築されました建物につきましても同時並行的に長期計画をたてまして、総合的計画的効率的な改善に努めて参りたいと考えております。

○ 川上委員

長期にわたる財政的な裏づけ、そういう観点が非常に大事だろうと思います。この質問は終わります。

○ 委員長

続いて、166ページ教育費、小学校費、通学路の安全確保について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

教育費、小学校費に関連して、通学路の安全確保についてお尋ねいたします。まず、通学路の安全確保、22小学校、12中学校あるわけですけれども、安全確保についてはどのような努力をされているのかお尋ねします。

○ 学校教育課長

飯塚市内34校の小中学校通学路の安全確保のための具体的な対策といたしましては、毎年4月に各小中学校で作成されています安全マップの点検をするとともに、不審者事案の発生した場所、新たな危険箇所として認識した箇所、交通事故等が発生した場所などが追加されているかをチェックいたしまして、各学校に再度指導を行い、その後巡回して確認していただいているところでございます。また、毎月20日の日を学校安全の日として設定し、登下校の際の巡回指導などを学校だけでなくPTAや地域の方の支援もいただき実施しているところでございます。教育委員会事務局といたしましても、3班に分かれて巡回指導にまわるほか、毎月第1及び第3水曜日には、青色回転等装着パトロール車で市内全域の交通安全巡回などを実施しているところでございます。連携した取り組みといたしましては、飯塚警察署や筑豊教育事務

所等とも日常的に連携し、実情に応じた取り組みを行っているところでございます。

○ 川上委員

なかなか大事な課題であるんだけど、なかなか進まないという現実もあると思うんですね。それで、大きく言うとハードとソフトというのもおかしいかもしれませんが、あろうかと思えます。子どもたちの通学路というのは朝は登校するときにはずーっと少しずつ子どもたちが集まって行って学校周辺が一番子どもが集まる場所があるんですね、大動脈ですね。こういうところがまず、道路だとか溝とか安全になっているかどうか、こういう確認が必要だと思いますし、下校で言うとそれぞれの家庭が日と目に付きにくい場所も多いと思うんですね。そういう場所でのハード面の電気をつけるだとか、そういうのもあろうと思います。私は毎年4月の安全マップというの也被われておりましたけど、教育委員会から福岡県だとか警察だとかいうのもあると思うんですけど、一番直接身近な飯塚市の土木管理だとか、交通安全関係のところにも月に1回くらい定期的に改善要望を出すようなシステムをつくらうか、と。システムというか、そういうのを定期的にしたらどうかなと思うんですよ。土木のほうも、道は穴凹を発見したら、すぐに通報してくれとか言っているわけですから、月に1回くらい、教育長、市長部局のほうにそういう要望を出すようにされたらどうでしょうか。細かな要求から。どうですか。

○ 教育部長

いわれますとおり、確かに、連携をしていくことは十分大切なことだと認識しておりますので、今後検討してみたいと思います。

○ 川上委員

ぜひ検討してください。PTA、市P連のほうも年に一度分厚い要求を出されていると思いますが、回答書を読むと、予算がない、予算がない、と書いてあるんですよ。そういうことをあまり言わないで、実現してもらいたいと思うんです。で、この問題の最後ですが、個別小学校のことでありますが、蓮台寺小学校が私が調査した範囲ではいま通学路一番危険な小学校の一つだろうと思うんですね。それで、昨年春先に国道沿いの通学路ではなくて、国道に面しない民有地を含めたところを示した通学路を作ってもらいたいというような地元からの要望が出ていますね。それについてはどういう対応になっていますか。

○ 教育部総務課長

地元蓮台寺小学校PTA、鎮西地区地元町内会、鎮西青少年健全育成会等から蓮台寺小学校の通学路の整備に関する要望書が平成18年3月14日付で提出されております。これは、同小学校の通学路が201号線の歩道を利用しており、この道路は交通量も多く、歩道の幅も狭いため、通学時の安全が脅かされている、との理由で60年ほど前に利用していました旧道、私有地でございますが、整備を要望されているものでございます。この旧道は今言いますように私有地でありまして、現況は一部畑として使用されておりますが、そのほとんどが雑草や樹木が生い茂った状況でございます。この整備につきましては、敷地の買収、整備費用等、多大な経費が伴うこととなりますが、地権者や関係各課と協議を進めまして、今後実施に向け努力したいと考えているところでございます。ちなみに、小学校の前の国道を管理します北九州国土工事事務所筑豊維持出張所でございますが、国におきまして本年度秋口から歩道の幅員を20センチから30センチ広げ、車道の速度抑制を目的としたカラーリング舗装の改修工事が行われるようになっております。

○ 川上委員

実施に向けて努力しておるといふ答弁でした。ぜひ実現して、子どもの安全を確保していただきたいと思えます。質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:18

再 開 17:30

○ 副委員長

委員会を再開いたします。佐藤委員に質疑を許します。

○ 佐藤委員

小中学校管理費について、お伺いいたします。先ほどの川上委員の老朽化の問題について、少しだぶりますけども、ご容赦ください。老朽化に伴いトイレが汚いとか臭いとかいう苦情が出ておりますが、その対応についてお伺いいたします。

○ 教育部総務課長

ご質問の中学校につきましては、穂波西中学校、菰田中学校とお聞きしております。穂波西中学校につきましては昭和55年度、菰田中学校につきましては昭和50年、55年度に建設されておりますので、経年から老朽化も進んでおります。このため本年度に入りましてからも、穂波西中で小便器の詰まり、大便器の破損等の修繕依頼が7件あっております。菰田中学校につきましては、大便器への送水が出来ないとの修繕依頼があっております。なお、いずれも部品調達中のものを除きましては修繕は完了しております。トイレが汚い臭いとの理由でございますが、先ずトイレの臭いにつきましては、換気扇の故障や窓の開閉不良による換気の悪さ、臭いの原因になります尿蹟付着が考えられます。また故障等で水洗の水量が少ないなどということも考えられます。穂波西中学校は特に三階のトイレがひどいようでしたが、尿蹟除去剤の定期的投入は効果的ではないかと考えております。また、トイレが汚い理由につきましてはでございますが、穂波西中学校を例でご答弁申し上げますと、経年化に伴いますタイルの剥がれ、トイレドア等の破損、開閉不良、水洗式清掃に伴います雑菌の繁殖、ブースや金具などの内装材の腐食などが考えられます。一方、生徒によると思われる壁、ドア、便器等の破損も見受けられております。このようなことが重なり合ひまして、いわゆる汚いという原因になっているのではないのでしょうか。経年化、老朽化に伴います修繕が増加していることは、確かでございますので、学校から修繕依頼が来ましたら、速やかに修理修繕は実施しておりますが、根本的な解決には至っておりません。これは、両中学校に限ったことではございませんが、学校のトイレが汚いとの理由で、学校での排便等を我慢して体調を悪くする児童生徒などがあると聞き及んでおります。このようなことから、トイレの改修は必要であるとの認識は十分もっておりますが、現在のところ部分的補修工事で対応しているところでございます。今後は、耐震診断に伴います大規模改造時に改修を行うほか、年次計画をたてまして総合的効率的な改修を行いたいと考えておりますが、市内に対象となる学校も多く存在しますことから、財政状況等も勘案しながら学校施設の維持管理業務を進めて参りたいと考えております。

○ 佐藤委員

是非とも、抜本的に改修を進めていただきたいと思うのと、先ほどにもちらっと出ておりましたが、穂波東中の体育館、これは37年に建設されたものなんですが、老朽化に伴って改築も旧穂波町でもしたかったんですが、場所的に問題があって建築確認等が出なくて達成しておりませんし、またあそこは運動場も校舎から離れてあります。そのことも含めて、あの土地ではこれから存続が厳しいのではないかと思います、そのへんの考えをお聞かせください。

○ 教育部総務課長

今、質問者が言われますとおり、市内の中学校の中でもかなり老朽化が進んでいるひとつでございます。今、申し上げられましたとおり、同中学校は敷地が狭く、現在の位置では建替えることは困難でございます。また、同様な理由で運動場も離れた所にございまして、移動に時間がかかり、授業にも支障をきたしていると聞いておりますので、今後は移転も含めたところ

で、もう一つ言えば統廃合等も考えたところで検討していきたいと考えております。

○ 佐藤委員

体育の授業は、30分くらいしか行えていないと思います。運動場に行く前に、けが人が出る前、そして老朽化した体育館でけが人が出る前に、早急に年次的計画をたてて検討していただきたいと思います。要望で、この質問は終わります。

○ 江口委員

関連で、トイレの問題をお聞かせください。今、汚いというところに関しては、その部分は把握していると、まだ部分的改修で対応しているというお話がございました。汚いだけではなくて、水が出ないという問題を聞いたことがございます。そのような報告等は、あがっておりますでしょうか。

○ 教育部総務課長

確かに、修繕依頼としては水の流れが悪いとか、場合によっては先ほども申しましたように、菰田中学校みたいに大便の排水が流れないというような要望が出ております。その都度、業者に発注いたしまして、修繕はいたしておるところでございます。

○ 江口委員

私のところにも、菰田小の件をお聞きしたと思います。そして、流れないんだけどというお話を聞いたことがございます。修繕依頼があっていたら、確実につないでいただいているということですので、それが本当に出ているのかという部分が、一歩手前で問題があるかと思いません。是非、そういった部分も合わせて各学校にきちんと依頼を上げるようにという部分も合わせて、ご案内していただきたいと思います。そのことを要望してこの質問を終わります。

○ 副委員長

暫時休憩します。

休 憩 17:36

再 開 17:36

○ 委員長

委員会を再開いたします。続いて、169ページ教育費、教育振興費、入学、卒業記念品料について佐藤委員の質疑を許します。

○ 佐藤委員

次の、入学、卒業記念品料、そして一つとんで卒業アルバム助成金、各種文化体育大会出場補助金について、一括して質問したいと思いますし、回答も一括していただきたいと思うんですがよろしいでしょうか。今、言いました入学、卒業記念品料、卒業アルバム助成金、各種文化体育大会出場金について、昨年と今年を比較してどのようになっているかお示してください。

○ 教育部総務課長

入学、卒業記念品料の平成18年度予算につきましては、教育振興費の報償費におきまして、小学校336万3千円、中学校248万2千円合計584万5千円の予算計上を行っております。平成19年度におきましては、同じく教育振興費の報償費におきまして、小学校248万1千円、中学校14万円合計261万1千円の予算を計上いたしております。18年度予算と比較しまして、322万4千円の減額となっております。なお、18年度におきましては、卒業記念品として旧穂波、庄内、颯田地区の小中学校におきまして、卒業アルバム購入費の補助を行ってまいりました。本年度におきましては、卒業アルバムの補助につきましては、予算科目を変更いたしまして、19節の負担金補助及び交付金におきまして、卒業アルバム助成金として小学校119万9千円、中学校181万4千円合計301万3千円の予算を計上しております。従いまして、平成18年度予算との比較額につきましては、21万1千円の減額となっております。

○ 学校教育課長

各種文化体育大会出場補助金について、お答えいたします。昨年度の各種文化体育大会出場補助金の今年との比較につきましては、平成18年度が1078万6千円の予算に対して、本年度は970万8千円で、107万8千円のマイナスになっております。また、昨年までは、旧1市4町の各種大会に出場に対する予算措置に違いがございまして、旧飯塚市では県大会以上の出場に対して交通費を補助しておりました。旧穂波町、旧庄内町では、嘉飯山大会からの出場に対して、交通費を補助するとともにバスの借上げ費が65万から100万円予算化されておりました。旧潁田町では、一定の額の予算措置の中で運用しておりました。旧筑穂町では、筑豊大会以上の出場に対しての交通費の補助しておりました。そこで、昨年度合併後4月より中学校校長会とも相談をしていく中で話し合いの結果、県大会、全国大会につながる大会で筑豊大会以上の大会へ出場する際の交通費等を補助することとさせていただき、校長会等にも周知をした次第でございます。

○ 佐藤委員

各種文化体育大会出場補助金107万のマイナスとなっておりますが、お聞きのように飯塚市は県大会以上の補助と、旧穂波町、旧庄内町は嘉飯山大会から補助できたと、その107万だけの違いじゃないんですねこれは、あと比較して見ますと分かるんですが、小学校卒業記念品料にしては飯塚市が110円、旧郡部が2000円から2600円支払ってたんです。そのつけを誰が払っていくんでしょうか。

○ 学校教育課長

本当に申し訳ございませんが、保護者の方に負担していただくことになろうかと思えます。

○ 佐藤委員

そのことについて、市PTA連なり保護者になり事前に説明があったでしょうか。

○ 学校教育課長

本当に、申し訳ございません。教育委員会として、保護者の方々にその予算措置に対する説明会等は実施したしておりません。

○ 佐藤委員

ある中学校では、PTA会費の予算の値上げを見送った中学校もございまして。私の近くの西中にしても、総会では異論はなかったんですが、これから実際払う上で不払いとか出るんじゃないかと心配をしております。執行部の方は。保護者の意見が聞きたいと言って、各審議会とかPTAに要請するわけですね、出てくださいと、そしてこういうときは抜き打ちでやるんです。その辺の対応を今後考えていただきたいと思っておりますし、来年からでも考えていただきたいと思っております。確かに、合併した後の調整等がいくつもあることは承知しています。財政も逼迫していることも理解してありますが、あまりにも平準化の名の元に受益者負担が多いように思います。齊藤市長が言います。人が輝き、まちが飛躍する住みたいまち、住み続けたいまちの実現に向けては、やはり本市の将来を担うであろう今の子どもたちに対して、教育的支援をしっかりとしていく必要があると思えます。是非、近い数年のうちには、手厚い教育的支援が実施できるよう財政の建て直しを図るとともに、もっと教育環境の充実を推進していただきますよう強く要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

続いて、174ページ教育費、教育振興費、中学生海外研修事業について上野委員の質疑を許します。

○ 上野委員

中学生海外研修事業について、まず、実施状況について教えてください。

○ 生涯学習課長

この中学生海外研修事業につきましては、明日の飯塚を担う人材の育成を目的といたしまして、市内の中学生を約2週間オーストラリアに派遣し、ホームステイを通じてワーク研修や国際交流、異文化の体験などを行うものであります。しない在住の中学1年から3年生男女25名を派遣するようにいたしております。現在第2回目の事前研修を終了したところでございますが、今後の予定といたしましては残り3回の事前研修を行った後、8月9日から24日までオーストラリアでの本研修を実施する予定となっております。また、帰国後は事後研修を行い、10月13日は帰国報告会を実施する予定となっております。

○ 上野委員

ホームステイ先の選定方法と受入家庭数を教えてください。

○ 生涯学習課長

オーストラリアにおきます受け入れ先についてでございますけど、これにつきましてはシドニーの北約130キロのところがございますニューサウスウェールズ州のレイクムンモラーハイスクールを選定いたしております。また、ホームステイ先につきましては、そのハイスクールに通う生徒宅を対象に、オーストラリア教育長、また現地の担当の先生方の協力によりまして、ホームステイ先を決定いたし、受け入れを行っていただいているところでございます。

○ 生涯学習課長

失礼しました、受入数につきましては本年度はまだ決まっておられませんので、昨年度の実績に基づいてご説明をさせていただきます。平成18年度の受入家庭数につきましては、派遣者1人1家族の受け入れを原則としておりましたが、昨年度受け入れ状況を見ますと、派遣者50名に対し、2名1組での受け入れが4件ありましたので、受け入れ家庭の合計は46家族となっております。

○ 上野委員

8月9日からいくのに受入家庭数が決まってないというのはどうかなと思うんですけども、それとして多感な中学生が約2週間行くわけですね。選定方法も何もかも無効に丸投げで、どんなホストファミリーかもわからない、と。ホストファミリーに対する研修は行われてあるのでしょうか。

○ 生涯学習課長

現地のホームステイ先に対する研修等につきましてはこちらのほうでは行っておりません。

○ 上野委員

実際行かれたところのお子さんをもつ家庭の方からお話を聞いたんですけども、ホームステイの間、ほとんど毎食、食事がフレック、わかります、ミルクをかけて食べるやつですね、インスタント食品だけだった。本研修の間の休みのときも外出はなくホームステイ先の子どもとテレビゲームをやっておった。国際交流につながるんでしょうかね。青少年育成じゃなくて逆に子どもの可能性をつぶしたり、海外に対して萎縮をさせたりしているのではないかという懸念を持っているところでありますが、中学生といえば自分の意思、意見、感想を人に伝える能力もある程度持ち合わせておるといふふうに考えておるんですが、事業に参加をされた方々のアンケートの実施状況、どんな具合ですか。

○ 生涯学習課長

アンケートの実施状況につきましては、過去平成15年度に旧飯塚市の中学校2年生3年生の生徒1408名を対象に、海外派遣事業の認識度ということについて実施いたしております。また、別に過去に参加された研修生に対する事後調査としてもアンケートを平成16年度に平成5年度から平成17年度にかけて参加した生徒役42名に対しまして実施いたしております。アンケートにつきましては以上のとおりであります。

○ 上野委員

毎年行われていないということなので、アンケートを基にしてこの事業を改善をされたということは毎年行われていないという認識を持っております。非常に問題だと思うんですね、この内容では。今後の方向性をどういうふうにご考えておられるのか教えていただけますか。

○ 生涯学習課長

今後の方向性につきましては、事後研修を十二分に行い、その結果を踏まえた中で研修先の選定、研修内容の充実、ホストファミリーの選定充実などに努めるとともに、本研修事業をきっかけといたしまして海外で培った貴重な体験を活かし、帰国後の活動が継続できるよう、社会教育関係団体等と連携しながら活動の場を提供し、さらに地域で活躍する青少年ボランティアの育成を継続的に実施していきたいと考えております。

○ 上野委員

課長の言葉を信じておきますが、研修先の選定も含めて内容をよく検討されて事由実した事業になるように創意工夫をされることを強く要望して終わります。

○ 後藤委員

中学生の海外視察研修事業ですけど、昨年度と募集人員はどういうふうになっているのかお答えください。

○ 生涯学習課長

昨年度は派遣者50名でございます。本年度は25名となっております。

○ 後藤委員

なぜ教育部から生涯学習部が変わったのか、この要因も所管換えした要因を教えてください。

○ 生涯学習課長

本事業につきましては、昨年度までは学校教育課のほうで行ってございましたけど、平成19年度につきましては行財政改革に伴う機構改革によりまして、人材育成という立場から生涯学習課のほうに移管されたものであります。

○ 行財政改革推進室主幹

本年度の組織機構の見直しをする中で、いままで教育委員会の学校教育のほうで所管をいたしております。この中学生の海外派遣事業につきましては人材育成事業の一環ということであくまでも学校教育という立場ではなくて生涯学習という位置づけの中で事業を実施したほうがよいのではないかとということで生涯学習課のほうで所管をすることにしております。

○ 後藤委員

人材育成という観点から所管換えしたというお答えですけど、いままで一番最初の取り掛かりは企画調整部の範ちゅうだったですよ、中学生の派遣事業は人材育成という意味で。それがやはり学校との関連が強いからといって、また随行者も教職員が随行者の関係上、教育委員会の教育部に渡して、なぜ今回生涯学習課のほうに渡すのか、行革の中の組織機構という部分での人材育成の本当の所管を生涯学習課が見るという観点から行くとか何かちょっときつい気がしますけど、組織換えされていますけど、ただこういう人材育成で昨年度50人行っていたのが今年は25人と、あまりにも半分には削りすぎじゃないかということで、今後は人材育成というならばやはりもっと知識をよそに反映できるように合併して増やして今度また行革で減らしてという、市長の子どもは宝という部分が反映されるのかな、という部分がいたしますので、そこらへんは行革のほうも今後進める中で注意してやっていただきたいということを要望して終わります。

○ 委員長

続いて、181ページ教育費、社会教育総務費、PTA活動事業費補助金について原田委員の質疑を許します。

○ 原田委員

P T A活動事業費補助金について、お尋ねをいたします。厳しい財政状況の中、各地域で活動している団体補助金がカットされているように見受けられます。特に、地域子どもたちや親、学校が一体となって活動を行うP T A活動は、各地区においても重要な役割を担っていると考えております。そこで、先ず平成1 8年度のP T A活動事業費補助金の交付状況についてお尋ねをいたします。

○ 生涯学習課長

平成1 8年度のP T A活動事業費補助金の交付につきまして、お答えいたします。P T A活動事業費補助金は、P T Aが行う事業に対して交付される補助金であり、市内の小中学校P T Aに対して交付するものでございます。合併前に、各市町がP T Aに対して交付していた補助金は、P T Aが行う教育講演会に対するものと、各種活動事業に対するものがありました。また、交付先のP T A組織につきましても、旧飯塚市におきましては、飯塚市小中学校P T A連合会に、旧穂波町、旧穎田町につきましても、各小中学校のそれぞれのP T Aに、旧筑穂町及び旧庄内町については、地区の小中学校で組織された校区P T Aに交付されておりました。合併後の平成1 8年では、合併前に交付されていたかたちをそのまま継続したなかで、1市4町それぞれのP T A組織に交付いたしております。交付状況につきましては、教育講演会に対する補助金といたしまして、旧飯塚市におきましては飯塚市小中学校P T A連合会に1 1万4 9 0 0円、旧穂波町の小学校と中学校P T Aに合計6万円、また筑穂地区の校区P T Aに8万1 1 0 0円の補助金を交付いたしております。また各種活動事業に対する補助金といたしまして、穂波地区の小学校5校と中学校2校の各P T Aにそれぞれ3万6千円、穎田小学校P T Aに8万円、穎田中学校P T Aに1 2万円、筑穂地区の校区P T Aに4万円、庄内地区の校区P T Aに5万円の補助金を交付いたしております。

○ 原田委員

1 8年度のP T A活動事業費補助金の交付状況については、理解をいたしました。やはり、この数字で見ますと、旧町の方が教育費関連がいかに手厚かったかというのが、数字に如実に出ていますところがございます。それでは、平成1 9年度のP T A活動事業に対する交付の方法及び補助金額についてお尋ねいたします。

○ 生涯学習課長

平成1 8年度での飯塚市小中学校P T A連合会の理事会におきまして、合併に伴います組織の見直し及び補助金の交付についての協議が行われ、一本化がなされたことによりまして、平成1 9年度におきましては、P T A活動事業費補助金を一本化し、飯塚市小中学校P T A連合会に対しまして7 9万5千円の補助金を交付するものでございます。

○ 原田委員

補助金額と補助金の一本化と整理統合を行いと、変更があったわけですね。それについては、分かりましたけども、補助金の使用目的については従来の方式を改めたとの答弁がありました。これについて、もう少し詳しく説明を求めます。

○ 生涯学習課長

飯塚市小中学校P T A連合会では、市内の3 4の小中学校を9つの班に分け、総務委員会、家庭教育委員会、安全調査委員会のそれぞれの活動が行われております。平成1 9年度に交付される補助金の使用目的といたしましては、飯塚市小中学校P T A連合会主催の教育講演会やP T A連合会の各委員会の事業など、市全体で行う事業や、各班ごとなどに行われる事業に対して交付されるものでございます。

○ 原田委員

従来の補助金の方式というのは、校区単位での事業に対しての補助金の交付であったと、今度は一括しておおもとで飯塚市全体でやっていくということですね。そうなりますと、従来そ

それぞれの単費、いわゆる単独でやっていた事業が、今後は非常にやり方が難しくなってくるのではなかろうかと少し懸念をもつわけであります。合併に伴う組織の変化に合わせた補助金の交付方法の変更というのは理解は出来るわけですが、しかし実際事業が以前どおりには出来ない、ということについてはPTAにそれぞれ今までどおりやるかということは、PTAが決定されたことでありますから、ここでとやかく言うことではないかと思いますが、そこらへんの内容を十分に把握したうえで説明なんかは、PTA連合会の方に説明されたのかどうかお尋ねしたいと思います。

○ 生涯学習課長

現在、財政状況が厳しい中、行財政改革を進めております。こういった中で、PTA連合会の理事さん等に対しまして、ご理解を深める説明等を行いまして、補助金の一本化、組織の一本化等の中で、この補助金額につきましてのある程度のご理解を得ているところでございます。

○ 原田委員

これは、連合会内部のことですから、これ以上は述べませんが、配分に困ったからまる投げしたというような感覚を受け取るんですね。そのようなことのないように、きちっと説明責任があるのではなかろうかと。従前は、こうであったという説明がなされたかどうかというのをお聞きしたかったんです。やはりこれは、説明責任があるのではと考えております。それでは、補助金額の減額がなされておりますが、その減額がなされた経緯についてお尋ねいたします。

○ 生涯学習課長

平成19年度の当初予算編成におきまして、現在進めております行財政改革の一環といたしまして、補助金等につきましても10%以上の削減方針に基づき、平成19年度のPTA活動事業費補助金につきましても、前年度比約13%を削減したなかでの予算計上を行っているものでございます。

○ 原田委員

13%削減と、ここで本来であれば13%にした計算方法といいますか、根拠と申しますか、お尋ねしたいところではございますけど、市の財政状況は事のほか厳しいものであり、行財政改革を推進しなければならない点については、私も十分理解をいたしております。しかしながら、本来、行財政改革とは市民や地域で活動する団体に対する助成を削ることではないと思うわけであります。教育費は、未来を担う子どもたちを育成するために、特に削除してはならないものであると考えますし、特に自主活動を助成する補助金などに行財政改革の考え方を適用するのは誤りであるのではなかろうかと考えるわけであります。このことについて、どのようにお考えなのか見解を伺います。

○ 生涯学習部長

質問者、ご承知のとおり、現在本市におきましては、市民と協働のまちづくりを推進しているところでございまして、その中で地域で活動されておりますPTAや各種社会教育関係団体との連携は大変重要なものであると認識をいたしておるところでございます。地域で活動される団体に事業を、助成する補助金の減額は事業や取り組みを衰退させるものであるとの批判もありますが、今年度の補助金の見直しにつきましては、合併に伴う事業のスリム化や、効率化により、減額した面も少なからずあろうかと思っております。しかしながら、先ほど課長が答弁いたしましたように、厳しい財政状況の中で減額となっている面もございます。今後は、PTAや社会教育関係団体との連携を図り、今日とり行われております事業運営が実施できるように、関係団体また関係各課とも十分協議をしながら協働のまちづくりに向けた取り組みを行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 原田委員

教育費、特に自主活動を助成する補助金が、これ以上減額されるならば、市民との協働のま

ちづくりと、それを掲げましても実効性のないものになってしまうと考えております。20年度以降も行財政改革を継続されることと思っておりますが、もっと対象となるべきものを別の分野で改革を進めていただきたいと強く思うものであります。特に、今の答弁でもありましたように地区で行われる活動等にも、そのしわ寄せが来ることのないようにしていただきたいと強く要望して、これで質問を終わります。

○ 委員長

続いて、190ページ教育費、文化財保護費について上野委員の質疑を許します。

○ 上野委員

190ページ、鹿毛馬神籠石事業について190ページと191ページにあります。事業の内容を先ずお聞かせください。

○ 文化課長

国指定文化財鹿毛馬神籠石は、昭和20年2月に国の指定史跡になり、平成14年3月に追加指定を受け、現在の広さ35万8238㎡になっており、国の補助事業として平成14年から平成21年まで8年の事業計画で、総事業費約6億4956万円の予算で買上事業を実施いたしております。指定を受けました面積のうち、すでに旧颯田町有地になっていた土地、あついは国有地等を除く約28万6500㎡が買上対象面積でございます。平成14年度から平成18年度までに11万4942㎡の買上が済んでおります。本年度、平成19年度ですが、6万1999㎡を買い上げる予定で、事業費につきましては予算書に載っております1億3124万1千円でございます。また、平成20年それから21年と残りの約10万9500㎡を事業費2億4328万5千円で買い上げる予定でございます。

○ 上野委員

国、県からの補助金が出てきていると思っておりますが、市の負担金は実質いくぐらいになりますか。

○ 文化課長

国の補助でございますが、事業費の80%です。それから、県から出ます補助金につきましては、事業費の3000万円が限度となりますので、そのうちの8%の240万円が補助の対象になってまいります。ですから、実質的にこの金額を差し引いた残りが市の単費となっております。これまでの既に済んでおる分につきましては、ご質問の一般財源でございますが、平成14年から平成18年度まで、これが一般財源が3661万7812円、約3660万でございます、平成19年度につきましては、約2690万でございます。それから、20年、21年度、これの一般財源の見込みが約4380万円となっております。

○ 上野委員

これ膨大な計画なんですけど、観光の回遊性を考えたら将来的には颯田地区、松木醤油屋を含めてこの整備も必要になってくるとは思います。ここに行かれた方は分かると思っておりますが、ここを観光資源にするには道路や駐車場の整備を含めて、おおきなインフラの整備も一緒に必要になってくるとは思うんですけど、今急いでやる必要はないんじゃないかと思ってるんですね。颯田地区のことですけども。緊急性を考えれば、2000万以上の単費負担になると思うんですけど、観光で言えばすでに整備が整いつつある内野宿、また文化を考えれば同じ筑穂町になりますけど、日本で初めて日の丸を染めたという茜染の後継者の育成、こちらのほうが緊急性を要するんじゃないかと思っておるんですけど、事業は棚上げ凍結できませんか。

○ 文化課長

この国の指定史跡鹿毛馬神籠石、これにつきましては、いわゆる戦時中、昭和19年2月に国の指定遺跡に申請がされて、そして昭和20年2月に国の指定史跡となった経緯がございます。現在、飯塚市は非常に財政難で厳しい時期ではございますけど、この国の事業費80%補

助、それから県から最大240万円の補助と、こういった補助が受けられる事業というのは他にはなかなかないのではなかろうかというふうに考えております。そして更に、この事業が平成14年から続けられており、現在6年目に入っております。ですから、ここで財政難を理由に事業を延期するということになりますと、国、県への問題ということもさることながら、ご協力いただいております鹿毛馬の地権者の方々への信頼を裏切ることにもなりますし、何よりもご承知のことと思いますが、鹿毛馬神籠石史跡周辺では、今真砂土を採る業者の方が非常に多ございます。早くこの事業を実施いたしまして、その事業者が指定の敷地の中にまで広がる事が無いようにしたいというふうに考えております。旧颯田町の方々が戦時中の苦しい中、文化財として将来に渡って残そうとしてきましたこの鹿毛馬神籠石史跡、その意志を継いで、今後は我々が今行っている買上事業を継続して良好な自然環境と合わせまして、この鹿毛馬神籠石史跡をそれこそ100年先、200年先まで残していかなければならないのじゃないかという立場で、今は事業を進めております。

○ 上野委員

事業の縮小はどうですかとお聞きしようと思ったんですが、それも無理なようなので、颯田地区にとっては非常にありがたいのですが、行財政改革でございますので、きちんと優先順位を考えていただいて、みなさんに納得していただけるようなお金の使い方をしていただきたいなというふうに要望をして、質問を終わります。

○ 安藤委員

今、同じ颯田の上野委員からありましたけど、本当にこれ買うだけでいいのかというふうに、本当に思います。その後に、どういやってこれを整備して行って、本当に有効なものにしていくのかというのが、本当に考えなければならないことだと思ってますんで、私も前から思ってたんですけど、神籠石というのは颯田だけに留まらず、日本全国に神籠石というのがございまして、そういう部分で言えば是非神籠石サミットみたいなかたちで、これを有効的なハードだけじゃなくてソフトの部分でも、もっとアピールしていける方法というのが必ずあると思いますので、今後も含めたところで是非しっかり検討していただきたいと思います。要望です。

○ 委員長

続いて、191ページ教育費、文化財保護費について原田委員の質疑を許します。

○ 原田委員

綱分八幡宮の放生会等の補助金減額についてお尋ねをいたしますが、この減額というのは綱分八幡宮のご神幸祭の実態が分かった上で行われたものか、まずはお尋ねをいたします。

○ 文化課長

これはご神幸祭でございますけれども、これは古くから約700年近く続く旧庄内町で行われております伝統行事で、昭和51年に県の無形民俗文化財に指定されまして、このご神幸祭を後世に伝えていこうと、このご神幸祭の保存会の方々が積極的に活動されまして、現在は2年に1度、10月13日に近い土曜、日曜日に、地域の多くの方々が参加され、ご神幸祭行列をはじめまして、流鏝馬、獅子舞、神楽等が行われていると聞いております。

○ 原田委員

今聞いておりますと、課長、ちょっと勘違いされてありますね。多くの方々が参加されてご神幸行列が行われるというのはちょっと違うんですよ。これはいわゆる大名行列みたいな形になっているんですね。それぞれに役割が決まっているんです。内容が。人員はどのくらいで行列されているがご存知ですか。

○ 文化課長

申し訳ございません。私まだ見たことがございまして、ただ、記録、写真等で拝見させていくと、非常に長い行列ができております。100人、200人という人数ではなかろうかと

いうふうを考えております。

○ 原田委員

このご神幸の行列隊だけで定員はだいたい90人ぐらいなんです。これに、いろんな形のものがついていくんです。今聞いてますと、普通の提燈行列みたいに聞こえたものですから、確認をさせていただいたんですが、ひとつ、流鏝馬、獅子舞、神楽が奉納ということを言われました。もうひとつ大事なのを忘れてあるんです。稚児舞というのがあるんです。稚児舞というのは今年の福智町の町報に載っております。南木菅原神社神幸祭ちゅうんですね。ちょっと読んでみますね。「地域で守り抜く伝統の舞。5月2日、3日に南木菅原神社の神幸祭が催され、農繁期に向けて豊作を願いました。煌びやかで凛々しいでたちの稚児たちが神聖な雰囲気の中で獅子とともに舞います。第2次大戦中も中断することなく保存会などは組織せずに、南木地区で代々受け継がれたこの舞は、明治20年代に当時の青年たちが筑前、飯塚市庄内町の綱分で習ったのが始まりだといわれています。そのときに綱分からの帰り道の烏尾峠でも復習したという逸話が今も伝わっています」というふうに由緒正しい、といったらおかしいんですけども、おらが村の宣伝するわけじゃないんですけども、きちっとこういったものもやっておるわけなんです。やはりこの中で今度綱分の八幡宮の祭、実施するために費用がどのくらい必要なのかお分かりでしょうか、説明を求めます。

○ 文化課長

平成16年度、平成17年度の決算書を拝見いたしますと、ご神幸祭の行われなかった平成16年度につきましては32万5000円、それからご神幸祭が行われた平成17年度でございますが、これにはコミュニティ助成を受けた神輿の修理代等ございますが、この分を除きますと、87万8470円となっております。

○ 原田委員

この運営費の予算でございますけれども、端的に先に結論から申しますと、だいたい予算としては2年間の分で、2年間に1回ですから祭の予算だけで100万円。補助費が60万円、地元が40万円ということになっているわけなんです。ところがこれは実際当時の庄内町役場のほうで100万くらいの予算を出してくださいというようなことを内々にご相談があったわけですね。運営に関しては本来130万円から150万円かかっているのが現状なんです。現在では今言ったような予算だけでは運営困難なために役員、神主さん等々が数十万円手出しし、何とか運営しているのが現状なんです。この予算削減については担当課からの現状の、どういう形態があるか、というヒアリングですね、いわゆる事情聴取というのは一切なくて、若い担当職員がポンと訪ねてこられて一方的に通告された。その際にこのままでは運営が非常に困難になる、とその旨話をしたんですけどもそのまま聞くことなく帰ってしまわれた。これはよく言われます、地域文化の発展のために、とかどこにその地域文化の発展とか伝統文化の継承っていうのがこの態度の中にあるんだろう、と思うわけですよ。ここら辺の見解をお示しいただきたいと思います。

○ 文化課長

この補助金の減額の説明につきましては、ご神幸祭の保存会の会長さんが亡くなられたということで会計をしてある方と平成18年9月頃から連絡を取って日にちをはっきり記録しているのは11月17日だけでございますが、その前後数度にわたり説明をしてご了解をいただいたものと私理解しておりました。しかし、いま質問者言われますように、このことで地域の伝統文化を継承していただいている方々にご不審、ご不満、そういったものを与えたとすれば本当に申し訳ないことでございます。お詫びを申し上げますとともに、改めて時機をみて説明にお伺いしたいと思っております。どうも申し訳ございませんでした。

○ 原田委員

改めて説明というよりも改めてお詫びみたいな気がするんですね、この場合。やはり伝統文化の継承をしていくといううえで、この補助金を将来的にどうしていくのか、減額していくのか、それともやっぱり大事なんだなど、じゃあ10万円ずつ来年から増やそうとか、それはないですね。どのように考えていらっしゃるのかお示しをいただきたいと思います。

○ 文化課長

この補助金につきましては、行財政改革の一環として廃止を含めて見直しが行われているものでございます。ご神幸祭はこれまで毎年30万円の補助金を支出しておりましたが、2年に1回開催されるものであり、開催しない年は補助金を支出すべき理由がないのではないかというようなこともございまして、隔年ごとに開催に必要な経費の一部、開催する年に補助するというように検討いたしております。県指定の無形民俗文化財でもあり、後世に引き継がなければならないと、大切な地域の伝統文化ということでございますので、激変緩和措置として、本年度50万円、そして、平成21年度に40万円を支出する予定でございます。今後におきましてこの地域に引き継がれております無形文化財や伝統文化であるお祭りなどと合わせまして行政としてもすべき人的、財政的な支援について検討を進めるとともに県の文化財保護事業費補助金等を活用しながら地域の自治会、あるいは保存会などと協力して伝統文化の継承を図ってまいりたいというふうに考えております。

○ 原田委員

課長、今言われた中で自分で矛盾があるとお思いになりませんか。いいですか、激変緩和措置として大変ありがたい言葉ではあるんですが、今年度10万円減の50万、2年後には40万円に減らすということですよ。冒頭では行財政改革の一環として廃止を含めて見直しが行われていると。しかも重複しますけど、10万円ずつ減らしていきますよ、と。真綿で首をじわじわ絞めていくような。これで伝統文化の継承をやっていくと。まったく言葉に矛盾があるわけですよ。どうやって継承してやっていくんですか、これ。先ほど言いましたように、実態を十分に把握されていらっしゃる。たとえば行列ひとつをみても見たことがありません、なんていうのは文化課長として答弁の言葉じゃないですよ、これは。確かに伊藤伝右衛門邸その他諸々、重なった時期もあるかと良い方に理解をいたします。しかしながら、これいかにしてもやはりきちっと理解を深めていく必要がありますよ。そして、これは行政としてすべき人的、財政的な支援について検討を進めるというような答弁がございましたけど、財政的な支援については今言ったようなとおりですよ。何ら支援という、支援にもなっていない。じゃあ、お尋ねいたしますが、人的支援というのは具体的にどういったことがなされるんですか。お尋ねをいたします。

○ 文化課長

文化課の中にいま6名職員がおります。歴史資料館の資料室にも1人、臨時職員がおります。そういったところでできるだけの協力を一緒にしていきたいと、こんなふうに考えております。

○ 原田委員

今日別な質疑の答弁の中で公務員が出てくると賃金が高いから、というような答弁がございました。これ人的支援って夜あるんですよ、練習なんかはずっと。それ一緒にやられるということなんですかね。となると休日出勤、時間外手当、大変なことになるんじゃないですか。これ10万円どころの、削減しても人的経費が10万円以上になるんじゃないかということをおぼろげに思ったんですけどね。要するにそういった支援という部門で言えば100人以上、200人ぐらいからの体制でやるわけですよ。確かにありがたいことでもあります、今課長が言われたとおり。でも、先ほど言いましたように、今まで60万円の補助金をいただいておりました。この祭りに関して。実際は130万円から150万円かかっているんですよ。それを次回から10万円ずつ余計に負担しなければいけないことになります。どこでとまるんですか、

これ。最後は地域のことだから地域の皆さんでがんばってくださいとしか聞こえないんですよ、これ。ここら辺どう思われますか。これは情けないというよりも、同情される側ですよ。同情するなら金をくれっていうやつですよ。削減する親分、財務部長、いかがですか。

○ 財務部長

決して親分ではございませんけれども、正直申しまして、このお話といいますかこの削減については先ほど担当課長のほうから説明がありましたように、隔年ごとに実施されているということは伺っておりますし、そのことで将来のことは別といたしまして、一応今年10万円でほしい地元の方で大方まったくじゃないんでしょうけれども、大方了解をいただいたというようなヒアリングの中では、そういうふうな地元の方との大体の調整ができましたというようにお話は伺っております。ですからいろいろな形で平準化の名の下にたびたび行革のほうに伺っておりますが、いろんなところでのサービスについてとにかく新しい飯塚市として足並みを一回そろえてそこからまた、という考えもございまして。ただ、こういう文化財関係、地域の伝統ある、いろいろそこそこいろんな活動、文化的なことだけに限らずあるんですが、行革やっていくということは、それなりに削減額を10%を20%、50%、あるいは全廃というような方向、これは補助金に関しましてはひとつの大きな基準になる、行革の中では決めております。その中の一環でやっておりますが、ただ、机上である程度したところも確かにございまして。ですから、そのあたりを担当課のほうはピシッと我々のほうに説明できるだけの実態なり中身をきちっと精査なり把握をしていただければそれはその辺でやり取りの中で検討する余地もあろうかと思っておりますが、今の段階では私どもとしては隔年ごとに0になるということまでは聞いておりませんが、一応40万円までで大体20%、結果的に20%ぐらい近い削減になってこようと、20%強になるでしょうけれども。という、20%近い金額になるんでしょうけれども、そういうことで大方いただいたというふうな、課長もそういう認識を持っていたと思うんですけども、ことで考えておりますので。今年私は明日から増やしましょうとかいう話ではございまして、なかなか難しいんですけども、ただ、確かにいついつに言っている部分でございまして、ただ、その辺ですべてOKだということではなくて、若干でもそういううちのほうでキチッとそれはしょうか、と納得できる部分があればそれはそれで再考の余地もあろうかというふうに思っております。

○ 原田委員

再考の余地があるということをしっかり記憶にとどめていただきたいと思います。先ほど課長の答弁にありましたように、担当者が会計をしてある方と連絡を取って協議していたということですね。団体の責任者とやっていないというのがいわゆるヒアリングやっていないということと同じことなんですよ。やはり納得していただいたうえで、これを本当の意味での伝統文化の継承をしていく上で必要な部分であろうと考え、強く認識いたしております、私共も。やっぱり行財政改革と方向、タダ、という形になってしまいますけれども、文化とか繰り返すようですが、教育というのは対象から外れるんじゃないかと、そういうことを強くお願いといたしまして質疑を終わらせていただきます。よろしくどうぞお願いします。

○ 人見委員

今回初めてそういう意味じゃ改めてみるんですが、この今の質問の綱分の八幡宮放生会、それから大分八幡宮獅子舞の保存会、とこれは言われるように一面は大切な地域の伝統文化財と、こういうふうなことだと思いますし、地域上げてのコミュニティの大事な軸というか、そういう行事だと、このように十分に認識しております。そこで、一面この綱分八幡宮は宗教団体としての登録はどのようになっているんですか。神社庁に登録をされていることになるんですかね、これ。

○ 文化課長

登録は神社庁のほうにされていると思います。ただ、いま行っていますご神幸祭は神事とは違いまして、地域の伝統行事として残っているものでございます。一応そういった位置づけにしております。

○ 人見委員

そうでしょう、そういう位置づけにしているわけでしょう。それで、この神社の会員さん、俗に言う氏子さんでしょう。どれくらいおられるんですか。

○ 文化課長

申し訳ございません。氏子さんの数までは知りません。

○ 人見委員

それで、数々地域には神社がありますよね。それを支えてこられた氏子さんというのがおられるはずですよ。もともと伝統文化行事というような位置づけだという話ですが、この放生会というのはそもそもその綱分八幡宮の氏子さんたちがやってきたお祭りが地域全体の行事として広まっていったということにはならないんですかね。もともと八幡宮の放生会というのはどういう位置づけの行事なのか。神幸祭というのはどういう位置づけなのか、わからないから教えてください。

○ 文化課長

申し訳ございません、私もこのご神幸祭というものの当初の始まりといいますか、そういったものについては存じ上げておりませんが、こういった祭りというのはもともとは神事といえますか、そういったものから発祥してきているものがほとんど全てだといって良いかもしれないくらいあると思います。それがここの庄内の綱分八幡宮の放生会ご神幸祭、これにつきましては1338年から1341年、そのころから綱分八幡宮へ奉納するというんですから、神事としてスタートしてきたと思います。スタートは確かにいわれるとおりかもしれませんが、それが700年間続いてきて、これは、今は地域の伝統行事として根付いているものでございます。ですから、そういった意味では文化課のほうでこれに補助金を出していくということについては、しかも県の無形民俗文化財に指定もされています。そういったことからこれはぜひこれから先もこういった伝統文化は伝承していくべきではなかろうかと、このように考えております。

○ 人見委員

こうした祭りに補助を、伝統文化、地域の祭りということで行政の役割のコミュニティの地域づくりとか、地域の活性化の意味合いを込めてそういう意味では伝統文化を大切にしていって一翼を行政としてもその責任があるというのは十二分に分かるんです。そしたら、1200年、1300年ぐらいから始まっていますと。これが地域の祭りになったんですと。もともとは神社の祭りだ、神社の行事だったと。氏子さんの行事だったというようなことからしたらそれはいつから何年やればそういう伝統文化行事になっていくのかとかいうような変ちくりんな議論をしなきゃいけない。単純に行政がやるのであれば、各種団体に補助金を出していたら、その使い道はどうなんだと。少なくとも決算報告かなんかきちんともらってきていますか。そして、会員さんたち、氏子さんたちがどれくらい拠出して、そしてその主たる財源とその補助としての行政からの補助とがどのようなバランスであればいいのかとか、まさに協働じゃないですか。そういうところをしっかりと一面向けるとおりなんです。きちんとした協議も線でスパンとやられたらそりゃあ、一遍じゃ大変ですよ。だからこそきちんと協議を重ねていくことが大前提にもなるでしょうし、一面はそうした支えてである、そういう方々、主体者たるところがどれぐらいの自主財源とか、そういうものをある意味では持ち合わせて、行政としての補助をこれだけやって、地域の皆さん方広く受け入れてくださいと。そして、地域のそういう意味では伝統文化を守ることと、なおかつそこに集まってくる大勢の方々のそうした

憩いの場というか、そういう場に今後ともつなげてくださいと、こういう意味合いがあるんだろうと思っているんですけども、そのあたりはどのように考えられますか。

○ 文化課長

今質問者が言われましたとおりだと考えております。

○ 人見委員

であるならば、先ほどの質問者の意向もしっかりと踏まえながら、なおかつ行政が出す補助という意味合いの部分というのもまたしっかりと協議をしていただいて、やっていただきたいと思います。若干意味合いは違うかと思うけれども、今まさに飯塚は山笠の季節です。商店街あげてそういう意味では多大な費用がかかっていると思います、それなりに。市も補助を出しております。そうした全体の祭りの規模、予算も含めての規模を勘案しながらそういう意味でやっておられるんだろうと思います。これも納祖八幡に、そういう意味では神事を行うようになっております。それをまったく——（「ない」と発言するものあり）切り離されている、とほら。こういう形になっていくんですよ。どのみちそのあたりをきちんと整理しながら、今後やっていかないといけない部分がひょっとしたら出てくるのかもしれない。そりゃあ、今までの旧町の皆さん方にはちょっとしんどい話に映るかもしれないけれども、決して、教育の項目見てくださいよ、この補助金の。これは総括でも取り上げますけどね、明日に回しますが、何項目廃止してますか。補助金の削減で。教育関係の項目がどれほど多いですか。そういう意味では決して今の話はむげにしたくないし、残していただきたいと思いますのでね。さりとて私の言っていることもひとつ考慮していただけたらとこのように思います。よろしくお願いします。

○ 委員長

おはかりいたします。議案第57号については、本日の審査をこの程度にとどめ、明7月3日午前10時から委員会を開き審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

○ 委員長

ご異議なしと認めます。よって議案第57号については本日の審査をこの程度にとどめ、明7月3日午前10時から委員会を開き審査することに決定いたしました。以上をもちまして平成19年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れ様でした。